

# 会報

第172号

◇巻頭エッセー

日ごろ考えている2, 3について 東京工業大学長 内藤 喜之

■諸会議議事要録

理事会

第2常置委員会

第3常置委員会

第4常置委員会

第7常置委員会

第8常置委員会

設置形態検討特別委員会

■資料

「自己評価実施要項(案)」及び「評価実施手引書(案)」に対する

意見について(回答)

## 国立大学協会

平成13年6月

# 会報

平成13年6月 第172号

第51卷第2号通巻第172号

平成13年6月号

国立大学協会

●巻頭エッセー

日ごろ考えている2, 3について 東京工業大学長 内藤 喜之 ……………5

【諸会議議事要録】

理 事 会（3.2） ……………19

報告事項

大学入試センターからの報告

会務報告

各委員会委員長報告

協 議

平成13年度国立大学協会歳入歳出予算（案）について

委員会委員の交代について

役員・委員の改選手続について

当面する諸問題について

次期会長について

UMAPについて

ホームページの開設について

総会の傍聴について

第2常置委員会（3.2） ……………29

大学入試センター試験成績の複数年度利用について

第3常置委員会（2.9） ……………32

国立大学における身体に障害を有する者への支援等に関する実態調査について

就職問題への対応について

その他（今後の検討課題／作業委員の補充等）

第4常置委員会（4.20） ……………37

学長選考等についての調査について

「任期付教員の処遇改善に関するアンケート」について

助手問題について

人事制度の在り方に関する意見等について

国立大学における男女共同参画を推進するためのホームページについて

第7常置委員会（4.25） ……………40

助手問題について

その他（国立大学の法人化問題／次期委員長の選出等）

第8常置委員会（1.12） ……………42

諸報告

第8常置委員会ワーキンググループの設置について 大学評価・学位授与機構の「自己評価実施要領（案）」及び「評価 実施手引書（案）」に対する意見について 大学評価の現状と課題に関する調査の取りまとめについて その他（第8常置委員会ホームページ／実施要領等に対する意見聴 の方法等／大学評価・学位授与機構の議事録の公開）	
<b>第8常置委員会（2.6）</b> .....	47
諸報告	
第8常置委員会の課題の整理について	
ワーキンググループの具体的な検討事項について	
大学評価に関するシンポジウムについて	
大学評価・学位授与機構への要望について	
専門委員会Bにおける検討について	
<b>第8常置委員会（4.3）</b> .....	56
諸報告	
平成13年度実施予定の大学評価に対する要望について	
専門委員会B（目標評価委員会）への意見の検討について	
<b>（第9回）設置形態検討特別委員会（1.24）</b> .....	64
報告事項	
調査検討会議の委員会及び本特別委員会の専門委員会の報告	
国立大学の法人化の枠組みについて	
<b>（第10回）設置形態検討特別委員会（2.22）</b> .....	70
調査検討会議の委員会及び本特別委員会の専門委員会の報告	
国立大学法人の枠組についての試案について	
今後の議論の進め方について	
<b>（第11回）設置形態検討特別委員会（3.7）</b> .....	76
調査検討会議の委員会及び本特別委員会の専門委員会の報告	
<b>（第12回）設置形態検討特別委員会（4.2）</b> .....	84
国立大学附置研究所長会議からのオブザーバー出席の依頼について	
調査検討会議の委員会及び本特別委員会の専門委員会の報告	
専門委員会連絡会議の設置とまとめの作業に向けて	
その他（要望書等の取扱い／大学共同利用機関からのオブザーバー 出席変更等の要望）	

---

諸 会 合（平成13年1月～4月までの開催会議） .....93

**【資 料】**

「自己評価実施要項（案）」及び「評価実施手引書（案）」に対する  
意見について（回答） .....93

**【委員交代等】**

会長の交代等 .....106  
編集後記

## 日ごろ考えている 2, 3 について

—創造の階層, 日本の理学と工学, 学力低下等—

東京工業大学長 内藤 喜之

### 1. はじめに

我々のやることは、他人と同じことをやるか他人と違ったことをやるかの2成分に分かれるわけであるが、研究者と名のつく人のやることは、後者の方に属しないと存在価値がない。

それが真っ当で、かつこれまでの他の人との違いが大きいほど一般的には評価されるわけであろう。(違いを計る尺度は人それぞれで異なって難しいが)それがある意味ではより創造性に富んでいることに対応するであろうから。

従って、研究者はいつも、そのようにしたいと日ごろ考えている筈である。

私はある時から研究の創造性の高さ、又は質の良さをどのようにクラシファイすると良いのであろうか考えるようになった。即ち「創造のハイアラキー」を考えるようになった。

これも人によって即ち当然見方によって異なるであろうが、自分なりの見方をするためにである。そして自分の尺度のより高いほうに志を向けて努力することになる。

話は変わるが、昨年暮れのころ、東工大の加藤誠軌名誉教授から『やきものから先進セラミックスへ—セラミックス概論 基礎編—』(内田老鶴圃)という図書を戴いた。本のタイトルから、私には関係が無いと思いつつ、ページを捲っていたら、後ろの方にタイトルとは異なる内容を記載したページがあり、大変面白い

---

と思った。それは、次のような題の表である。

明治以後第二次世界大戦までの日本人の発明品 (P.265)

日本人の創造力についての従来の評判 (P.269)

第二次世界大戦後、日本企業の技術力で開発した新製品 (P.272)

これらの中で示されている多くの日本人による発明品の幾つかは、自分でも気が付いていたが、こんなに沢山有るとは気が付かなかった。このデータも参考に使わせていただき、後ほど私の“創造のハイアラーキー”の考え方で整理を試みる。

## 2. 創造に関する種々のノート

大学の先生は勿論であるが、学生も当然“創造”に関心が有ると思うし、所属学部によっては、始終「Be creative」と言われていることであろう。ここで、程度の差はあれ、これまで私が記録したこのことに関連する話題を掲げる。

いったい創造とか独創とかをどのように考えればよいのであろうか？

私の恩師の故川上正光東工大学長、名誉教授はしばしば、講義中も「日本の大学教授には創造性がない、皆ブラックホールであって、自分からは何も発信しないで吸収するだけである」と言われ、学生の我々に創造的であれと叱咤激励をされていた。

後藤尚久拓殖大学教授（東工大名誉教授）の著書に『アイデアはいかに生まれるか』（講談社・ブルーバックス）があるが、その本の中で「日本人は創造・独創的でない」と言う人が多いが、この発言は問題であると指摘されている。この発言は即ち、「私は日本人である」、したがって「私は創造・独創的でなくても良い」と弁護しているのだと言っている。この場合、単純に「私は創造・独創

---

的でない」というべきであると記している。

この指摘はまさに正しいが、これで終わるとそれ以上の発展がなく、日本人の創造性についての議論は終わりになる。

しかし、日本の工業製品がこれだけ世界のマーケットを占めているということは、即ち、特許を取って製品化しているということは、何らかの意味で他が真似を出来ない、我々日本人にある種の創造性があることを意味していると考えられる。

ここで、これまでも多くの方が創造、独創についていろいろな考え方を述べられているが、それ等の幾つかを掲げてみる。

(1) 岩波国語辞典

創造……最初に作り出すこと。人まねでなく、新しいものを自分から作り出すこと。

独創……独自の新しい考え・思いつきで、ものごとを作り出すこと。

(2) 江崎玲於奈博士

プライマリーな発明・発見……国境、企業を越えて世界に貢献

セカンダリー……企業を越えて日本の技術向上

サーダリー……企業に貢献

(3) 城阪俊吉氏

第一種……インベンション的創造

第二種……改良・改質（個人的、集合的）創造性

第三種……日本的な新製品開発段階で創出される集団的な創造性

第四種……提案制度による集積的な創造性

(4) 菊地 誠博士

---

「独立型の創造性」……まず天才的なひらめきがあり、それを受けて  
全く、新しい着想を得る場合

「触発型の創造性」……「開発段階」……「工業化段階」  
商品化                      国内市場、国際市場

(5) 朝日新聞の社説で紹介されたもの

- (ア) 馬車と駕籠の時代に蒸気機関車や飛行機を提案する。
- (イ) ガソリンエンジンを改造してガスタービンやロータリーエンジンにする。
- (ウ) トランジスタから集積回路へ

例として上記の3つをあげ、これまでの実績からして(ア)は日本人には難しいだろうが、(イ)、(ウ)は日本人向きと述べ、国民性による違いを強調している。

(6) 朝日新聞の論壇に掲載されたもの

- (ア) 月世界旅行を可能にする
- (イ) 平面テレビの実現

この2つは、1960年初頭にアメリカでスタートしたビッグプロジェクト。アメリカは、当初難しいと思われた(ア)は成功したが、反対に成功しやすいと思われた(イ)はその時点では試作の域を出なかった。

前者はシステム技術で、後者は部品技術である。日本はシステム技術には弱い、(イ)のような部品技術には強い。例えばオプトエレクトロニクス・デバイス、フラット・パネル・デバイス、マイクロマシン等。これらはその発想は外来のモノであるが、日本は独自の方法で技術を精密化して生産化する努力をして実用に供せるようにまで仕上げた。

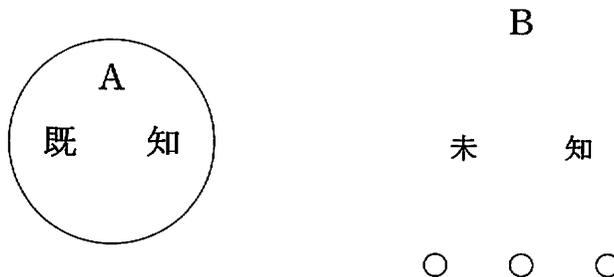
### 3. 内藤の創造性に対する提案

以上、例示したような分類は他にもいろいろと考えられるであろうが、次に私の考えを示す。

ただ言葉の上で創造といっても、我々の実感として、モノスゴイと思えるものから、スゴイ、マアマア、あまりたいしたことはない等々いろいろのクラスがあると思う。即ち創造に階層があるといえると思える。

既に解っている事象、その反対に解っていない事象をそれぞれ、既知、未知という。そこで、やや抽象的であるが、既知を全て集めた集合を図のAで表そう。そうすると図のA以外の領域は未知を表す集合であり、これをBと名付ける。創造というアクションは未知を既知に、無を有にするものであるが、図の世界では、Bの中の点をAの中に移動させることに対応する。

既知の集合から距離のより離れた未知の点を既知の中にもたらず創造が、階層の高い創造と認識されると考える。そのように考えたとき階層の高い創造とはどのようなものであろうか？



私は、次のような階層構造で創造を分類すると良いと考えている。(人によって種々の構造が考えられるであろう)

創造を次の5階層に分けてみる。

- 
1. 新規物理量の存在の提案, その存在の実証, 解明。(新規概念の提案)
  2. その新規物理量, (新規概念) の応用の提案
  3. その応用上で必要になる基本装置・デバイスの提案 (新規概念の応用とそれによる新しい結果の提示)
  4. 3の基本装置・デバイスの構成・形式の提案
  5. 4で提案された構成・形式内での種々の特性改善  
(上記の4, 5は工学的応用を主体に考えている。)

以上を具体的な例で示してみる。電磁波工学で考えてみると,

- 1) 変位電流の存在, 電磁波の存在の提案……マックスウエル (イギリス)  
存在の検証……ヘルツ (ドイツ)
- 2) 例えば, 情報伝送(無線通信, ファイバー), センサー, エネルギーとして,  
医用応用等
- 3) 通信を例に採ると, 発信器, 変調器, 増幅器, アンテナ, フィルター等  
の種々の回路, 等
- 4) 例えば, アンテナを例に採ると, 導体を使うとして, 線状アンテナ, 面  
上アンテナ, スロットアンテナ等
- 5) 線状アンテナとすると, ダイポールアンテナ, アレーアンテナ……八木  
アンテナ等, 面上の中では, 平面, パラボラアンテナ, カセグレンアン  
テナ等々

このような階層は必ずしも, 実用上の価値を表すものではない。考えの流れの整理としての一つとしては考えられるであろう。歴史的には5の特性改善の研究からその上の, 即ち上位の新しいものが付加されていくことはしばしば起きている。

---

最近特に話題になっている、IT に関する重要技術のオリジンを示すと、次のようになるであろう。電磁波は前記のようにイギリス、光ファイバーについては、イギリスの郵政省の研究所における、Dr. Kao 博士によるガラス中の不純物の量と光の伝送損失の研究、その実験結果を受けてのアメリカ Corning Glass 社の光ファイバーによる詳細な追試実験、それにより減衰20dB/km の値が得られたことが、光ファイバー通信の将来の可能性をもたらし、現実により良いファイバーの作り方においては、VAD 法という優れた方法を日本の NTT が考え出した。

半導体レーザーの常温発光がアメリカのベル研究所の林 巖雄氏等によって初めて行われた。その後、伊賀健一氏（東工大名誉教授）による面発光レーザー、中村修二氏（前日亜化学、現在アメリカ・カルフォルニア大学サンタバーバラ校教授）による、青色発光ダイオード、青色レーザーと優れた、世界をリードする仕事をされている。

電子式コンピュータはアメリカが最初である。トランジスタはご存知のように、アメリカのベル研究所の発明であり、ノーベル賞を受賞している。それによるトランジスタ・コンピュータが20世紀の最大の発明だとされているが、このように、IT に用いられている技術の開発のメインはアメリカである。

日本のこれまでの多くの貢献は前頁に示した、創造階層の4、5のところが多い。

最近はより上位の3の階層の創造が増えてきているのは確かである。今後ますます上位の創造を心掛けるという気持ちを持つことが必要であろう。また、個人の評価に対しても、階層の上の成果に対しては比重を大きくするなり、下位の階層に対しては、ある数以上はカウントしないことにして、より上位に挑戦させるように仕向ける制度も必要でないかと考えられる。

---

後ほど述べるが、科学、技術の世界に我々日本人が目を開いたのはそんなに古くはない。今後は上位の階層に挑戦することを心掛け、それにより得られる高い成果に対して高い評価を与える社会になる必要があるのではないかと考える。

#### 4. 日本の理学と工学

理工系大学で学び、そこで教育・研究に従事し、大学の運営に携わった一人として、我が国の理工学と欧米の理工学の違いをここで示しておきたい。理工学の充実是我が国の繁栄の必要条件であるから、どのようにすべきか考えていただきたい。

世界歴史で教わるエジプトの歴史の中に出てくる、ナイル河氾濫の予測のための観察技術は正に理学の天文学であり、紀元前25世紀前後のピラミッド建設は土木工学である。ギリシャのユークリッドの幾何学は紀元前3世紀であり理学である。

日本にも、江戸時代から理学の兆しは見られるが、本格的な高等教育制度がスタートするのは明治政府の樹立後、ヨーロッパから種々のことを学んだ、19世紀の終わりごろからである。理学部としては1877年、1897年にそれぞれ東京大学、京都大学に、工学部としては1886年、1897年にそれぞれ東京大学、京都大学に設けられたのが我が国の理学、工学の教育、研究の始まりであろう。

ここで我が国のこの分野と諸外国との違いをあげてみる。

##### 1) ノーベル賞の数（物理、化学に限る）

1901年以来、自然科学系 計469人

米国…200人、英国…68人、独逸…63人、仏蘭西…26人

日本…5人（湯川秀樹博士、朝永振一郎博士、江崎玲於奈博士、福井謙一博

士，白川英樹博士)

2) フィールズ賞 (数学)

1936年以来，1998年まで，計43人

日本…3人 (小平邦彦博士，廣中平祐博士，森 重文博士)

3) 理学，工学博士の1年間の数

国 名	1990年	1997年
日 本 (120)	3,700	6,000
アメリカ (263)	20,000	27,000
イギリス (58)	6,200	7,000
ド イ ツ (80)	11,000	12,000

(注) 括弧内は人口で100万の単位

この数の大小は，博士取得者を社会がどのように処遇するかに大きく関係するが，他の国と比べると日本はその処遇がよくないのが現状である。社会のほうは，日本の博士取得者に対して自分等の要求する性質を有していないとするところがある。

どのようにすべきかを議論し，この点を解決し，博士取得者をふやす必要がある。

日本の理学，工学の分野における博士の数は，ここに例示した国と較べて絶対値においても，かなり少ないが，人口比にすると格段に少なくなる。

われわれはこの点について大いに検討する必要があるのではないだろうか。博士のする仕事と学士・修士のする仕事の色分けの認識がなく，ということは博士に対する扱いの在り方と修士の取り扱いの在り方が明白でなく，区別が残念ながらついていないのではないかと思われる。博士は現在の問題解決と言うより，次

かその次の時期のために考えさせるための人材であるべきであり、そのために給料を修士に較べて格段に良くすべきであると思う。

しかし、待遇を良くしても期待はずれの人間には、それ相応に待遇を落していくというような日本的にいうとドライな方法の採用を考える時期ではないだろうか。

しかし将来に対して期待の持てることをした場合は、それ相応の待遇をすべきではないであろうか。あまりにもメリハリが無いのが現状ではないかと思える。

#### 4) 理学士, 工学士の1年間の数

以下の表を見ていただきたい。他の国に較べて理学が少なすぎる。

(日本は1991年度, 他の三カ国は1989年度の数)

	理 学S	工 学E	E/S
日 本	14,176	87,404	6.2
アメリカ	67,898	120,025	1.8
イギリス	23,800	16,900	0.7
ド イ ツ	14,338	12,068	0.8

(ここで、国によって理学と工学の区別をどこでつけるかがやや異なるかもしれない。大きくは異ならないと仮定している。)

以下に日本製が優れているモノの例を示してみよう。

自動車, テレビ, ノートパソコン, オプティカルファイバー, レーザダイオード, 水晶時計, デジタル時計, トランジスタラジオ, Iモード携帯電話, 写真機器の多く, トランジスタ応用製品, ゲーム機, NC工作機械, ロボット類, 電卓, 電子手帳, 自動券売機, 自動改札機, 自動清算機, カーナビゲータ, GPS応用機器等々

---

このようなことが出来るのは、工学部学生の数の多さと日本人の器用さが関係しているのではないだろうか。前に掲げた、創造の階層から言うと上から3, 4, 5番目が多いのではないであろうか。

ここに記したモノの多くは先に示した、加藤誠軌博士著の『やきものから先進セラミックスへ』に掲載されている。少し説明を加えておく。

「写真機器の多く」とあるが、次のようなものが示されている。自動焦点カメラ、ペンタプリズム一眼レフカメラ、コンパクトカメラ、デジタルカメラ等。即ち“カメラ”の前に形容詞がついているわけである。“カメラ”自身はヨーロッパで生まれたものであるが、その前に新形容詞が付く多くの新製品を作り出すのは日本の得意とするところである。時計、テレビ、トランジスタ応用製品等についても同じようなことが言える。創造の階層の3, 4, 5に関連しては世界のNO.1であろう。しかし、今後はより上位の階層においての貢献をすることが我々の使命となるべきではないであろうか。

階層の1, 2は理学部的発想が必要とされると考えられる。ここに優れた質と多数の人材を揃えることが、今後の日本の将来を決めるのではないかと考えている。

既に述べたが、日本では理学部の学生数が工学部のそれと較べて少ない。これを変えるのはかなり難しいかもしれないが、次のようなことでかなりの解決は可能と考える。

それは、現在多くの大学で大学院修士課程に進学する率が上がってきている。そこでそのような大学では、理系も工系も、学部と修士のカリキュラムを6年間で編成し、工系、理系の中に、それぞれ、理系、工系の基礎はきちんと講義するようにすればよいのではないかと思う。現在のような、研究室への囲い込みは控

---

えめにして、大きいことを考えるに必要な基本的なことはキチンと習得させることが必要ではないであろうか。余りにも早く理と工の区別を付け過ぎていないであろうか？

### 5. 学力低下問題と国大協

ここ数年、我が国の学校の生徒の学力低下が新聞、マスコミ等で大きく取り上げられている。例としては、これまではトップレベルにあった数学オリンピック等における成績の低下があげられる。

授業内容レベルの低下のみならず、 $\pi$ の数値の扱い方、桁数の多い計算を、以前は教えていたのに、教えなくする等々、問題になるようなことが報道されている。また教師の資格を取るに必要な学習時間が短縮されていることも指摘されている。

これらに関して識者からの警告の本も出ている。一例としては、大野 晋，上野健爾共著『学力があぶない』（岩波新書）がある。

一方、新聞では、文部科学省や有識者から、そのような心配は無いとの発言がなされている。

非常に単純に考えて、重要科目の受講時間数が次第に少なくなっている現状と、例えば数学、理科を担当する教師が必要な資格を取るための単位数が少なくなっている現状を考えると、生徒の学力低下は理の当然としか理解されないのであるが、どうなっているのでしょうか？

国立大学の学長の集まりで、この件は議論されていないのではないであろうか。これは日本全体の問題で、国大協のみならず、私大団連、公大協も同様であろう。良い工業製品を生産し、それを販売することで日本は成り立っているわけである

---

が、基礎学力の低下は、そのことを根底から揺さぶることになる。

3つの大学団体の組織が纏まって、検討委員会のようなものを設けなくて良いのであろうか？

最後に少し入試について触れておく。義務教育の段階では教育の目的が国民としての常識を授けることを目標としているので、生徒間にレベル差はなく、なるべく皆がある程度理解できるようにすることが必要であろう。しかし、高校になると個性がかなりハッキリと出てくる。多くの科目でそうであろうが、例えば数学、物理……、芸術の音楽、絵画……などはその典型であろう。このような中の幾人かがそれぞれの分野で将来活躍をする可能性は高い。しかし、このような人の特性として、その好きな科目に集中して、高校より程度の高い大学レベルの勉強をおのずから行い、従ってその他の科目に費やす時間は少なくなり、受験勉強でのオールラウンドプレーヤーにはなれない傾向がある。

そこで、このような人のために、大学は満点が例えば500、300、100のような問題を用意して、その人の希望によって、試験で解く問題を選択できるように出来ないであろうか。いろいろ考え方はあろうが、受験する科目の満点の合計は一定の条件のもとでも良い。不得意な科目で悪い点をとっても、得意な科目でリカバーでき、合格できるようにする。

即ち特徴のある人間がたくさん大学に入れて、自分から楽しく勉学できるように環境を整えるべきではないであろうか。勉強は好きではないが、良い大学に入って、良い会社に入ることしか考えていない人間を入れるより、大学が楽しい場になり大学が活性化され、良い意味での学問の府になるのではないであろうか。

# 諸会議議事要録

〔平成13年1月～4月〕

## 理 事 会

日 時 平成13年3月2日(水) 13:30～17:20

場 所 東京ガーデンパレス「須磨の間」

出席者 蓮實会長

中嶋, 長尾各副会長

丹保, 山田, 阿部, 北原, 磯野, 石, 林, 佐藤, 松尾, 岸本, 野上, 廣中,

齋藤, 近藤, 杉岡, 江口, 二神各理事

鮎川(第3), 梶井(第4), 鈴木(第6)各常置委員会委員長

岡本教員養成特別委員会委員長

兵藤, 板垣各監事

(大学入試センター)丸山所長, 濱事業部長

蓮實会長主宰のもとに開会。

初めに, 会長から定足数の確認が求められ, 次いで事務局から出席状況および定足数の報告があったのち, 会長から, 本会議は成立している旨発言があり, 引き続いて, 次のように述べられた。

本日は, ご多忙のところご出席いただき, 厚くお礼申し上げます。本理事会は次期会長の選出, 平成13年度の国大協予算(案)のほか, いくつかの案件についてお諮りするとともに, 各委員会の審議状況についてご報告をお願いしたい。なお, 委員会報告のため, 各特別委員会の委員長にもご出席いただくとともに, 平成13年度大学入試センター試験の実施状況などの報告をいただくため, 丸山大学入試センター所長にもご出席いただき, ご説明願うことにしている。

以上のように述べられたのち, 会長から学長交代による新理事および委員長の交代(両学長とも平成13年2月16日付)について, 次のとお

り紹介があった。

理 事 野上智行 神戸大学長

(前任: 西塚泰美)

第3常置委員会委員長 鮎川恭三 愛媛大学長

(前任: 佐藤 保 お茶の水女子大学長)

続いて, 本日の議事に入った。

### I 報告事項

#### 1. 大学入試センターからの報告

大学入試センター丸山所長から, 大学入試センター試験等に関し次のように報告があった。

平成13年度大学入試センター試験は, 去る1月20日(土)および1月21日(日)の両日実施し, 無事終了することができた。これも関係各位のご支援ご協力の賜物であり感謝申し上げたい。

いま, 本センターが抱える種々の問題については, 可能な限り, その改善に鋭意努力をして

いるところであるが、その一つとして大学入試センター試験の成績開示の問題がある。これは平成14年度からセンター試験終了後の事後開示となるが、希望者には開示する方向で具体の検討が進められており、また、複数年度の成績利用についても可能な方向で、その準備作業が行われている。

また、国大協から大学入試センター試験の試験日程を現行の2日間から3日間に延長する要望については、昨年文部省に設置された「大学入試改善に関する協議会」においても審議事項として挙げられており、その議論がなるべく早く煮詰まることを願っているところである。最後に、本センターは、本年4月1日で独立行政法人に移行するが、今まで同様、ご支援ご協力をお願いする次第である。

次いで、濱事業部長から、配付資料に基づき平成13年度大学入試センター試験の状況等について説明があった。

## 2. 会務報告

会長から、前回理事会以降のものについては、「資料3」にその概要が記されているが、ここではその要点を伊藤事務局長から報告していただく旨述べられたのち、同局長から資料に基づき報告があった。

## 3. 各委員会委員長報告

会長から、これより各委員会の報告をお願いするが、時間の関係もあり要点のみを簡潔にお願いしたい。また、協議題となっている部分については、その時点でご説明いただくこととし、法人化問題に関連する事項については「当面する諸問題」のところでご説明願うこととしたい。本来であれば第1常置委員会から報告願うところ

であるが、いま述べた事情をご了解のうえ、今回は第2常置委員会からご報告願いたい旨述べられたのち、各委員長から、前回理事会以降の各委員会の審議状況等について、次のように報告があった。

### (1) 第2常置委員会（杉岡委員長）

委員長から、次のように述べられた。

本委員会は、昨年12月12日と本日の午前中に開催した。12月12日は本委員会が取りまとめた提言「国立大学の入試改革—大学入試の大衆化を超えて—」についての今後の進め方について検討し、これの原案を作成のうえ、これを12月26日、会長名で各大学長宛に通知したところである。また、大学入試センター試験の試験日程を現行の2日間から3日間に延長する要望書を会長名で、1月15日に大学入試センターへ提出した。

なお、本日の委員会では、去る2月8日のNHKニュースで、文部科学省がセンター試験の前年度試験成績を、あたかも次の試験の時に利用可能なような、しかも2002年から実施するという誤報と思われる報道がされた。そのため文部科学省の担当官にもお越しいただき、その経緯等を伺うとともに、その問題点等について意見交換を行った。

### (2) 第3常置委員会（鮎川委員長）

委員長から、次のように述べられた。

2月9日に本委員会を開催したが、その時点では佐藤前委員長主宰のもとで議事が進められた。その主な議題は、配付資料4「国立大学における身体に障害を有する者への支援に関する実態調査」（報告事案）についてである。これは最近非常に多様な障害をもった学生が入学して

きている状況の中で、本委員会としてもこの問題に取り組むこととし、東京大学学生部の協力を得て、アンケート調査を実施した。その調査結果の取りまとめを佐藤委員長から愛媛大学でまとめてもらいたいとの要請があり、そのまとめが同報告事案である。これは二部にわかれ、第一部は各大学のアンケート結果をまとめたもので、第二部は調査をもとに分析した結果と提言すべきことを挙げている。今後考えていかなければならない問題として、①各大学が組織的な支援体制をもっていないこと、②障害学生の支援体制がボランティアに頼っていること、③教官への支援体制も未整備であり、今後全国的なネットワーク作りも必要であるといったようなことが記述されている。

なお、この報告書(案)は、最終案に向け本委員会で作業を進めているが、現在、各委員の意見を取りまとめている段階で、これがまとめれば次回の理事会にお諮りしたいと考えている。

もう一点は、就職問題として、採用の早期化の問題、学生の就職についての組織的な取組みの必要性、特に大学院生の就職もかなり厳しい状況にあり、これも今後検討を要する課題であること、さらに本委員会の検討結果を就職問題懇談会等に反映させるシステム作りを考えていく必要があるとの問題提起がされた。

### (3) 第4常置委員会(梶井委員長)

委員長から、次のように述べられた。

2月9日に作業委員会を開催した。その一つは夜間主コース担当教官に特別な給与措置を求める要望が以前からあり、その裏付けとするためのデータ作成を夜間教育実施国立大学事務局長会議にお願いし、「夜間主コース担当教官等の

勤務実態調査」を実施し、その調査報告を出していただいた。しかし、調査方法等の問題もあり、その結果は、内容的に我々が意図するところと大きくかけ離れたもので、この取扱いについて、最終的に作業委員会で検討した結果、同調査報告書は配付しないこととした。

もう一つは教官の任期制の問題である。任期制に関する法律が成立した際に国会の付帯決議として、処遇改善の措置を検討するということが盛り込まれている。これは政府答弁として任期制をとった教官の勤務実態が一般の教官と異なる実態が明らかになった段階で処遇改善を図るというものである。

これを受けて、文部科学省としては、近い将来、この問題について人事院等と協議を行う意向である旨の連絡があった。その段階で、大学としてこの問題に関する対応について本作業委員会で検討を行った。その際の情報として人事院は国立研究機関の任期制研究員について特別の処遇を考えている模様であり、大学もその見合いで考えられるのではないかという認識で、その裏付けとして処遇改善を考える場合、どのような任期制が考えられるのか、また、大学における任期制の現状等についても把握する必要があるとの結論に達し、各大学にアンケート調査を実施することにした。この調査結果をもとに、人事院と協議すべきかどうか意見がまとめれば、4月頃に協議を始めたいたいと考えている。

### (4) 第5常置委員会

会長から、次のように述べられた。

本日、内藤委員長は欠席である。連絡によれば、前回理事会以降、委員会を開催していないが、配付資料5の「第2回日仏高等教育シンポジウム」および「日本・カナダ大学長会議」の

対応については、現在調整中とのことである。

(5) 第6常置委員会（鈴木委員長）

委員長から、次のように述べられた。

本委員会は、前回の理事会以降、開催していないが、専門委員会Dを4回開催した。その内容は財務にかかる総論的な議論であるが、昨日の専門委員会Dでは個別的かつ具体的な議論に入ってきた。今後、2ヶ月の間に3回程度開催する予定にしている。

(6) 第7常置委員会（丹保委員長）

委員長から、次のように述べられた。

本委員会は、前回の理事会以降、開催していない。ただ、先の情報公開法が一段落したが、その後、個人情報問題が出てきた。しかし、これは政府の方針で民間を先行させたのち、国関係に入る予定と聞いている。

(7) 第8常置委員会（松尾委員長）

委員長から、次のように述べられた。

本委員会は月1回のペースで行い、第5回は11月6日に開催した。これは大学評価・学位授与機構から「平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等について」意見の提出依頼があり、本委員会で議論するとともに、各学長から意見をいただいて、11月14日の総会に報告したうえ、同日意見を同機構へ提出した。

第6回は12月11日に開催し、「大学評価の現状と課題に関するアンケート調査」についてのまとめを行った。また、本委員会としての課題の整理・見直しを行うとともに、大学評価・学位授与機構との意見を交換をどのような形で図っていくかを検討するワーキング・グループを作り、国大協側の意見をどう反映させていくかに

ついて具体の検討を行った。

第7回は1月12日に開催した。この時は、昨年12月に大学評価・学位授与機構長から会長宛に実施要項と手引書が送付され、それを会長から本委員会に検討方要請があった。時間的制約があることから、国大協全体としての意見集約は無理なため、会長の了解を得て、本委員会でまとめた意見を同機構へ提出した。なお、これについては機構側としても意見を取り入れていく方針と聞いている。また、本委員会にホームページの開設要望が多く寄せられている状況にある。これは国大協全体の問題ではあるが、取り敢えず委員長校である名古屋大学で本委員会に関することのみホームページを開設することとした。

第8回は2月6日開催し、本来の大学評価をどうすべきかという課題について、各大学長へアンケート調査したまとめを行うとともに、その結果等を参考に課題の整理をしている段階である。なお、本委員会に対し国立大学の評価の在り方および本委員会の活動状況並びに大学評価・学位授与機構の事業への対応等について説明会を開催して欲しいとの要望もあり、資料6にあるとおり「評価に関するシンポジウム」を来る3月22日、委員長校である名古屋大学で開催することになっている。

(8) 医学教育特別委員会（鈴木委員長）

委員長から、次のように述べられた。

本委員会は、前回の理事会以降、開催していないが、医学部・歯学部のカリキュラムを全般的に改定する動きが進んでおり、今後はこの問題について、本委員会として議論していく予定である。

### (9) 教員養成特別委員会（岡本委員長）

委員長から、次のように述べられた。

本委員会は、前回の理事会以降、2月6日に作業委員会を開催した。その主な議題は「国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会について」および「科学研究費の研究課題について」である。この懇談会は文部科学省に設置されているもので、昨年11月28日、12月26日、本年1月31日の計3回開かれている。ここでの検討状況を報告して意見交換を行った。また、科研費については、教育系大学・学部における新課程の現状と今後の在り方に関して学生を対象にした調査の実施要項案と教員を対象にした調査要項案を具体的に検討した。なお、今回は3月16日に作業委員会を開催する予定にしている。

## II 協 議

### 1. 平成13年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

会長から、平成13年度国立大学協会歳入歳出予算(案)についてお諮りしたい旨述べられたのち、伊藤事務局長から「資料7」に基づいて説明があり、原案どおり了承され、これを6月総会に付議することとなった。

### 2. 委員会委員の交代について

会長から、医学教育特別委員会並びに設置形態検討特別委員会の委員の交代について、「資料8」のとおり選任してよろしいかお諮りする旨述べられ、異議なく承認された。

### 3. 役員・委員の改選手続について

会長から、来る6月総会において、役員・委

員の改選が行われることになるので、その手続等についてお諮りしたい旨述べられた。

次いで、伊藤事務局長から、「資料9」に基づき詳細な説明があったのち、協議が行われた結果、次のとおり決定した。

#### (1) 地区代表理事（世話人）の選出について

北海道・東北地区＝東北大学  
関東・甲信越地区＝筑波大学、一橋大学  
中部地区＝名古屋大学  
近畿地区＝京都大学  
中国・四国地区＝山口大学  
九州地区＝九州大学

なお、各地区での理事候補者互選の結果は、5月11日（金）までに、事務局に報告することとした。

#### (2) 所属希望委員会に関する各学長への照会について

このことについては、各学長から4月13日（金）までに回答を事務局に提出して貰うこととした。

### 4. 当面する諸問題について

会長から、次のように述べられた。

これより当面する諸問題に入らせていただく。については、設置形態検討特別委員会並びに同特別委員会の各専門委員会から報告願いたい。

#### (1) 設置形態検討特別委員会（長尾委員長）

委員長から、次のように述べられた。

本委員会は、「資料10」にあるとおり今までに10回の会議を持った。この間、種々議論してきたが、本年に入り各専門委員会において具体的な検討に入っていただく必要があるとの観点から、本特別委員会としての大体的な方向性を出

しておく必要があると考えた。そこで資料11にある「国立大学法人の枠組についての試案」なるものを作成し、これを去る2月14日に国立大学長宛送付したところである。内容的には、冒頭に主旨説明を記し、ついで1から15まで関係事項を列挙した形になっているが、これは現時点での本特別委員会の方の意見の集約となっている。これを一つの参考として各専門委員会でも具体の議論を進めていただくとともに、各国立大学においてもそれぞれ議論を深めていただきたくお配りさせていただいた。今後、これを基に詳細な議論が進められることを願っている。

この試案は特別委員会の全委員が合意したものではないが、あくまでも検討委員会の現時点での大方の意見の集約と受けとめていただきたい。内容については、あるべき姿と独法化に対応することの二つが検討委員会に課せられた任務であるが、仮に法人化すればどうなるかということの明確化を早急に進めなければならないこともあって、検討委員会のかかなりの時間をこれに注ぎ、この試案の1から15に集約したものである。国立大学のあるべき形態の検討は、なお今後行っていかなければならないと思っている。

この試案の取り扱いについては、各大学における意見を検討委員会にどう反映させるかという具体的なことは書いていないが、検討委員会、A B C Dの専門委員会に意見を戴くことは歓迎すべきことと思っているが、ある意味での中間の報告であるというふうにも理解いただけると有難い。

## (2) 専門委員会A〔第1常置拡大小委員会〕 (阿部座長)

座長から、次のように述べられた。

専門委員会Aは第1常置拡大小委員会を併せた形で開催している。審議内容等は配付資料13の1から4にその概要が記されているので、おって参照願いたい。

1月30日の文部科学省・調査検討会議「組織業務委員会」に組織業務にかかる各項目別にまとめた原案を提出した。これは同委員会の作業委員である馬渡東北大学教授、小早川東京大学教授、浦部神戸大学教授の3委員に論点整理をお願いし各論併記の形でまとめたもので、既にお手元に届いていると思う。また、2月28日の同組織業務委員会に出した資料は、配付資料17、18である。これは先の各論併記に比べかなり絞ってあるが、これに対してははかなり厳しい意見が、経済界、マスコミ、一部私学の委員から出された。本委員会としては、これらの状況等も踏まえ、一つの案に絞るのは早計ではないかと考えている。このことについては設置形態検討特別委員会で詳細な検討をいただく予定である。

## (3) 専門委員会B (松尾座長)

座長から、次のように述べられた。

本委員会は、設置形態検討特別委員会および第8常置委員会の意見を踏まえながら、文部科学省・調査検討会議「目標評価委員会」に国大協の意見を如何に反映させていくかが大きな役割と考えている。同委員会の人員等構成は専門委員を入れて20数名で、そのうち国立大学は数名程度で非常に厳しい状況にある。12月11日の本委員会では文部科学省の目標評価委員会にどのような形で意見を出すかについて、中期目標

の意義・課題、留意点、視点等および国立大学に相応しい中期目標の具体例等に関し意見の取りまとめを行った。

1月12日は、長尾試案に対する意見聴取があったことから、この問題を中心に検討を行い、目標・評価の期間を「3年から7年の期間」とする修正（案）で意見のまとめをお願いしたところである。2月7日の本委員会では、再度、長尾試案について検討を行い、同試案のなかにある「活動目標」という用語を「中期目標・中期計画」にしていだきたい旨理由を付して提出させていただいた。なお、本委員会に作業委員会を新たに設け「中期目標・中期計画」の大枠のデザインのようなものを作りつつあるが、これは文部科学省の委員会には出していない。我々としては中期目標とか中期計画のためには大学にとって長期目標は必ず必要であると申し上げている。国としてグランドデザインをきっちり描けという議論は沢山あるが、それが出てくる可能性は近未来的にも非常に乏しい。

従って、長期目標というのは大学が独自に立て、しかも長期目標という用語自体は大学だけが使うということで議論を進めている。長期目標の中には憲章のような理念的なものや10年から20年先ぐらいの大枠が見えるようなものを含めたものを長期目標と考えることにしている。

#### (4) 専門委員会C（梶井座長）

座長から、次のように述べられた。

本委員会は、大学にとってどのような人事制度が望ましいかを考え、そのうえで仮に法人化した場合に比べて現行制度とどのような点が問題になるかについて検討している。また基本的には教育研究に関する国民からの付託を公正に実施していくといった観点から人事制度を考え、

その場合に一番中心となるのは大学の自主性、自律性が試されるということで、そのあたりも検討を始めている。まず、教職員の身分であるが公務員型か非公務員型か、教官と職員の問題等、両制度の混在は原則的にあり得ないし、仮に国家公務員型を選択した場合に国家公務員法あるいはその附属法から外れる部分と残る部分とがある。残る部分が我々にとって望ましいのか、例えば、採用時の問題でいえば教員は教特法により教授会の選考により学長が任命、しかし、職員は試験採用である。従って、大学にとって高度の技術者が必要になった場合に、もっと選考採用の大幅な拡充を望むような議論もある。さらに勤務態様について、現行は勤務時間に関する法律が適用されることになっているが、それに対し大学で教育研究に携わる者に裁量勤務制を導入した場合にどのようなことになるかという問題もある。また、国立大学の場合には、教官の人事と職員の人事のあり方は全く異なっており、仮に法人化したとすれば、その人事の調整組織といったものが可能であるかどうかといった点も議論しなければならない。給与のあり方についても法人化すると給与基準を各法人で決め具体的に各人の給与決定を評価に基づいて行うことになるようだが、先行する独法化機関の状況も参考にして、大学に適用する場合にどのような問題があるか議論を進めていく必要がある。

以上のように、これからは具体の制度設計に取組み、望ましい人事のあり方を構築する段階に来ていると考えている。

#### (5) 専門委員会D（鈴木座長）

本委員会は他の委員会と異なり、財務会計にかかる数的データ資料が必要なため文部科学省

会計課の担当官にも出席願ひ議論を進めている。当初は運営費交付金の適正配分基準について各種データを基に現状分析を行うとともに、地方交付税の仕組み等も視野に入れながら検討して来た。しかし、現在、各国立大学に配分される予算は規模等も含め千差万別の状況で、これを一律にまとめるのは無理と判断、再度検討した結果、時間的な制約もあることから、具体的な事項、例えば、土地・建物、授業料、附属病院収入、国立学校特別会計借入等も含めた財務にかかる事項等について、今後、具体的に検討していくこととしている。また、文部科学省の調査検討会議「財務会計制度委員会」は、今まで5回開催され、前半は一般的な経緯の説明で、第4回目以降から具体的部分に入り、現在の私立大学における学校法人の法人制度および学校法人の会計制度に関する説明並びに運営費交付金、競争的資金、余剰金の取扱い等について意見交換が行われた。なお、配付資料16-4のなかに第二独立行政法人制度の記述があるが、これは現在、行政改革推進本部において検討がなされているようで、詳細はわからないが、そのような動きがあるということである。

以上の報告があったのち、会長から、配付資料17、18について、阿部座長から補足説明願ひたい旨述べられ、同座長から次のように述べられた。

1月30日の作業委員メンバーによるまとめでは、各論併記の形となっていた。これは組織業務委員会の中にある様々な考え方からの意見を代表して、幾つかを併記したこともあり、特に異論はなかったが、それをもとに集約したのが資料18である。そこで議論となったのは、同資料の項目21にある学長（役員組織と評議会等）

に関する組織運営案のところに、「法人の議決機関として評議会を置き、次の項目を審議したは行う。」として、①学長の選考および解任請求、教員の処分、②法人の予算方針・基本予算決算、人事方針、給与制度・方針、財産管理方針、運営組織改廃等、③研究教育の組織改廃・学生定員、学則等規則の制定改廃、教育課程編成、入学・学位授与方針、学生の懲戒、学生厚生補導方針等、④法人の目標評価方針、⑤法人の組織変更（統合・解散）、その他、法人の運営に関する重要事項となっている。このことについて法人格を大学が取得した場合に現在の国立大学が持っている意思決定に加えて、これまでの文部科学省等が行ってきた部分のある部分が大学の意思決定に移るわけであり、それを法人の議決機関として評議会の事項に掲げたわけである。すなわち、現在の評議会がやっている部分もあるが、やってこなかった部分についても議決機関ということになっているわけで、これに対し強い批判が多くの方から出た。評議会にそういうことを認めることは法人の経営に関する重要事項まで審議するのはやり過ぎという意見もあって、これに対する意見の遣り取りがあった。従って、限られた時間内に共通の理解を得て、一致点を見出すのは難しい状況にある。また、これは産業界、私学だけでなく地方の国立大学長のなかにも評議会に大きな権限を与えないで欲しいとの声もあり、そのまとめに作業委員メンバーも苦慮しているところである。また様々な意見というのは、今の国立大学をもっと独立性、機動性を強め、自ら判断し経営をし易くするという意味で批判しているわけで、そのため非常に強めた案を仮に作成すると現在の私学と国立大学の線引き問題に発展することにもなりかねないので、非常に難しい決断を迫られるこ

となる。その意味で今しばらく、結論を急がない方がよいのではないかと申し上げた次第である。他にも意見はあるが、特に評議会について紛糾したということである。

また、資料17については産業界・経済界の方にも理解していただいた方もおられるが、教学が経営に参加しているウエイトが大きすぎるといふ意見もあった。しかし、それほど強い批判ではなかった。

以上の説明に対し、若干の質疑応答が行われた。

## 5. 次期会長について

会長から、この3月31日をもって東京大学長を任期満了により退任することとなった。

ついては、それに伴い国大協会長も退くことになるので、後任会長の選出についてお諮りしたい。なお、会則によれば、会長は「理事の互選により定める」となっているが、その選出方法についてお諮りしたい旨述べられ、協議の結果、投票によることで了承された。また、開票立会人には梶井第4常置委員会委員長（東京農工大学長）、鈴木第6常置委員会委員長（東京医科歯科大学長）をお願いすることとした。

投票の結果、長尾理事（副会長、京都大学長）が次期会長（平成13年4月1日付）に選任された。

次いで、会長から次のように述べられ、了承された。

長尾次期会長には、前会長の残任期間をお願いすることとしたい。また、副会長が会長に選任されたことに伴い1名空席となる副会長の選出は、4月以降にお決めいただきたい。

## 6. UMAPについて

中嶋副会長から、次のように述べられた。

UMAP（アジア太平洋大学交流機構）の国際事務局は、1998年4月に設置され、その年の8月にバンコックでのUMAP総会で正式に認められ今日に至っている。

その間、UMAP憲章の草案等も含めた国際交流にかかる議論も重ねて来た。また、新たにUMAP理事国にアメリカも参加することも決まっている。今年度からUMAPの実験的プランとして、すでに試行が行われているUMAPの単位互換制度（UCTS）による留学生が既に各大学に配置されつつあり、本年夏に九州大学および東京外国語大学においてUMAPリーダーズプログラムが開かれることになっている。これは初めての試みでUMAPの国際活動の一環として各地域から将来のリーダーを担うような青年達を招いて英語による約1ヶ月間のプログラムである。

今まで国大協から毎年300万円、私大団連および公大協から各150万円を拠出願ひ、UMAPの活動をサポートしていただいた。しかし、このようにUMAPの活動が本格化することに伴い、今後は国大協だけでなく私学の方にもUMAP関連の留学生を派遣できるようにしたいと考えており、この条件も踏まえ、私大団連からも拠出金の増額をお願いする方向で検討していきたい。ついては、国大協にも来年度は別として、再来年度位に、できればUMAPの国大協拠出金を倍額にさせていただいて、国公私立で1,000万円位のUMAP国内委員会の基盤的経常資金として計上していただければとお願いする次第である。本日はお願いのみで、今回の理事会でご検討願ひたい。

次いで、会長から、本案件については次回の理事会で検討いただくことにしたい旨述べられ、了承された。

#### 7. ホームページの開設について

伊藤事務局長から、次のように述べられた。

先に松尾委員長から、第8常置委員会に関する審議状況等について、委員長校である名古屋大学で、ホームページを開設し、公開しているとの話があった。これは国大協にもそのような話があることは伺っている。将来的に事務局でもホームページを開設すべきとのご意向があれば、その努力はしていきたい。ただ、意見なり審議経過等を世に公表するわけで、これをどのような形で、どうまとめて、どういう内容で、何時の時期に出すか等について、国大協として責任ある体制作りをご検討いただければと願っている。

次いで、会長から、次のように述べられた。

このことについては、次回の理事会で検討いただきたい。また、独法化問題を扱うようになってから、副会長も多忙となり、その意味では、あと1名ぐらい増やすことを検討されるのもよいのではないかと、去るにあたり申し上げておきたい。

#### 8. 総会の傍聴について

伊藤事務局長から、次のように述べられた。

本年2月26日、教官有志による国立大学の法人化問題に関する審議に際し、本協会総会の傍聴について理事会でご検討願いたい旨の会長あて要望書の提出があったので、ご検討願いたい。

次いで、会長から、次の総会まで、もう一度理事会があるので、そこで検討願いたい旨述べられた。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 第2 常置委員会

日時 平成13年3月2日(金) 10:00~11:45  
場所 東京ガーデンパレス「扇の間」  
出席者 杉岡委員長  
小柳, 吉田, 廣瀬, 中冽, 吉川, 奥田, 野村各委員  
荒井, 前田各専門委員  
(文部科学省) 大木大学入試室長  
(大学入試センター) 濱事業部長, 小林事業第1課長

杉岡委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、学長交代に伴い平成12年12月1日付で新たに委員に就任後、初めて出席の中冽兵庫教育大学長の紹介があった。  
〔議事〕

### ◎ 大学入試センター試験成績の複数年度利用について

委員長から次のように述べられた。

去る2月8日夜のNHKテレビで、平成14年度入試から、大学入試センター試験成績の複数年度利用を認めるとともに、それを持ち点にするという趣旨の報道がなされた。この報道が事実とすれば問題であるので、文部科学省及び大学入試センターから、センター試験の複数年度利用の実施に関して説明を伺いたいと考え、委員会を開催した次第である。

ついで、大木文部科学省大学入試室長から次のような説明があった。

大学入試センター試験(以下「センター試験」という)の成績の複数年度利用については、昨年11月、大学審議会がその答申において、センター試験の成績が一定の水準に達しているかどうかを見る、いわゆる資格試験的取扱いと併せて提言されたことであるが、これを利用するかどうかは、答申の提言に述べられているように、飽くまでも各大学の自主的判断であり、大学入試センターは大学の請求に応じてこれを提供す

るというものである。

当日の報道では、センター試験を来年度から持ち点制のように改め、その実施を文部科学省が各大学に促すことを決めたかのような報道ぶりになっていたが、文部科学省として、持ち点方式を推奨しているとか、複数年度利用を促しているということはないので、その意味では報道は間違っており、誤解なきようお願いしたい。

引続き、濱大学入試センター事業部長から、大学入試室長から説明があったとおり、センター試験の前年度成績の利用は、大学の自主的判断に基づくことであるが、大学から請求があれば速やかに応じられるようセンターとして準備中である旨述べられ、引続き配付資料「大学入試センター試験成績の複数年度利用について(案)」に基づき、具体的な成績提供等の方針について説明があった。

以上のような説明について、報道をめぐって質疑応答があったのち、概ね次のような意見交換があった。

(センター試験の複数年度利用及び資格試験的取扱いについて)

- 国立大学に在籍している学生が次年度に、前年度成績の利用を認める大学を受けたいときに「前年度成績請求票」を発行するのか。
- 請求があれば、当然発行することになる。一つ危惧していることは、前年度の成績の利用が可能になることで、当該年度分と前年度

分の前期日程、後期日程各2つずつ出願が可能になるが、この場合、兩年度にわたって同一人が出願しても色別チェックできないということがあるので、それをどう考えるかということがある。

- センター試験成績の複数年度利用については、年度間の試験問題の難易度をどう扱うかが問題だ。答申に書かれているような資格試験的な取扱いということに限定すれば利用の可能性は開けるとは思うが、センターが成績提供する際に、年度間の試験問題の難易度が比較可能になるようなデータを出せるか。
- センターとしては、年度によって受験生が違っているので、年度間の成績の標準化はできないという前提の下に成績提供を行わざるを得ないと考えている。
- 成績の複数年度利用ができるとなると、浪人生が有利にならないか。
- 明らかにそうなる。その点は、昨年、大学審議会の「中間まとめ」に対する第2常置委員会の意見の中で問題点を指摘し、その導入に反対している。
- 資格試験の利用の場合も、それを一度クリアしてしまえば、あとは個別試験の準備に専念できるから、やはり浪人生の方が有利になる。
- 今は、センター試験は各大学とも選抜試験として使っているが、これを資格試験あるいは達成度試験として使うなら、試験問題の内容自体を変える必要があるし、受験資格を高校2年生にも与えることも考えなければいけないのではないか。そうなった場合、競争的環境にある大学では、この試験は無意味になる。中程度の大学にあっては意味はあるが、誰でも入れるような大学にとってもまた意味

がなくなってしまうのではないか。

- 成績の複数年度利用は、アイデアとしては否定しないが、それは兩年度間の成績が標準化できていることが前提だ。しかし、標準化は、試験問題間の難易差に加え、個人の成績は時間的に変化する、受験者集団が相違するため、極めて難しい。
- アドミッションポリシーと関係するが、資格試験的というのは、センター試験で1点、2点の細かな点数に汲汲とするのではなく、ある程度のレベルをクリアしていればよいということになれば、本来自分が目指す大学に入って能力を伸ばしていきたい分野の勉強に打ち込めるということに繋がるのではないか。
- 成績の複数年度利用が認められれば、指摘されているとおり、前期日程に2ヵ所、後期日程に2ヵ所、合わせて4ヵ所にアプライできることになり、これまでの原則が崩れるが、歯止めをかける必要はないか。歯止めをかけられないとすれば、国大協としてどう対応するかである。
- 成績の複数年度利用が受験生間でアンフェアになってはいけなないので、そこは何らかのルールをつくる必要があるように思う。
- センターは、大学が前年度成績の提供を希望すれば応じるというが、危惧される問題点の解決の見通しがないまま実施されるとすれば、軽率な感は否めない。
- センター試験の資格試験の利用というのは、一体何を目的とする試験なのかということに帰着してしまう。高校教育をきちんと履修してきたのかということに対する資格を問うのか、あるいは大学で勉強するためのミニマムリクアイアメントを保障する目的を持っているのか。現状はセンター試験は1教科1

科目でも利用できるが、それでも資格試験といえるのか。そこに、複数年度の成績の利用ということが入ってくると、試験の性格自体がわかりにくくなる。

- 従来、とかく絶対公平性ということに固執しがちであった入試を、今後は弾力的に考えて、たとえばセンター試験については、素点の利用だけでなく、資格試験的な利用や前年度成績の積極的な利用を考えてほしいというのが大学審議会の答申の趣旨である。確かに、資格試験的な利用において大学として求める成績水準を事前に示せるのかとか、成績の複数年度利用については、試験問題の難易度の標準化等の問題はあろうかと思うが、各大学において前向きにお考えいただきたい。

(センター試験の試験期間の延長について)

- かねて国大協として、センター試験で「物理」と「生物」のいずれか一方しか選択できないなど現行制度の不備を改善し、受験科目のより自由な組合せの実現を図られるようセンターへ要望してきたが、昨年11月開催の総会において、入試改革の提言(「国立大学の入試改革」)が承認されたことを受けて、本年1月15日付会長名をもって大学入試センター所長宛に改めてセンター試験の3日間延長について要望を行った。費用の問題等もあるが、文部科学省としてもバックアップいただきたい。
- 大学で勉学するには高校教育でできるだけ幅広く履修し基礎学力を身につけてきてほしい。センター試験「5教科7科目」を提言したのも、センター試験の3日間延長の要望も、そのためである。
- センター試験の3日間延長の問題については、いずれ開催される入試改善会議の協議事項の一つになっており、そこでの検討の結果をまっとう対応したい。

(大学入試センター試験成績の開示について)

- 大学入試センターは、センター試験成績の、いわゆる事前開示(2次試験出願以前の開示)についてどのような考え方をもっているか。
- センター試験の成績の開示については、平成14年度センター試験から、受験者本人の請求に基づいて開示することとしている。ただ、現行の試験日程の中で事前開示を行うことは不可能なので、当面は各大学の入試が終了したのち、5月1日以降提供することとしている。

(AO入試について)

- AO入試は、特別選抜ではなく、一般選抜の категорияとされているが、感覚的には推薦入学と同類に当る感じがする。私立大学を中心に漸次AO入試が増えてきているが、全国的にAO入試でどれほど入学しているか、その数を知りたい。
  - AO入試については、文部科学省としては、今のところきちとした枠をはめないで、各大学のやり方を見守っている。そういうこともあってAO入学者の全体数は十分掘んでないが、いずれ明らかにできると思う。
- 以上のような意見交換のほか、委員長から、センター試験「5教科7科目」提言についての産業界、高校側の受け止め方等についての紹介、大学入試センターから、平成13年度大学入試センター試験結果の概要の報告があった。
- 以上をもって本日の議事を終了した。

### 第3 常置委員会

日時 平成13年2月9日(金) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 佐藤委員長

成澤, 杉崎, 大澤, 児嶋, 平野, 後藤, 丹羽(代理:久米奈良女子大学副学長), 山田(代理:鳥居奈良先端科学技術大学院大学副学長), 鮎川, 森田各委員

豊岡, 森泉, 鳥飼各専門委員

(文部科学省)鈴木学生課調査係長

(陪席者)中道東京大学厚生課長, 宮内学生生活掛長

佐藤委員長主宰のもとに開会。

委員長から丹羽委員の代理・久米奈良女子大学副学長および山田委員の代理・鳥居奈良先端科学技術大学院大学副学長並びに陪席者の紹介があったのち、文部科学省学生課からの挨拶があり議事に入った。

〔議事〕

#### 1. 国立大学における身体に障害を有する者への支援等に関する実態調査について

委員長から、今回のアンケート調査にあたりご協力いただいた東京大学学生部ならびに愛媛大学ワーキンググループの協力に対し、感謝の意が述べられたのち、この調査の中心的まとめをした鮎川委員から説明願いたい旨述べられ、次いで同委員から次のように説明があった。

ここ数年来、障害をもつ学生の大学への入学者が増え、しかも障害の程度もさまざまに多岐にわたっている。このような状況において、大学の障害学生に対する支援・援助体制の必要性が強く望まれており、これに対応すべく、第3常置委員会で、「国立大学における身体に障害を有する者への支援等に関する実態調査」を行った。その調査結果のまとめを本委員会から愛媛大学に依頼し、それをうけて同大学教育学部障害児教育講座のメンバーが中心となりワーキン

グループを設置し、議論を重ねた結果、本報告書(案)を作成した次第である。

この報告書(案)は第1部と第2部に分かれており、第1部はアンケート調査結果についての集計であり、障害学生の受験・入学の実態、大学の相談・支援体制、大学の施設・設備、あるいは障害学生の授業・学生生活支援の実際に関する事などを中心に数値化した形の報告であり、第2部ではこれらの結果をもとに、この調査で不足していた教官への支援やボランティア学生たちへの対応に関する事などを含め、身体に障害を有する者への支援を推進するために、国及び各国立大学は具体的に何をなすべきかについて提言する形となっていて、その概要は次のとおりである。

〔第1部：アンケート調査の集計・分析結果についての報告〕

身体に障害を有する者に対する大学側の対応について、規定を有するところは約30%、有しないところが約70%、全学で統一した規定を有するところになると14%と少ない。

過去3年の間に身体に障害を有する学生が受験したかについては、約80%が受験したと答え、受験の相談についても80%が相談したと答えている。

また、施設・設備について、整備されつつある大学が大半で、まったく整備されていない大学が10%ある。

その中の施設へのアプローチについて見ると、受講する際、事務手続きを行う際、福利厚生施設を利用する際のアプローチで、整備されつつあるが約70%、完了済みが20%、整っていないが10%となっている。

現在整備を進めているもの及び検討しているものは自動ドア、トイレ、エレベータ、スロープなどとなっている。未整備のもので最優先されるものは何かについては、現在進めているもの、検討しているものと同じとなっている。

障害を有する学生の授業・生活支援について、通常講義において特別措置がある大学は約70%で、実験、実習上での特別措置があるものがやはり70%になっている。

特別措置を講ずる学生に対し、経済的支援をしている大学は17%でほとんどの大学ではしていないという状況になっている。

就学上の相談への対応については各大学ともかなり行っているが、組織的対応（相談窓口の有無など）をしているのは少ない。学習支援の組織については無いところが多く、学外からの支援もほとんど無いのが現状である。

障害を有する学生を支援する一般学生に対し、何らかの手当てをしている大学が多少はある（2～10%）が、ほとんどはボランティア活動に頼っている（65%）。ボランティア学生が支援をしたとき、それを単位として認める大学は0%、授業の一部として認めるのが1%、ほとんどの大学は授業上の対応をしていないのが実情である。

障害を有する学生の卒業後の進路について、学部の場合、進学する者約30%、教員約

5%、一般企業・官公庁約30%、その他約35%。その他というのは就職できていないものと思われる。

大学院における障害を有する学生の場合も、学部学生の場合と同じようである。

〔第2部：身体に障害を有する者への支援を推進するための提言〕

第1部で見たアンケート調査の集計・分析の結果から、障害を有する学生に対する大学の支援体制は、非常に不十分であるという現状が分かる。したがって、まず、身体に障害を有する学生の就学支援に対する関心を高め、各大学でそういった学生を支援するための委員会あるいは障害者支援センターを設置し、それを全学的に統一して置くことが必要ではないだろうか。

さらに、各ブロックに「障害学生支援情報センター」を設置する必要があるのではないか。これは国立大学のみならず、公立大学でも私立大学でも必要とされると思われるので、そのネットワーク化を文部科学省等で検討していただきたい。

また、福祉設備の充実を図るべきこと、特に視覚障害者のための点字・音声表示等きめの細かい配慮が必要になることを指摘している。障害学生には授業中も様々なバリアがあるが、それを除去するというだけでなく、障害学生および支援学生に対してカリキュラム上での配慮を行うということ、ボランティアの支援体制を進めるにあたっては“障害学生への支援は一般学生にとって教育になる”という視点が必要である。しかし、支援を無償のボランティアだけに頼るのは限界があるので、報酬の予算化を考える必要がある。

最後に障害学生の進路指導について、進路開

拓だけでなく卒業後のフォローについても責任ある体制を作る必要がある。

以上の説明があった後、意見交換が行われた。

次いで、委員長から次のように述べられ、了承された。

本日お示しした報告書（案）をお持ち帰りの上、修正・意見等があれば今月末までに鮎川委員までお申し出願いたい。いただいたご意見を踏まえ総会までに報告書を取りまとめたい。

なお、この（案）は3月2日の理事会で中間報告をした上、6月の総会に最終まとめをお諮りしたい。

## 2. 就職問題への対応について

佐藤委員長から、就職問題等に関わる対応等について、文部科学省学生課・鈴木調査係長から説明願いたい旨述べられ、同係長から次のような説明があった。

平成9年度までは就職協定があったが、企業側がこの就職協定は時代にそぐわないという理由で一方的に破棄した。それ以降、大学側は「申し合わせ」により、企業側は「倫理憲章」をかがげて就職問題懇談会をとおして、安定的に就職問題を解決しようと図ってきたが、実際は企業側の早め早めの採用で守られることはなかった。早めに採用を確保しようとする企業側に対して、大学側はどうしても受身に立たされ、強く申し入れをしても、企業側の対応は消極的であり、結果として、就職活動は早め早めになる。このため学生たちが浮き足立ち、大学側では4年生の授業が成り立たないという弊害が起こった。

さらに、学生の職業観が変わってきたことも大きな問題となっている。大学生にもいわゆる

フリーター的な考えの者が多くなり、かつ、職業観も多様化してきて、以前のような大企業志向は少なくなりつつある。新卒で3年以内に正規に就職すればいいといった者も増えてきた。大学は正課の中にしっかりした職業観を鼓舞するようなカリキュラムを検討する必要があるのではないかと思っている。

さらに、平成7年度以降、文部省では各大学に就職指導専門員を置くようにしているが、1人ではすべてをカバーすることは出来ない。したがって、大学としても委員会なりセンターなりを設置して、組織的に解決することを考える必要があると思う。また、インターンシップの問題で、これを実施して、企業というか社会と大学との垣根を狭める工夫をする必要があるかと思っている。

引き続き、同係長から就職問題関連の組織について、組織図をもとに説明が行われたのち、次のような意見交換が行われた。

- この問題について、国大協としてコミットの仕方が少し足りなかったのではないだろうかとの反省がある。
- 国大協が就職問題にうまくコミット出来ない理由の一つとして、関連会議のタイミングがうまく合わないこともあるのではないだろうか。たとえば昨年11月の場合、午前中に就職問題懇談会があって午後から第3常置委員会があった。したがって第3常置委員会での討議の結果を就問懇に反映させるのでなく、就問懇での討議の模様を第3常置委員会ですら報告するという結果になった。会議の順番が逆だったら少しは良かったのではないか。
- 就職問題は今後ますます大変になっていくだろうと思うので、事前に作業委員会のグループ等で要望を聞き、それを持って行ってい

ただくなど、解決のための工夫をしていく必要がある。

- 東大では、まだ、就職相談とかそういう支援体制は出来ていない。大学側の「申し合せ」は学部学生だけを対象にしているように思われるので、その申し合せには大学院も入るのだということを明確にして欲しい。東大では学部学生よりむしろ大学院生、修士課程の学生の就職が非常に大きな問題で、特に薬学部は非常に早く、研究がろくに出来ない状況になっている。これは非常に大きな問題だ。
- 企業側には、最近大学の方がフライングしているのではないかという批判があるようだが、大学側からすれば企業が1社でも動きだせば学生が落ち着かなくなり、それ以後大変長い間、教官も学生も就職問題に対応しなければならなくなって、学問や教育をするような状況ではなくなる。これは大学本来の目的からすれば非常に大きな問題ではないか。
- インターネットでの就職活動は学内で就職の話をかける前に盛んに行われていて、春になる前に会社見学のためのリストアップをしておかないと対応に遅れを取るという状況である。
- 大学院の就職問題は専門分野によって状況がまったく違う。薬学、理学、バイオ系は早く、情報系や電気系はゆったりしていて2年の夏ぐらいまで悠々としている。
- 最近の企業は大学院学生については通年採用が当たり前で中途採用と同じになっている。大学院である程度専門知識をマスターしておれば採用するというのが企業の態度のようだ。入試の場合の飛び級や短期終了と同じように、就職できる学生は途中でどんどん終了していくということも出てくるだろう。し

たがって、就職率何%といった議論も大学院では学部のように出来ない。

- 就職率をデータから見ると10年度あたりから大変下がってきている。学部も下がっているが特に大学院のマスターの下がり大きい。ただしその実態は、統計の取り方が難しくてなかなか分からない。
- 就職に対する学生の意識がだいぶ変わってきている。以前は大企業志向で、大学の推薦枠に向けてやっていたのが、最近はむしろそれを嫌う傾向にある。個人的に自分たちで自由に動くということが進んでいる。したがって、大学として就職活動はここから先と決めても、早期化が起こっている。学部の4回生、マスターの2年になる前から就職活動を始めていてセミナーがやりにくい状況になっている。

以上のような意見交換があったのち、委員長より次のように総括された。

就職問題でまともな授業がなかなかやりにくいということは、どこの大学でも似たような共通の問題だろう。それを改善するため全体としてどういったルールでやっていったらよいか。学部学生については、今のところ「申し合せと要請」という形で大学側は企業に申し入れているが、その「申し合せ」の中には大学院の修士も入るということをはっきりさせて欲しいという意見があった。このことは各大学の実態を見た上で、そういう形が好ましいというのであれば、そういう方向に持っていくことになるだろう。その場合「申し合わせ」の作り方は違って来ると思われる。いずれにしても大学院の問題は以前からの懸案の一つであったし、難しいが、避けては通れない課題である。

### 3. その他

(1) 鮎川委員から、今後の検討課題に関し、次のような提案があった。

最近、教養教育の問題でグローバル化ということが言われていて、その中で英語教育等の問題が出てきている。教員の定数は増やせないという中で、外国人の非常勤講師を雇って語学教育をしようかといった時に問題になるのが色々な規制である。たとえば、大学の宿舍が空いているのでそこに非常勤の人に入ってもらおうと思っても、規制があるので入れない。規制緩和ということは、これから教育を変えていこうとする時、非常に重要なことだと思われる。文部科学省も法規を守るということはあるだろうけれども、全般的に考えていかないと、色々な手段を取って良い教育をしようとしても出来ないことが起こる。こういうことについて、機会を新たに考えていきたい。

(2) 作業員の補充について

鮎川次期委員長の要請により委員長から作業委員の補充について諮り、従来の作業委員に加えて児嶋福井大学長に作業委員をお願いすることとした。

(3) 豊岡専門委員から、次のような報告説明があった。

○作年の12月26日、国立大学の保健センター所長会議があって、次のことが協議された。その一つは、これまで10年に1回作っている学生の健康白書を、5年に1回、少し小規模のものを作り、学生の主に体育面、体格面の調査をしようということになった。それを来年度に行おうということで現在名古屋大学の保健センターが中心になって調査を行っている。今回特に問題になっているのは結核の再

燃が心配されていることから、その調査を徹底することと、中退者が増えているのでメンタルヘルスの面での実態を念入りに調べようということである。このメンタルヘルスに関しては、文部科学省の支援による特別委員会のワーキンググループでも宗教の問題とか中退学の問題などについてどう対応したらいいか検討が行われた。

○保健センターを充実させることについて、局長通達により、独自の協議会を作っても良い、教官が少ない場合は最も関連ある部局の教授の出席を認めても良いとされたが、それは必ずしも適切に行われていない。医学部のある大学はいいけれども、ない大学はどこに話を持って行けば良いのかということもあり、必ずしも足並みがそろわないので、各大学の学長方にその趣旨が徹底されるようお取り計らい願いたい。

○各大学の保健センターのレントゲン装置は今なお古いものが多く、新しいデジタル式のものに更新すべきだという意見が出された。新式のものには放射線照射量が少なく、簡易に操作でき、レントゲン技師が居なくても保健センター長に医師の資格があれば十分操作出来ることである。その器材は高額で1台4～5千万円するが、レントゲン技師を手当て出来ないセンターでは、骨折事故など緊急の場合は所長が対処出来るので有効であり、是非計画的に予算措置を講じていただきたい。

これに対し、鈴木係長から厚生補導経費等の現状について説明があった。

最後に、委員長から、2月15日で学長任期満了に伴い委員長を退任する旨述べられたのち、退任挨拶があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 第4常置委員会

日時 平成13年4月20日(金) 14:00~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 梶井委員長

富田, 佐々木, 海妻, 隆島, 仲井, 矢谷, 村田, 大久保, 川本, 下山, 二神  
各委員

中沢, 齋藤, 早川, 菊池各専門委員

(文部科学省) 谷本人事課給与班主査, 鈴木専門官, 湊屋高等教育局企画課  
課長補佐

梶井委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長から、新たに委員に就任された村田京都教育大学長の紹介並びに国大協の諸橋事務局長および同宮崎事務局次長の紹介があり、次いで文部科学省関係者の紹介があったのち、議事に入った。

[議事]

### 1. 学長選考等についての調査について

委員長から、次のように説明があった。

昨年12月中旬に各国立大学長あて「学長選考等についての調査」をお願いしたところ、99大学のうち95大学から回答をいただいた。この調査は独法化問題に関連し、文部科学省調査検討会議において人事制度問題を検討している中で、大きな問題として学長の選考過程において外部意見も反映するシステムを設けるべきとの意見も出ている状況に鑑み、それに対し各大学がどう受け止められているのか、そのあたりのポイントを把握しておく必要があるとの考えで、お願いした次第である。回答集計をもとに分析した結果は、外部意見を取り入れるべきとする回答が、ほぼ15%程度、85%は現状において、問題はないという意見であった。

従って、学長選考に意見を反映させることは、あまり賛成ではないとの結果となっている。

これに関連し、お手元にお配りした資料「人事制度の在り方に関する主な意見・論点(例)・

検討の方向(案)(13.3.14作成)」は、文部科学省調査検討会議人事制度委員会において議論を重ね、それをもとに同作業委員がまとめたもので、これを昨日の同会議に諮り、かつ今までの議論等も踏まえ、ペーパーによる意見の提出をお願いしているところである。提出された意見等をさらに整理し、それを今後の検討の方向付けにしていきたいと考えている。

特に、この問題でいえば、学長選考の方法、任免等について、幾つかの選択肢が同資料に書いてあるので、おって目を通してもらいたい。このことは文部科学省調査検討会議でもさまざまな意見も出ており、また諸般の社会情勢から見ても、学長選考方法に関していえば、外部意見を取り入れるべきとの意見が非常に強い。その意味で、この点も考慮し、それを今後どのように整理していくかが一つの課題となっている。

これは文部科学省調査検討会議人事制度委員会の作業委員会における議論の段階ではあるが、国大協設置形態検討特別委員会では本年2月に出された長尾試案にも学長の選考に関し述べられているが、選考規則制定に当たっては外部の意見を聞くという程度で済むかどうか、もう少し踏み込んだ形での外部意見の導入を考えざるを得ないというのが作業委員会での考え方のようである。自民党麻生試案の中に述べられている推薦委員会の段階で、外部意見を聞くよう

な仕組みを導入するかどうかということまで踏み込まざるを得ないのではないかと思う。組織業務においては管理運営組織それ自体、今は学長・評議会という図式になっているが、この仕組みをどう考えていくかということが大きな争点になっていると聞いている。以上、学長選考等調査およびそれに関連する人事制度における現在の検討状況等についての報告である。

## 2. 「任期付教員の処遇改善に関するアンケート」について

委員長から、次のように述べられた。

このアンケート調査は東京大学事務局総務部の全面的な協力をいただいた。

については、この集計結果の概要について東京大学の菊地専門委員からご説明願いたい旨述べられ、引き続いて、同専門委員から、配付資料「任期付教員の処遇改善に関するアンケートの調査結果の概要」に基づき、次のように説明があった。

今回の調査は、国大協第4常置委員会委員長名で99国立大学の学長宛に依頼し、全大学から回答が寄せられた。そのアンケート調査の主な事項は、次のとおりである。

- I 教員の任期付任用制度の実施状況について
- II 給与上の処遇について
- III 給与以外の処遇改善について
- IV その他

以上に関する調査結果の概要について説明があった後、委員長から次のように述べられた。

今回の調査で特に注目されることは、任期付任用制度の給与上の問題で、一定の要件を満たした特定の職務を行う教員に限定して、給与改善を図るべきかとの設問に対し、約90%の大学

からの回答が改善を図るべきとの回答があった。

この任期付任用制度の処遇に関しては、既に国立試験研究機関の研究職に対し実施されたことである。大学にあっても平成9年の「大学の教員等の任用に関する法律」が施行されるに際し、衆参両院において国立大学教員の任期制に関連し、処遇の改善を図るべきとの付帯決議がなされている。ただ、プロジェクト型に対応した招へい型任期付任用の場合は、給与格付等、個別の人事案件については人事院の承認を要するし、若手育成型の場合は任用計画について人事院の承認を得なければならぬ手続きが絡んでいる。そのあたりの問題も含め、かつ今回の調査結果を踏まえて、本日の会議で、この問題の今後の取扱いに関しご検討願ひ、そのうえで、文部科学省に然るべくお願いしたいと考えている。

以上の経過説明ののち、質疑応答も含めた意見交換が行われ、次いで、委員長から、次のように述べられ、了承された。

本委員会としては、今日の議論を踏まえ、任期付教員の処遇改善について、現在の枠組みを前提にしても、その改善の方策があり得るか検討を開始することとしたい。文部科学省にも検討を要請する。

## 3. 助手問題について

委員長から、次のように述べられ、了承された。

この問題は、長きにわたって検討され、一次中断の状況にあったが、そろそろ具体の方向性を出す検討が必要との観点から、議題として上げさせていただいた。

お手元にお配りした資料は、3年前に第7常

置委員会で作成した原案であるが、これは第4常置委員会にも係わることで、第7常置委員会の丹保委員長から相談も受け、本委員会としても文案の修正等を行った。内容的には助手制度というものを現段階で置く意味があるかどうかということの問題にした案になっている。すなわちPD、DC制度等の整備が進められており、助手の技能をこれらによって代替し得る状況もできつつあることを見据えつつ、助手を廃止し、そのポストを助教授等の適切なポストに振り替えるという方策を検討することがその骨子になっている。

ついては、この問題について、引き続き本委員会と第7常置委員会が、それぞれ数名による作業委員会を設け、連携をとりつつ、検討していきたいので、是非、協力をお願いしたい。

#### 4. 人事制度の在り方に関する意見等について

委員長から、配付資料「人事制度の在り方に関する主な意見・論点(例)・検討の方向(案)(13.3.14作成)」を基に、文部科学省調査検討会議人事制度委員会における次の事項等に関する審議状況等について、説明があった。

- ① 人事制度に関する基本的考え方について
- ② 職員の身分に関する考え方について
- ③ 大学教員に係る特例の考え方について
- ④ 学長の選考方法、任免手続について
- ⑤ 役員(法人の長を除く。)の選考方法、任免手続について
- ⑥ 教員の任免等について
- ⑦ 教員以外の職員の在り方について
- ⑧ 給与の在り方について
- ⑨ 服務・勤務時間の在り方について
- ⑩ 定員(人員)管理について
- ⑪ 大学共同利用機関について

以上の説明ののち、質疑応答も含めた活発な意見交換が行われた。

次いで、委員長から、今後、さらに検討し、集約可能な方向性が見出せるよう議論を重ねていく考えである旨、述べられた。

#### 5. 国立大学における男女共同参画を推進するためのホームページについて

委員長から、一昨年、女性科学研究者の環境改善に関する懇談会から、「大学等の研究機関における研究者の性別構成の公正化について」の要望を受け、第3常置委員会と第4常置委員会合同で、男女共同参画に関するWGを設置し、丹羽奈良女子大学長を座長として審議を重ね、昨年5月に「国立大学における男女共同参画を推進するために」と題する報告書を作成した。その後、各方面からも同報告書の入手希望もあり配付していたが、この程、同WGのメンバーであった鳥養山梨大学助教授から、応用物理連合会を初め多数の機関から同報告書をホームページからダウンロードあるいはリンクしたいとの問い合わせが相次いだため、丹羽座長に相談し、第3、第4両常置委員会の了承を得たうえ、国大協にホームページが開設されるまでの間、これを山梨大学の専用のホームページに開設したいとの申し出があった旨、述べられたのち、本案件について諮られ、了承された。

#### 6. 委員長の交代について

委員長から、委員長の交代について次のように諮られた。

今月末をもって、学長任期満了により委員長を退任することになった。ついては、次期委員長の選出をお願いしたいが、諸般の状況等を勘案し、隆島東京水産大学長を推挙したい。

この提案について協議の結果、異議なく同学長を次期委員長とすることが承認された。また、就任日は5月1日で、設置形態検討特別委員会専門委員会(C)の座長も務めることとなった。文部科学省調査検討会議人事制度委員会の主査

は、引き続き、梶井がその任にあたるとの紹介があった。

次いで、梶井委員長から、退任にあたり委員各位の協力に対し、感謝の意が述べられた。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 第7常置委員会

日時 平成13年4月25日(金) 14:00~15:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 丹保委員長

磯野, 小平, 時澤, 佐藤, 山下, 木村, 原, 道上, 宮里, 池田各委員  
落合専門委員

丹保委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より、4月1日付で新しく学長に就任された、小平桂一総合研究大学院大学長、道上正規鳥取大学長の紹介があった後、同じく同日日付けで国立大学協会の事務局長及び同次長に就任した諸橋輝雄、宮崎陸雄の紹介があった。

〔議事〕

### 1. 助手問題について

委員長より、概ね次のような説明があった。

配付の資料は平成8~9年にわたり第7常置委員会で助手問題を議論し、その議論内容を私が取まとめ、平成10年4月の第7常置委員会に提出し、了承されたものである。その後、第1・4・7常置委員会の各委員長が集まり、取扱い方について協議した結果、取りまとめの方向で進めることが了解されたが、国立大学の独立行政法人化の問題が起り、検討を中断していた。しかし、小職も梶井学長も4月末に退任するので、この問題の進め方について梶井第4常置委員長と相談した結果、当面、第4・7常置委員会が共同で助手問題の検討再開を、それぞれ委

員会に諮ることにしたので、本日はこの問題についてご審議いただきたい。

引き続き、委員長より配付資料「国大協第7常置委員会：助手問題について」に基づき説明があった。その項目等は次のとおりである。

- 1) 助手の実際の仕事の種類
- 2) 助手制度の問題点
- 3) 一つの考え方：大学院博士課程が充実し、わが国の研究者養成の主体となりつつある此の時代に至って、旧制大学以来続いてきた助手制度を廃止し、教員となるための主課程を博士課程とポスト・ドクトラル制度(PD制度)に明確に置き換えるべきと考える。

以上の説明に関して、概ね次のような意見交換があった。

- 第4常置委員会と第7常置委員会の当問題に取組むスタンスの相違はどこにあるのか。
- 第7常置委員会は、大学における研究をどう進めたらよいか、その仕組みを検討することであり、第4常置委員会は例えば講師に振替える際、どの等級に貼り付けるか等、主に待遇改善の問題を検討することになるかと思

う。いずれにしろ、6月総会に諮り、その了承を得た後、両常置委員会がそれぞれ作業委員会を設置して連携を取りながら、検討を進めることとなろう。

- 今後の検討課題であるが、助手制度を廃止し、講師に一本化し、かつ講師の初任給を現在の助手程度に留めれば、給与総額は全体として変わらないと考える。人事院も一本化に異論はないとしているが、給与総額増は考えていないと明言している。博士課程修了者の処遇及び若手研究者の育成の観点から、種々工夫して、ある程度独立して研究に専念できる仕組みを考えるという意味では、それに応えられるという気がする。
- ポスドク1万人計画等もあり、PDの数も増加傾向にあるので、現在の助手業務をPDにカバーしてもらった上で、助手制度を廃止し、現在の助手を全て講師待遇にすれば、大学の教育研究の充実を図ることも出来るので早急に進めて欲しい。
- この場合、教務職員の問題がある。
- 教務職は教官系列なので、助教授・講師への振替えの原資として使えるが、技官は職種が異なり、不可能ではないが非常に困難である。その意味では改組の際に、教務職員は一番の狙い目で、講師等に振替えて組織充実に結びつけたらどうか、という議論があった。
- 私の大学でも、重点化の際に教務職員を全部助手に振替えた。その時に、やはり教務職員に研究職でない人が就いていたケースがあり、その措置が大きな問題になったことがある。また、教務職の方が技官より給与がよく、一時、教務職に移った時期があった。しかし、教務職の俸給は頭打ちで、技術専門官制度が発足し、待遇改善が図られたため、逆転現象

が生じ、元の職に戻すことが議論になったが、それは不条理との結論になったこともある。この問題は非常にデリケートである。

概ね以上のような意見交換があった後、今後の進め方について協議した結果、6月総会において常置委員会のメンバーが交代した段階で、第1常置委員会は国立大学の法人化問題の関係があり、検討への参加は困難と思われるが、当面は第4・第7常置委員会が共同で検討を再開し、それぞれ作業委員会を設置し、検討を進めることとなった。

## 2. その他

### (1) 国立大学の法人化問題について

委員長より、配付資料「独立行政法人化後の大学の運営組織について(参考)」(文部科学省作成)に基づき、設置形態検討特別委員会及び文部科学省調査検討会議の最近の審議状況について説明があった。

### (2) 次期委員長の選出等について

このことについて、委員長より次のように諮られ、了承された。

本年6月の総会において、常置委員会委員の所属換えがあるが、その間の委員長を磯野千葉大学長にお願いしたらどうかと考える。また、第7常置委員会委員長は設置形態検討特別委員会の委員となることとなっているが、都合がつかない場合は委員代理が出席することとなっているので、その委員代理には佐藤静岡大学長にお願いしたいと思う。

最後に、6月12日付をもって退任される時澤富山大学長の挨拶があった後、4月末日付をもって退任される丹保北海道大学長の挨拶があり、以上をもって本日の議事を終了した。

## 第8常置委員会

日時 平成13年1月12日(金) 13:30~16:05

場所 国立大学協会会議室

出席者 松尾委員長

田頭, 金子, 大澤, 椎貝, 森本, 佐藤, 藤本, 赤木, 山田(代理: 鳥居奈良  
先端科学技術大学院大学副学長), 河野, 池田, 田中各委員

岡田, 池田, 野角各専門委員

(オブザーバー) 堀田国立遺伝学研究所長

(陪席者) 文部省; 渡辺大学評価専門官

大学評価・学位授与機構; 齊藤副機構長, 山本評価事業部長, 中  
島評価第1課長

松尾委員長主宰のもと開会。

〔議事〕

### 1. 諸報告

委員長から、各関係委員会の審議状況について、次のような報告・説明があった。

#### (1) 設置形態検討特別委員会及び同委員会各専門委員会

設置形態検討特別委員会(12月21日開催)は、各専門委員会の審議状況について各座長からの報告と、今後の検討の方向性及び法人格取得後にもつべき連携組織等について議論が行われた。

- ・専門委員会A; 法人化の目的, 意義等について議論を行っていること, 文部科学省・組織業務委員会は馬渡, 小早川, 浦部の3名の作業委員を置いて具体的な法人の形の議論に入ろうとしている旨報告があった。
- ・専門委員会B; 文部科学省・目標評価委員会では, 中期目標の意義, 課題, 留意点等及び国立大学に相応しい中期目標の具体例等について検討しており, これらについての考え方を専門委員会Bで取りまとめ, 同委員会へ提出した。文部科学省のほうの制度設計が出て

くる前に早く試案的なものを出していくことが必要であるとの認識で議論している旨報告した。

- ・専門委員会C; 近々学長の選考等について各学長にアンケート調査を予定していること, 文部科学省・人事制度委員会では, 任免, 技術職員の処遇, 任期制等が大きな問題になっている旨報告があった。関連して, 各大学が法人格をもった場合, 人事や給与の問題について協議, 調整する連携組織が必要ではないかと発言したところ, 教官の人事システムの中での給与の決定の在り方, 事務職員の人事交流システムの在り方等について論点整理を行っているとの説明があった。
- ・専門委員会D; 国立大学の予算配分の現状把握に力を注いでいる。また, 運営費交付金はどういう基準で配分するかが重要かつ難問であり, 具体的議論に入っている旨報告があった。

#### (2) 設置形態検討特別委員会専門委員会座長連絡会議

1月5日に開催され, 各専門委員会から報告があったのち, 長尾委員長から提出された「国立大学法人の枠組み試案」について検討を行っ

た。試案は、長尾委員長が会長の助言を踏まえて、東京大学のいくつかの報告書と名古屋大学の「名古屋大学の法人格の取得と大学運営について」を参考にして自分の考えを加え、作成したものである。この試案について、各専門委員会がそれぞれの担当該当部分について追加、修正を加え1月19日までに長尾委員長へ提出し、委員長がそれを参考にして修正したうえ1月24日開催の設置形態検討特別委員会で議論することにしたとの説明があった。専門委員会Bについては本日の会議で検討し、意見をまとめることにしている。

### (3) 文部科学省・目標評価委員会

前回委員会以降、平成12年12月13日及び平成13年1月5日の2回開催した。12月13日は、国立大学等のグランドデザインを国が描く必要性のほか、「参考資料7-2」に記載された事項について議論された。特に重要なこととして、国立大学のグランドデザインが時間的に間に合わなければ、それぞれの大学が自大学の存在理由を明確にし、それに基づき理念、長期目標、中期目標、中期計画をつくっていかざるを得ない旨発言した。目標も評価も、結局は法人の作りや財務会計制度に関係してくることなので、国立大学にとって最善と思われることを前提にそれらの作りを考えていきたい。

1月5日は、予て文部科学省から5月の連休前までに、ひととおりの「まとめ」の原案の提出を求められていたので、その論点整理のため、内田、小野田、奥野の3人に作業委員をお願いすることを提案し、認められた。また評価のあり方について初めて議論を行ったが、評価の対象は目標そのものに対してなされるべきであるとか、評価結果がスムーズに得られるようなシス

テムを作らないと評価疲れするおそれがある等の意見があった。それから、文部科学省評価委員会について、有識者として入る委員等は国立大学の実情をよく知った国立大学関係者を加えるべきとの意見(私立大学関係委員)、その権限はあまり大きくなく形式的であるほうがよい、といった意見があった。そのほか、大学の改廃の勧告権を主務省がもつというのはおかしいのではないかという意見が出たが、大学改革推進室長は、現在でも総務省はその権限をもっており、法人化後は文部科学省の評価委員会の意見を聞いて行うことになるから、その権限は狭まることになるとの解釈を示された。

### (4) 大学評価・学位授与機構

12月27日に評議員会が開催され、次期機構長候補について、戸田、井村正副会長の提案により、木村現機構長を推薦することを了承した。また、機構から、本委員会で検討し機構に意見を提出した「平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等について(案)」の修正等について説明があったが、国大協を含め各関係団体から提出された意見がどのように生かされたか不明なため、どういう考えで修正されたか文書で回答されたいと申し上げた。

## 2. 第8常置委員会ワーキンググループの設置について

委員長から、前回委員会で、機構の「平成12年度大学評価事業の総括」及び「平成13年度大学評価事業の実施計画」等に対応するためにワーキンググループを設置することが了承され、内田委員と委員長が相談の上その原案を作成し委員会にお諮りすることになっていたので、本日審議願いたいと説明があった。

引き続き内田委員から、「第8常置委員会におけるワーキンググループの設置等について(案)」(「資料7-1」)により提案説明があった。

ついで委員長から、以上の提案とともに委員を権員、内田委員及び池田専門委員の3名とし、内田委員に主査をお願いすることが諮られた結果、いずれも異議なく了承された。

### 3. 大学評価・学位授与機構の「自己評価実施要領(案)」及び「評価実施手引書(案)」に対する意見について

委員長から次のように述べられた。

平成12年12月18日付けで木村大学評価・学位授与機構長から蓮實会長あてに機構の「自己点検実施要項(案)」等について意見を求められ、12月21日に会長から、これについて第8常置委員会で対応するよう要請があった。しかし、意見の提出期限が1月12日のため、委員会を開催する時間的余裕がなかったので、12月22日付けで各委員に文書連絡したとおり、第8常置委員会の田中、天野、金子、内田、池田の各委員及び専門委員会Bの丸山、奥野の各委員に急遽意見の提出をお願いした。その結果いただいたご意見が「資料7-2」である。ついては、これを提出いただいた各委員から説明いただいたのち、委員各位のご意見をいただくことにしたい。なお、機構への意見提出は、「資料7-2」のご意見と、後刻各委員からいただくご意見を整理したものを併せて国大協の回答として提出したいと考える。また、会長へは、国大協全体としての意見集約を行うのは時間的に不可能なため、評価の問題を代表的に取り扱う第8常置委員会が全体に代わって意見を提出する旨経過を含めて文書で報告しご了承を得たいと考えている。

引き続き、内田、天野、田中、岡田、池田、金子の各委員及び専門委員から、配付資料をもとにそれぞれ説明が行われた。

- 99国立大学はそれぞれ設立の経緯は異なっているが、なぜそうなったかの根拠は乏しい。私の大学もそうであり、だから大学の目標を書くのは難しい。外国の評価だと、例えば、3年間に修士を何人、博士を何人出すという具合に大学が目標を設定し、それについて評価するやり方である。評価というのは、うちの大学はこういう研究分野が弱いから今後3年間で強化していくということを目標として設定し、それがどれほど達成されたかということの評価するということであるべきである。しかし、機構の案は数値的評価を主として、設置審のやり直しのように思える。これでは、小規模な大学ほど大変だということになる。歴史を無視した評価はあり得ない。機構が一つで99の大学を評価するのは難しいのではないか。
- 評価する側に評価される側の実情をよく判っていただけでないのではないか。これは評価というよりも審査であり、これでできるのだろうか。
- 大学の中で議論しているが、今日出ている意見と共通点があり、機構のやろうとしていることは大学の実情には合わないのではないかという認識を深めた。機構のやる評価は、大学の個性を伸ばし、教育研究をよりよい方向に高めていくことが趣旨であったはずだが、むしろ足を引っばることになりはしないか。評価は何のために行うかという基本的な議論が足りなかったのではないか。
- 評価にあたっては、大学ができた歴史的経緯が斟酌されなければおかしい。自大学の弱

体部分は判っており、だからそこを強化しようとするときに、その弱体部分も一律に評価されたのではどうしようもない。

- 機構は、大学評価について、その方法論も含め本来あるべき姿がどういうものか1年から2年かけて十分検討すべきである。その点、今の機構のすすめ方は官僚的・事務的になっていないか。
- どれも自己評価について悪いことは書かないし、第三者評価は自己をベースにした評価であるので、それらをもとに行う機構の評価は粗探しになるのではないか。
- この実施要項等は、これまで各大学が積み重ねてきた自己点検評価や外部評価の内容について十分検討されたうえで作られたのかどうか疑問がある。日本の大学は日本の大学なりに自己点検評価・外部評価をやってきたので、その蓄積があるのだから、それを踏まえてじっくり検討したうえで作られるべきである。そうでなければ、実態とかけ離れたものになるおそれが強い。
- 教員養成の分野をどうするかが一つの問題としてある。これは文部科学省にも分からない。だから、そこを今評価されるとひどいことになる。教員養成大学の現状は大学だけの方針でなく日本全体の方針がこうだったということである。
- 機構による評価は公表されるので、他大学がどのように評価やアドバイスをされたかを勉強し、自大学の活性化、レベルアップに資するならば、意義を見出せるのではないか。
- 出ている議論は3つに分けられると思う。第1に、第三者評価自体の当否に関する議論である。これは大学審議会答申に基づき法令化され、その枠の中で機構が仕事をしている

実情を考えると、機構に問題をぶつけても機構は対応に困るだろう。第三者評価そのものを問題にするならば、それは別の形で議論し別のところに意見を出すことではないか。第2は、その枠の中で機構が示している基本的な考え方自体についての議論であり、これは深めていく必要があると思う。第3は、文言も含めたテクニカルな問題である。この3点を整理のうえ、機構へ意見提出してはいかがか。

- 世界の評価の傾向はJABEE（日本技術士資格認定）に見られるように大綱化し、アウトカムズアセスメントの方向になってきているのに、機構のやり方は昔風のインプットチェックのやり方のような気がする。

以上のような意見交換があったのち、委員長から次のように述べられた。

機構へ提出する意見は、各委員からいただいたご意見を分類整理する形が取れば好ましいが、時間的余裕がないので、本日伺った主要なご意見と、書面提出いただいた委員のご意見を併せて国大協の意見として機構に提出することにしたので、ご了承いただきたい。

#### 4. 大学評価の現状と課題に関する調査の取りまとめについて

委員長から、前回委員会でアンケート調査結果について金子委員から詳細に説明いただき内容的にご了解いただいたが、もう少し整理したうえで各大学に報告することとし、同委員に再度取りまとめていただいた旨述べられた。

引続き金子委員から、次のように述べられた後、配付資料に基づき内容の説明があった。

内容については、前回の報告とほとんど変更はない。ただ、前回は各大学における自己点検

評価組織の責任者等や自己点検評価報告書の概要を附表としてつけたが、大学によって特に自己点検評価報告書のタイトル等がまちまちで、そのまま添付すると誤解を招くおそれがあるのと、自己点検評価のネットワークを作るために調査した各大学の点検評価の責任者のリストを今の段階で報告に添付するのは多少問題があるのではないかと思ひ、その部分を除いたものである。

ついで委員長からアンケート調査結果を委員長名をもって各大学長宛送付することについて諮られ、了承された。

## 5. その他

### (1) 第8常置委員会ホームページ等について

委員長から次のように説明し、了解を求められた。

各大学で実際に評価を担当する人に評価に関する情報が届きにくい状況があるので、ホームページを整備し速やかに情報を入手できるようにすべきとのご意見をいただいていたが、これについては、第8常置委員会の評価の関係にかぎらず、国大協として包括的にその取り扱いを検討する必要があるので、理事会で議論することとなった。なお、第8常置委員会として評価についての情報公開を行う場合は委員長校が行うのが適当との判断から、名古屋大学でホームページを開くことにしたい。(了承)

また、各大学の主として評価担当者を対象に第8常置委員会を中心とした評価の問題に関して説明会やシンポジウムがどういう形で可能か

ということについても考えさせていただく。

### (2) 実施要項等に対する意見聴取の方法等について

委員長から、評価を拙速に行えば後で問題が起こるので、そうならないように機構は評価される側の意見が反映される仕組みを考え、いろいろな形でフィードバックされるようにすべきとの問題提起があり、委員長が陪席の機構に対し十分検討されるよう申し入れた。

なお、このことについて、○米国では評価する側が案を出し、評価される側がそれに意見を出せば、それをどのように反映したか明らかにしなくてはならない。どの部分は反映し、どの部分は受け入れられないとすれば問題は少ない。○機構の「平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等について(案)」について国大協の提出した意見がどう反映されたか分からないということをも12月開催の機構の評議員会で厳しく言った等の発言があった。

### (3) 大学評価・学位授与機構の議事録の公開について

委員から、大学評価・学位授与機構の評価委員会及び運営委員会の議事録の公開の要望があり、委員長が陪席の機構に要望した。

以上のほか、委員会の開催について、次回を2月6日、次々回を4月3日に開催することを確認し、その次を5月21日(日)13時30分とすることを決めた。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 第8常置委員会

日時 平成13年2月6日(火) 13:30~16:15

場所 国立大学協会会議室

出席者 松尾委員長

田頭, 金子, 大澤, 椎貝, 森本, 佐藤, 赤木, 山田, 池田, 田中, 内田, 天野各委員

岡田, 池田, 野角各専門委員

(オブザーバー) 堀田国立遺伝学研究所長

(陪席者) 文部科学省; 吉田高等教育企画課企画係長

大学評価・学位授与機構; 齊藤副機構長, 山本評価事業部長, 中島評価第1課長

松尾委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

### 1. 諸報告

委員長から、前回以降の各関係委員会の審議状況について、次のような報告・説明があった。

#### (1) 設置形態検討特別委員会専門委員会B(1月12日開催)

去る1月5日開催の設置形態検討特別委員会座長連絡会議において長尾委員長から各座長に対し意見の提出を求められた「国立大学法人の枠組み試案」について検討し、主として「目標評価」に関する部分を中心に修正意見を取りまとめ、後日これを同委員長に提出した。なお、その後1月24日開催の特別委員会に修正試案が提出され意見を求められたので、再度意見を提出した。これについては後刻ご報告したい。

#### (2) 設置形態検討特別委員会(1月24日開催)

① 各専門委員会座長から、各専門委員会及び文部科学省・調査検討会議各委員会の審議状況等について報告があった。

専門委員会A; 文部科学省・組織業務委員会の作業部会で「運営組織」に関する論点整理の案

をつくって討議している旨報告があり、当日の特別委員会に原案中の原案が提出された。

専門委員会B; 文部科学省・目標評価委員会に内田, 奥野及び小野田の3委員による作業部会を設け、「目標評価」に関して論点整理と主な検討課題を整理している。また、評価のあり方についても検討している。評価は大学の教育研究をエンカレッジするものでなければならぬし、将来、達成度評価が中心になってくれば、“評価疲れ”を起こさないよう、自動的にアウトプットがファイリングできるような評価システムをつくっていく必要があるという議論がなされている。そのほか、長尾試案について時間をかけて議論したことなどを報告した。

専門委員会C; 文部科学省・人事制度委員会では、私立大学の人事制度の実態調査を開始したこと。文部科学省から資料提供を受けて裁量勤務制、服務、兼業等について討議していること。長尾試案について、各委員から出された意見をまとめて長尾委員長に提出した旨報告があった。

専門委員会D; 地方交付税制度について勉強していること。文部科学省から資料提供を受け、地方交付税制度を参考にして運営費交付金の算定を試みることにしていること。文部科学省・

財務会計制度委員会では、大崎国立学校財務センター所長から、主要国大学ファンディング・システムについてレクチャアを受け議論を行った旨報告があった。

## ② 「国立大学法人の枠組みについての試案」について

長尾委員長から、各専門委員会から提出された意見を参考に修正した「試案(B)」とともに、同試案にもとづき別途作成した「試案(A)」が提出され、各委員に「試案(A)」について意見を求められた。また、試案(=A)の扱いについては、各大学が法人化問題についての議論を行う際の参考にして貰うということが了解された。その他学長の補佐体制、役員と学長の関係、外形標準の考え方等について議論があった。委員長から各委員に「試案(A)」について、さらに意見の提出を求められたので、後日意見を付して提出した。

## (3) 「自己評価実施要項(案)」及び「評価実施手引書(案)」についての意見の提出に対する機構の対応について

機構から提出を求められた「自己評価実施要項(案)」及び「評価実施手引書(案)」についての意見については、前回1月12日開催の第8常置委員会において取りまとめ、同日、会長名をもって木村機構長に提出したが、これに対し、後日、同機構長が会長のところへ赴かれ、国大協からの意見に対する具体的な対応について説明をされた。それによると、我々が出した3つの軸の意見、①評価を行う際の方法の適切性に対する意見、②「実施要項」や「手引書」の説明内容に関するテクニカルな点での記述に関する意見、③第三者評価のあり方など評価事業の基本的な枠組みに係わる意見のうち、①と②に

ついては極力盛り込むよう努力したが、③については機構としてはできかねるという答えであり、全体として60%は対応したいということであった。この機構の対応に対しては、その努力は認めたいが、まだ疑問の点もあり、さらに申入れが必要と判断すれば、そうしたいと考える。

## (4) 「大学評価の現状と課題に関する調査」結果報告の送付について

前回委員会において、金子委員から「大学評価の現状と課題に関する調査」結果についての報告をいただき、これを各大学に送付することが了承されたので、1月22日付委員長名をもって各大学長宛送付した。その後、集計処理の手違いから7つの大学の回答が抜けていたことが分かり、お詫びして修正版を再送付した。

## (5) 国立大学協会第8常置委員会のホームページの開設について

前回委員会において国大協のホームページの開設をまてないので、取り敢えず委員長校の名古屋大学に第8常置委員会のホームページを開くことを提案し、ご了承いただいたので、その後この準備作業をすすめ、まもなく運用を始めることとなった。

野角専門委員から、ホームページを2月15日から開始すること、その具体的掲載内容、URL (<http://res-info.Nagoya-u.ac.jp/kokudai/index.htm>) 等について説明があった。

## 2. 第8常置委員会の課題の整理について

委員長から次のように述べられた。

「資料8-1」は、第8常置委員会がスタートした当初、各委員から、委員会の役割・課題等についていただいた意見及び全国立大学長宛

アンケートで第8常置委員会の役割として何を求めるか伺って得たご意見を合わせて分類整理したものである。これについてご意見を伺い、優先順位をつけながら対応していきたいと考える。

ついで、次のような意見交換が行われた。

- 整理された意見は、法人化以前の大学評価のあり方についての意見と、法人化を想定した上での評価のあり方が混在しているように思う。整理する必要はないか。
- 確かに、評価については、法人格の取得と関わりなく国立大学としてどう対応するかということと、法人格を取得したのちに予想される問題とは分けて議論したほうがよいと思うので、仕分けをしたい。
- 優先的に検討を要することは、機構への対応のあり方だと思う。機構がやろうとしている評価は試行とは考えられないような方向にすすんでいるように見え、また大学のほうも時間の問題があって、あわてているところがあると思う。機構との間は緊張関係を保ちつつ、お互いチェックし合いながら進化していくのが本来の姿であろう。
- 機構長とは委員長として直接会い、機構との関係についてのどのレベルでどういう対応をするか、前に内田委員にまとめていただいたが、それを同委員にさらにお考えいただき、具体的に詰めていきたい。
- 配付資料の「まとめ」にある各大学からの意見は、機構から「実施要項」や「手引書」が配られる以前に行った調査によるものであり、各大学がそれを見た上でどういう意見をもっているかが問題だと思う。お互いの関係をどうするかという抽象論でなく、実施のプロフィールが明確になった段階での意見をフ

ィードバックすることが大事と思う。実際に評価をやっていくと相当に問題が浮かび上がってくるのではないか。だから、今後、どこかの段階でどういう形で各大学の意見をここにフィードバックするか、再度調査する必要があると思う。

- 第8常置委員会のホームページで、各大学が「実施要項」等をみた上で、第8常置委員会にどういう役割を期待されるかということを書いて、Eメールで返事を求めているかどうか。
- 機構の説明会はいつあるのか。
- 2月13日から22日にかけて全国7ブロックに分けて説明を行うことにしている。
- その説明会は、説明を聴くだけか、大学から意見を言えるのか。「実施要項」等について疑問や意見があった場合、機構はどう対応されるつもりか。また今回の機構の回答では対応されなかった、特に研究評価に関し、教員が自分の研究について自己評価し、それに対して評価員が論文の提出を求めて、それが国際水準に達しているかどうかなどの判断基準を加えて評価することになっているが、これに関しては、自己評価することにおよそ意味があるのか、評価員が短い期間に学科等の全員についてどれ程公正に評価が行えるかという基本的な問題がある。結局、それで部局全体が評価されるわけだから、機構の評価は大きなコンピテンス（権能）を生む。特に法人化とか財政問題が絡むとすれば、生殺与奪が決まる大事な点であり、十分な議論が必要などころである。できれば機構の説明が終わったあとに、機構がやる評価に関して各大学から意見を出して貰い、具体的な問題がどのようなどころにあるかまとめ、シンポジウムを行いたい。

- 機構は、機構としてできるだけ対応したというけれど、我々からみると、基本的な点が抜けているように思われる。個人の研究評価を足し算的に評価しようとしているのではないか。一つの機構が99国立大学すべての評価を十分にやるのは無理ではないか、という懸念や意見がある。そういったことは機構に対して粘り強く言っていくしかない。
- 第8常置委員会が各大学の意見を汲み上げながら機構に意見を言い、機構とは緊張した関係をつくろうとしてきた。しかし、そういう方向で我々が動けば動くほど機構は論理的にディフェンスをして徹に入り細に入るような評価のシステムをつくり上げようとしている。それではいけないので、機構と信頼関係をもち、大枠のところでもっといい評価のシステムをつくる方向にしていけないといけない。
- 大学からの意見に、詳しいマニュアルを早くつくれということがあって、それを機構は細かくしろと捉えたのかもしれないが、国大協は一貫して、大学側が自ら自主的にやるものがある程度標準化するような形で評価を始めていって、さらに精緻化するなら、それをすすめる中で精緻化の方法を考えていくべきであり、初めからあまり細かい枠をつくるべきでないという主張をしてきた。そのために、透明性と進化するシステムということを強力に言い、それは創設準備委員会の報告にも取り入れられている。
- 細かいところでのやりとりは問題を複雑にさせかねないが、各大学から出てきた意見をそのまま機構に伝えることも必要な場合があると思う。しかし、第8常置委員会としては、少し大綱的に考えていくほうがよいのではないかと。機構も、評価そのものは大綱化が世界的な流れだから、そういう点を留意してほしい。機構が真面目に対応し一つずつ項目を潰していくようなやり方をすれば、結果としてガードが固くなり、お互いに生産的にならない。
- 11大学からの意見として「各大学の置かれている状況に配慮した評価システムの構築(画一的でないこと)」というのがあるが、機構の評価の上で抜けているのは、大学設立の歴史的経緯ということがあるのではないかと。たとえば、同じ国立大学でも4,000人の学生に対し教官が300人の大学もあれば、9,000人の学生に対し2,000人の教官がいる大学もある。それは、それぞれ歴史的経緯があってそうになっている。評価の上でそれが考慮されなければ、企業でいえば、大企業も中小企業も一律に同じ尺度で評価するというのと同じことであり、小さい大学は大きいハンディを背負うことになる。だから、大学の歴史的経緯の調査はぜひ必要だ。
- 機構は、今回の「実施要項」、「手引書」について、これにもとづき一度評価を実施して疑問点等が出たら来年度見直すことを考慮に入れているのか。
- 初めて取り組む評価事業なので、やっばい段階で予期しない問題点が出てくることもあり得るかと思う。現実には、平成12年度の評価事業の実施過程においてどういう改善の必要が出てくるかわからないが、実施要項に明記してあるとおり、問題が出てくれば、当然、検討して次年度以降の評価事業に反映させていかなければならないと考える。
- スタートした評価事業はパイロット的に行われるものであって、進化性を持つものだと

理解している。機構は、実施過程の中で様々な意見に耳を傾け、改善すべき点がみつければ速やかに修正していくという基本姿勢をもっていただきたい。

- 機構が評価をやっていくについては、評価される大学側の意見が反映されるようフィードバックの仕組みを全体のスケジュールの中に組み込んでいただきたい。機構と国立大学との関係は、既に大学評価が定着している米国や英国とは違うと思う。米国は、大学の自分達で評価機構を作ったから大学のほうにリーダーシップがある。英国の場合は政府の側がリーダーシップを握っているようにみえるが、長い間大学が自分達で予算配分をしてきたり、相互に評価をし合ってきた経緯を持っている。日本はそういった経験の蓄積がないので、大学に評価に対する不信が生まれやすい。だからこそ、機構はフィードバックする仕組みを初めから組み込んだ実施のスケジュールをつくっておかないといけない。

- 第8常置委員会に毎回機構から陪席の形でおいでいただいているが、同様に、機構の大学評価委員会や運営委員会に第8常置委員会からの委員の出席ということも検討いただけないか。

以上のような意見交換があったのち、委員長から次のように述べられた。

いくつかの重要な点でのご指摘をいただいたので、論点を整理し、できるだけ早く対応していきたい。特に問題になっていた機構との対応のことについては、内田委員に既にまとめていただいた案の詰めをしていただくようお願いしたい。

### 3. ワーキンググループの具体的な検討事項について

ワーキンググループの内田主査から次のような説明があった。

前回の本委員会でワーキンググループを立ち上げることになり、そのメンバー（主査：内田委員、椎貝委員、池田専門委員）と検討課題を決定いただいたので、委員長の指示を仰ぎながら、次回の本委員会に検討のたたき台の案を提出するよう準備をすすめたい。本日、第1議題のところでもいろいろご意見をいただいたが、さらに要望とか配慮すべきことなどがあれば頂戴し、それを踏まえ、優先順位を考えながらワーキングの中で案を作成したい。

ついで次のような意見交換が行われた。

- 国立大学の存在価値を明確にすることが大事である。国立大学がそれぞれどういう経緯で生まれ、どういうことを目的とし社会に対してどういう存在であるか。国立大学といっても一様でなく、現実には立派に整っている大学ばかりではないということを押さえておいてほしい。そうでないと、評価が歪んだものになってしまう。国立大学が一様でないということがわかるような資料をまとめていただけるとよい。
- 各大学のホームページから大学設立の経緯を拾い集めているが十分でない。どこの大学も詳しい資料をもっていると思うので、第8常置委員会でそういったものを集めれば、たとえば、各大学が概算要求で学部なり学科の設置を要求した経緯から、国がどういう政策の上に立ってどういう大学に対し力を注いできたかが分かり、現状も掴めると思う。
- 国立大学の成り立ち、存置理由が必要だと

いう意見は文部科学省の調査検討会議でも出ている。「目標評価委員会」では、高等教育・学術研究のグランドデザインは本来国が描くべきであるということが出ている。グランドデザインということは、どういう大学をどういう規模でつくり、どういう人材をどれ程の公的資金を投入して養成するかということであるが、それはすぐにできそうもない。それならば、各大学が、自大学はどのような経緯で設けられ、何故にこの地域で必要なのかというところから始めないと、評価には入れないという議論が一方で出ている。それは法人化とは関係なしに評価の重要なポイントであると思う。

- 評価そのものは、一口に言えば、教育研究にあるプラスの効果を生むための手法の一つだと思っている。評価を受ける側に疑心暗鬼、疲弊が起こるような評価ではなく、各大学が改革をすすめる上で追い風となるにはどうしたらよいかということを考えていくべきと思う。
- 機構は、評価にあたっては大学の設立の経緯、他大学との立場との違いを斟酌するということをどこかに明記する考えはないか。
- 機構では、各大学がそれぞれ設定する目的、目標に則して評価を行う。目的、目標の設定にあたっては、それぞれの歴史、社会的役割を踏まえた形で書かれると思うので、評価は当然、それを踏まえての評価になるとご理解いただきたい。
- 機構の大学評価委員会の中では、学界、大学以外の委員からは、目的、目標それ自体も評価の対象にすべきではないかという意見が出ているが、目的、目標自体を評価の対象にすると、それぞれの大学の個性、歴史性、地

域性といった特徴をなくしかねないので、設定した目的、目標からそれぞれの研究教育活動を評価し、それによって各大学の改革を促進するとともに、社会に対する説明を果たすというのが評価の基本的な議論の流れである。したがって、目的、目標というのは、機構に対してということではなく、99の国立大学はそれぞれ多様な歴史性等をもっているということを我々自身が確認することがポイントである。そこは国大協としてあまり議論されなかったところであり、第8常置委員会で議論を詰めていく必要がある。

- 機構は、99大学を「教育サービス面における社会貢献」と「教養教育」の2つのテーマについて評価を実施するわけだが、国立大学には、新設医科大、旧帝大、旧官大で医学部をもつところ、文系の旧官大、複合大学で医学部を持つところ、もたないところ、単科大学など、いくつかのグループに事実上なっている。評価の対象として、これらを括らないと的確な評価は出来ないのではないか。機構は、どういう評価チームをつくり、どういう組合せて大学の評価をやろうとされているのか。
- 同じ国立大学であっても設立の経緯や歴史に違いがあるから、当然99大学にそれぞれ違う目的、目標があると思う。評価はあくまで各大学が設定された目的、目標に則して行うが、大学ごとに重点の置き方に違いもあろうし、また、たとえば、教育における社会貢献といってもいろいろな分野が含まれており、多様性を前提にした評価ということになる。
- 文部科学省は、目的、目標について、ある部分についてはすでに明示的なものをもって

いる。たとえば、一県一大学政策でつくられた大学は、地域貢献するための大学としてつくられたし、旧帝大を含むいくつかの大学は研究大学ということで研究重点化をすすめている。それぞれの大学が目的、目標をもつべきだというのは分かるが、文部科学省としては、それぞれの大学に期待しているものがあるからつくっている。それに対し、機構の評価というのは、それと全く違った目標をその大学がもっても、それについて評価することになっている。このあたりは微妙な問題があって、目的、目標を立てようといっても立てようのない大学もある。いくら要求しても学部をつくって貰えなければ、何を目的、目標にしたらよいか困る。それを、たとえば、教育における社会貢献といっても、地域貢献よりも研究大学を目指す大学が、科目履修生の受け入れはしないとした場合、それはどういう評価になるのか、評価される側としては深刻な問題である。

以上のような意見交換があった後、委員長から、本日出された意見を踏まえワーキンググループで検討事項を絞っていただきたい旨述べられた。

#### 4. 大学評価に関するシンポジウムについて

委員長から次のように諮られた。

前回触れたが、第8常置委員会として、各大学の特に実際に評価を担当されている方々を対象にシンポジウムを開催し、第8常置委員会が大学評価について、どのような問題をどのような立場で取り組んでいるか紹介し、関係者に大学評価についてより理解を深めていただく機会をつくりたい。計画している案を申し上げると、3月下旬以降、委員長校の名古屋大学を会場と

してやらせていただく。内容としては、金子委員と池田専門委員に、大学評価の現状、問題点、評価の基本的留意点などについて説明していただき、その後、実際に取り組みをされているいくつかの大学から事例を紹介していただく。その上で質疑応答、意見交換を行うことを考えている。開催日、内容の細部については、さらに詰めなければならないが、シンポジウムを名古屋大学で開催することとしてよろしいか。(了承)

引続き、シンポジウムに関連して協議が行われ、2つの提案、①機構による各ブロックでの説明会終了後、各大学に再度アンケートし、機構の評価に対する疑問点、問題点等をまとめ、それをシンポジウムの際に報告する、②シンポジウム終了直後、会場で各大学から出席した評価担当者に対し、アンケートすることが、いずれも了承され、①については金子委員が、②については池田専門委員が担当することになった。

#### 5. 大学評価・学位授与機構への要望について

委員長から、陪席の機構側に次のように述べられ、回答を求めた。

前回、委員長が口頭で、機構の評価委員会及び運営委員会等の議事録の公開ということとともに、評価される側の意見が反映されるためのフィードバックシステムを考えていただきたい旨申し入れた。後者については機構として努力していただけるものと信じているが、議事録の公開についてはどうか。

これについて齊藤副機構長から、来る2月19日に大学評価委員会を開催するので、そこに諮るが、ホームページの公開も含めて検討していただくことにしており、その了承を得た上対応

させていただきたい旨述べられた。

## 6. 専門委員会Bにおける検討について

委員長から次のように述べられた。

冒頭報告したとおり、1月5日開催の専門委員会座長連絡会議において長尾設置形態検討特別委員会委員長から提出を求められた「国立大学法人の枠組み試案」についての修正意見をまとめ提出したが、その後、1月24日開催の特別委員会において、修正試案を提示して再度意見を求められたので、○設置形態検討特別委員会の役割は、国立大学の理想形態についての審議、並びに仮に国立大学が法人格を取得した場合に不利益な扱いを受けることにならないよう準備することの2つがあり、今回の試案は後者に関するものであるということを「前文」で謳ってはどうか、○「活動目標」という用語はアクションプランを指すときは相応しいが、政策目標や大学の経営、運営目標をあらわす時は必ずしも相応しいとは思えない。また主務大臣による中期目標の指示、中期計画の認可は通則法の柱であり、「活動目標」「活動計画」という用語は、それぞれ「中期目標」、「中期計画」と改めたほうがよいのではないか、という意見を奥野専門委員との連名で長尾委員長に提出した。それが「別紙1」である。

引続き委員長から、次のように述べられた。

文部科学省の目標評価委員会では、目下、作業チームによる「目標評価」の論点整理に入っている。「別紙2」はその第2バージョンであり、明日の専門委員会Bで議論するので、ご覧になって議論すべきことなどあればご指摘いただきたい。

ついで、次のような意見交換が行われた。

○ 中期目標・中期計画の設定に関して文部科

学省評価委員会とか総務省評価委員会が関与するのはわかるが、機構がそれに関与するというのは初耳であり、イメージがわからない。

- 主務省に評価委員会が置かれて、通則法にいう中期目標の指示に際しては、評価委員会の意見を聴くというスキームになっている。その評価委員会は機構による評価を尊重するという脈略で集約されてきた。そういう精神をここでも生かしたらどうかという発想のように思われる。
- 専門委員会Bで議論しているのは、文部科学省の評価委員会は5つの分科会をもって、業務実績評価を行うことになっているが、大学の評価はそういうもので対応することは困難であり、別個の委員会を作る必要があるという意見が出ている。
- 各大学が機構から受けた評価の結果を尊重し、大学改革の参考に使うということはあっても、文部科学省の評価委員会が「機構の意見を聴く」という議論は従来なかった。
- 機構がやる評価は教育研究そのものに限られている。そこに意見を聴いて中期目標を定めるということは、つまり教育研究の中身を中期目標の中に入れ込むということになり、問題である。
- 配付資料は、これまでに目標評価委員会が出された意見をもとに作業チームが論点整理したものであり、その中には我々にとって好ましからざる意見も当然含まれている。しかし、目標自身について機構が関わるとすれば問題だという指摘があったことについては、明日の専門委員会Bで議論したい。
- 機構の評価結果を主務省の評価委員会が尊重するということは、評価委員会が自ら何らかの物指を持って資源配分することになる。

ここがどういう仕組みになるのか、ここは大学の死命を制する重要なところだ。

- 専門委員会Bでは、機構の評価はあくまでもアカデミックな評価であって、それを資源配分に結び付けるべきではないが、ゼロというわけにいかない場合には如何に低く抑えるかということ、主務省の評価委員会の権限の範囲、その仕組みはどうあるべきかを議論しているが、それは財務会計と密接に関係してくるので、それ以上は踏み込めない。
- 機構がやろうとしている評価は絶対評価に近い。それは国大協の考えにも沿っている。それに対して、資源配分と結び付けるには、教育研究についても相対評価をせざるを得ない。そうすると、文部科学省の評価委員会が絶対評価に近い機構の評価を相対評価に結び付けるには何らかの翻訳装置が必要になる。それは評価委員会のほうの問題であって、機構のほうの問題ではない。また、それとの関係で文部科学省の評価委員会の構成とか、そこでの評価はどうあるべきかということが今後詰めていく課題になると思う。
- 機構のマニュアルに提起されているものは、研究に関しては相対評価では出来、一定のランク付けは出来るようにできていて、そこだけピックアップして主務省の評価に使うことが十分可能な設計になっている。それが必要かどうかということもあるが、それが十

分信頼できるシステムになっているかどうかという点でも問題があると思っている。

- 資源配分と評価を結びつけるべきだという議論が根強くあるが、一体資源のどの部分をどういう基準で配分しようというのかははっきりさせてもらう必要がある。特会予算2兆7千億円の中のどの部分を評価に基づいた配分にしようというのか。研究の費目なのか、教育の費目なのか、それ以外なのか、そこを主務省評価委員会として問題提起してほしい。
- 国大協の主張は、基盤的経費は外形標準の形で配分し、評価によって動かすべきではない、競争的部分についてだけ評価を入れるのがよいといっているが、それが全体の意見として通るかどうかがかなり厳しい。
- 会計は資源配分する際の梃子になっているので、そこは専門委員会Dで十分議論していただきたい。

以上のような意見交換があった後、委員長から、いただいた意見に注意して明日、専門委員会Bで議論したい旨述べられた。

## 6. その他

委員会開催日について、すでに決定してある次回（4月3日）及び次々回（5月21日）のあと6月22日（金）とすることを決めた。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 第8常置委員会

日時 平成13年4月3日(火) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 松尾委員長

田頭, 金子, 大澤, 椎貝, 森本, 佐藤, 藤本, 赤木, 鳥居, 河野, 内田, 田中, 天野各委員

岡田, 池田, 野角各専門委員

(オブザーバー) 堀田国立遺伝学研究所長

(陪席者) 文部科学省: 渡辺高等教育企画課専門官, 淵上大学評価専門官  
大学評価・学位授与機構: 齋藤副機構長, 山本評価事業部長, 神田評価第1課長

松尾委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、学長交代に伴い新たに就任の鳥居委員(奈良先端科学技術大学院大学学長)の紹介のほか、国大協事務局長及び次長の交代に伴い新たに就任の諸橋事務局長及び宮崎事務局次長の紹介、並びに新たに陪席者として出席の大学評価・学位授与機構の神田評価第1課長、文部科学省の淵上大学評価専門官及び名古屋大学の佐藤専門員の紹介があった。

〔議事〕

### 1. 諸報告

委員長から、前回委員会以降の文部科学省及び国立大学協会各関係委員会の審議状況について、次のような報告・説明があった。

#### (1) 設置形態検討特別委員会

(2月22日, 3月7日, 4月2日開催)

##### ① 2月22日及び3月7日

- ・専門委員会A: 文部科学省の組織業務委員会においては、3名の作業委員から出ている案に対して反発が強く、例えば評議会・教授会の権限が強すぎる、この案で大学が本当に経営できるのか、運営諮問会議のように学外者に経営面の協力を得てはどうか、評議会や教

授会の関係について明確に整理すべきである、経営と教学を分離すべきである、予算配分の仕方が私立大学に対してアンフェアである等々の非常に厳しい意見が出されている。

- ・専門委員会B: 長期目標と国の責任、長期目標のつくり方、評価と資源配分などについて議論していること。「目標評価委員会」作業委員会で、今まで出た多くの意見の論点整理を行いつつそれを踏まえ作成した「中期目標・中期計画のイメージ例案」についての議論を開始した。
  - ・専門委員会C: 人事全般の仕組みについてようやく見えてきたが、公務員型、非公務員型についての整理がまだついていない。
  - ・専門委員会D: 土地・建物、運営費交付金、授業料、外部資金、競争的資金等々の資料が文部科学省から出てきたので、それぞれについて、大学にとってのメリット、デメリットを議論している。
- ② 以上の報告の後、A, B, C, Dの各専門委員会の連絡調整を横断的に行うための「連絡会議」を設けることを決定した。なお、「連絡会議」は本日までに既に2回開催され、専門Bからは、奥野, 内田, 丸山の3委員が加わっている。

### ③ 4月2日

- ・専門委員会A：組織業務委員会の間で「論点整理」を行っている。
- ・専門委員会B：目標評価委員会への対応については、作業チームが作成した「中期目標・中期計画」のイメージ例について引続き議論し、補完作業をしつつ進めている。また、専門Bとして専門委員会連絡会議に対して臨む態度としては、お互いの担当分野の枠を越えて積極的に意見を出していくこととし、意見の出し方としては、「長尾試案B」に加筆修正する形で進めている。
- ・専門委員会C：様々な事例を纏めた資料が出てきたので、これから具体的な議論が始まる。人事は専門Aの法人の基本との関係が多くあるので、そちらでも議論してほしいとの発言があった。
- ・専門委員会D：国立学校特別会計が現在抱えている1兆3千億円の債務を現在の特別会計にそのまま負わせ、返済は法人とは切り離して考える、若しくは各大学法人に割り振る、の2つの立場で議論が進められており、さらに債務処理する共同機関の設置について議論されている。
- ・専門委員会連絡会議：専門委員会A 3人、B 3人、C 2人、D 1人の各専門委員により、それぞれのテリトリーを越えて全体の調整作業を行い、5月の連休明けを目途に連絡会議としての纏めを行い、できる限り早く設置形態検討特別委員会に提出することとしている。なお、連絡会議では、①経営と教学の分離、②学長の選考方法、③目標評価と資源配分、④財務会計のあり方、等が問題となっている。

### (2) 文部科学省・目標評価委員会

(2月21日、3月28日開催)

① 2月21日は、作業委員が作成した論点整理の資料を基に議論した。そこでは、長期目標については国が大綱的にグランドデザインを示すべきである、法人としての運営の評価と個別の教育・研究の評価を分けるべきである等、様々な意見が出たが、中期目標・中期計画のイメージ例を作る前の構成例(骨組み)は大筋で認められた。

② 3月28日は、中期目標・中期計画のイメージ例について議論した。質の高い授業担当能力を持った人だけに「授業開講権」を認めるという表現は穏やかでない、情報を学生に知らせることこそが重要である、論文被引用も分野によって使われ方が違うので注意すべきである、イメージ例はあくまで参考であり、それらは大学が主体的に取捨選択すればいいとの意見が出され、これに対し私立大学の委員から好意的な発言があった。

さらに、大学にとっては学術文化全体への貢献という視点が重要、法人格取得は国立大学をよくしていく一過程であってゴールではない、目標に関しては大学からの申請行為が必要、等といった議論がされた。

### (3) 大学評価に関するシンポジウム

(3月22日開催)

3月22日に名古屋大学において「大学評価に関するシンポジウム」を開催した。

委員長から、第8常置委員会の活動と意義等、金子委員から、大学評価に関する各大学の取り組みと問題点、池田専門委員から、大学評価の基本的留意点等を説明した後、小樽商科大学、埼玉大学、長崎大学からそれぞれ事例発表をしていただき、質疑応答を行った。「資料9-1-

2」がシンポジウムにおいて出された主な質問や意見である。

なお、先に各大学長宛にアンケートを実施し、各大学からの回答を金子委員が整理されたデータにそって、多くの大学が共通に寄せた意見を配付資料のとおり整理した。これら評価に対する意見をさらに整理し、可能な限り大綱的、基本的な意見として機構長あてに第8常置委員会として要望書、意見書を出していきたいと思っている。

## 2. 平成13年度実施予定の大学評価に対する要望について

ワーキンググループの内田主査及び池田委員から、ワーキンググループで取りまとめた「平成13年度実施予定の大学評価についての要望(WG案)」(「資料9-1-1」)について説明があった。

ついで、次のような意見交換が行われた。

- 全学的テーマの場合、年度を越える調査となっているため、それに対応する委員会は、年度の途中で編成し年度の途中で終わるという変則的な形にならざるを得ない。将来年度内に始まり年度内に終わるようにスケジュールを考えてほしい。また、全学的テーマなどで、大学の規模や人的資源等々を考慮して、目的、目標を設定し事前に提出することになっているが、規模、人的資源等については提出済みの「概要」の中にほとんど入っているのので、目的、目標に「概要」の部分も含めて提出すれば、二重に書かなくても済むのではないか。
- ○評価の基本スタンスが「各大学の個性と特色を尊重する評価」であることは結構である。統一的なフォーマットでの評価ではなく、個性を発揮するため各大学の自己評価と報告

書作成における創意工夫を認めていただきたい。○機構による大学評価の長期計画・構想を明らかにすべきである。○JABEEや大学基準協会による評価との重複は避けるべきであり、また、評価機関間のデータを相互に利用できるような工夫、フォーマットの統一を検討いただきたい。○簡潔、明瞭、透明な評価作業のプロセスが望まれる。また、フィードバックの具体的な方法を明示すべきである。○評価システムの進化を目標にして、要項、手引書、評価方法の見直しが必要である。

- ○全学テーマ別評価について、平成12年度に着手したテーマのうち「教育サービスにおける社会貢献」については平成13年度で完了するが、「教養教育」については、13年度、14年度にまたがるので、13年度に新たにテーマを持つのであれば1つにしてほしい。また、15年度以降の本格実施においては、全学テーマ別評価のテーマ設定は的を絞ってほしい。○分野別教育評価・研究評価は、9領域のうち理学系と医学系の2領域が平成12年度に着手されたが、13、14年度中に残りすべてについて評価を実施するのかどうか等、実施方針について早く知らせてほしい。○国立大学の毎年度レビューが、当初の予定どおり平成13年度から実施されるのか、実施するならば、実施計画や要項を早めに明示してほしい。
- ○学内の作業時期が3、4月になるが、小規模大学ではその時期は手が回らないので、スケジュールを調整してほしい。○全学テーマがその大学の目的、目標の中で重点を置かれていないときは、そのテーマで評価することが、その大学の目的、目標に変更を要求することになる可能性がある。いくつかのテーマの中から大学が選択できるシステムに変え

る方向で検討してほしい。○基本的には各大学が厳密な自己評価をし、それについて機構が評価し、評価に基づいて改善点を出す、という方向にいけば大学の独自性が伸びていくのではないか。○教育は長期にわたって評価するものだから、機構から評価の視点が示されると日本の教員養成の在り方そのものに影響を与える可能性があるので、慎重に検討してほしい。

- 教育活動の社会貢献については、どの大学もそのための目的、目標を具体的に立てていないのではないか。業績として、今までの5年間に行った社会貢献をリストアップしなければならないが、今までやってきたことが目的、目標に入らない場合もあり得るので、まず実状調査をし、今後5年間それでやってから評価した方がいいのではないか。
- これまでは、自分たちでプロジェクトを伴ったりするような形で目標を立てられなかった。従って、「自由に書いてください」と言われても、書く方からすると評価する側の視点が自分達の視点と違えば低く評価されるのではないかという危惧がある。
- 現状の調査を猶予期間としてその間に目的を立てるべきではないか。
- 全学テーマ別評価は創設準備委員会の段階から問題となった。狙いは悪くないが行政側が考えている政策的な目標を各大学に強制すれば大学の個性をつぶしてしまう恐れがあるので、慎重に扱った方がいいと思う。調査と評価は違うので、実態がどうなっているかを調査することは結構であるが、それを性急に評価すべきでない。また、アニュアルレポートを作ることになっているが、この中に大学の目的、目標、基本的なものが入るか入らな

いか、基礎的なデータが出てくれば、それとテーマ別、分野別の評価の関係を問わなくてはいけなくなる。従って、機構が考えている評価の全体像の位置付けを考えていただきたい。

- 機構の評価の基本姿勢としてマニュアル化した評価からやっていくのか、各大学にある程度まかせ、それを第三者が検証するという精神でいくのかが問題である。基本的には、各大学の自己点検評価が基になるべきである。大学審議会がその答申で第三者評価機関の設置を提言した精神は自己評価を第三者でチェックする体制を作れということであった。それが基本的な姿勢であることから、要望とともに、こうした原則を堅持してほしいということは入れるべきだと思う。
- それは基本と思うが、一方でガイドライン的なものを示してもらわないと書きづらいついという意見があるのも事実である。
- 今、ドイツでは、各大学を個性化するためにマニュアル類は一切作っていないが、それは一つの見識だと思う。やり方がわからないというところもあるかもしれないが、それは大学が努力すべきである。各大学間で情報の交換が少ないために、何が問題になっているのか十分理解されてないところもあるが、それは国大協が努力すべきところである。
- 情報を伝えることは大切であり、一つの目標等で問題を問えば序列化するかもしれないが、各大学の目的・目標は全部異なるから、そうならないということが判るような情報の伝達が必要である。
- 評価については、まだよくわからないところがある。各大学毎に特徴があるので、各大学の事情でマニュアルを見れば、それぞれ違

う意見が出てくることは当然である。機構も今までやっていないことをやるので、初めからきちっとした評価ができるとは思えない。将来、こういう評価は大学の力となり、また資源配分にも繋がっていくと思うが、当面は各大学がきちんと取捨選択をし、それについて機構の意見を求めるという形を機軸にすればやりやすいといった意見が学内で強い。

- 本来我々の仕事は別のところにある。機構の評価の目的が明確でなく非効率であるが、明確になれば効率が上がるのではないか。
- 機構の評価がいい形で進化していったほうがいいが、このラインによる評価のほかに、もう一つのラインが必要なのではないか。各大学がいい形の改善状況を生み出す評価がどうしても必要であるが、これは機構に求めるというよりは、むしろ機構以外のところで評価結果の状況を把握して、指標などを使ってきちんと出していくことが必要だ。これが第8常置委員会の一つの大きな役目だと思う。
- アンケートの意見で強かったことの一つは、手引きと実施要項が重複しているという問題である。そういう要望も入れておいていただきたい。

以上のような意見交換のあった後、委員長から次のように諮られ、異議なく了承された。

機構は4月20日に開催する大学評価委員会において平成13年度、14年度に着手するテーマ、分野などを決定することなので、これに対する第8常置委員会としての要望書を大綱的・基本的に早急に取りまとめ、非公式に機構に提出することとしたい。ご了承いただければ、その原案の作成を委員長と作業チーム及び名古屋大学専門委員にご一任いただけないか。

### 3. 専門委員会B（目標評価委員会）への意見の検討について

委員長から、文部科学省の「目標評価委員会」に提出すべく取りまとめた資料「中期目標・中期計画のイメージ例」(「資料9-2」)について、専門委員会Bを通して「目標評価委員会」に反映させるようにしたいので、第8常置委員会のご意見を伺いたい旨述べられ、引続き、内田委員から、同資料について説明があった。

ついで、次のような意見交換が行われた。

- このイメージ例は目標評価委員会における議論の論点を整理し、それをもとにして作業チームが第3バージョンとして用意したものの。特に問題となったことは、「質の高い授業担当能力を持つと評価された教員にのみ、授業開講権を認めるシステムの導入」(4頁右下)については、授業開講権という表現は行き過ぎではないかという意見が出ている。それから、「サイテーション」の問題(5頁最下行)であり、サイテーションは分野によって違うので、十分注意を要するという意見が出ている。
- これは大枠の話で、中期目標・中期計画に伴う予算申請が並列につくのか。
- 仕組みとして、中期計画に挙がっていないものは予算が付かないので、挙げざるを得ない。しかし、計画の認可に予算の裏付けがあって当然ではないかという意見はもっともなので、最終版までには何らかの形で反映するようにしたい。
- 各大学が、記載する目標の領域は、それぞれの背景、歴史、個性に裏打ちされたような目標を立てればよく、全て網羅的に立てる必要はない。その意味では、重点目標を立てれ

ばいい。「中期目標は、原則として全学的な内容を記載し、各部局毎の内容は、中期計画の中で記載する」(1頁2. 一(2))という表現では、各部局は部局の重点目標を立てなくてもいいというような誤解を与えかねない気がする。全学目標と一貫性を保った各部局の重点目標を立て、それに計画を付けて財政的な裏付けをとっていく作業が大事である。

- 中期目標は全大学に共通する内容を基本としつつ、中期計画では部局にもかわる事柄について記載するという発想をとっている。それから、これは法律事項となるので、各大学がそれぞれの概念を持ち得るということではなく、法律概念の下で具体的に何をするかということは各大学の個性であるが、全く自由にできるということではないという前提に立っている。
- これと機構で行う評価との関係はどう考えられているのか。また、評価の機能が機構の行う研究科・学部別の評価と全学的な評価とは別であるという前提か。
- 目標の段階では、できるだけ全学的な観点で記載するという考え方の下でイメージを書いている。しかし、実際の評価は、できるだけボトムアップという形が中心になると考えている。その辺りの兼ね合いがポイントになる。
- 機構の評価はあくまでも現状の評価であり、こちらは5年先の計画である。研究教育面での評価を経ずに計画は立てられないはずであるが、過去のデータは部局別であるので、平成15年から始めるとき一斉に全部の学部・学科・研究科をやるのか、領域毎にやっていくのか、問題である。もし単年度で全部をやらないのであれば、評価の結果を中期計画に

反映させることはできない。これはあくまでも計画ということになる。計画を査定するのであれば、これは評価ではなく査定である。査定の前提に評価があろうが、それは従来、教育研究評価とは全然別の基準であるはずである。その辺りが一緒くたになっている。

- 我々は機構の評価を予算配分に大きく繋げることに反対している。機構がやる評価は、アカデミックな分野に限りアカデミックな分野の評価を予算配分にどの程度反映させるかということは次の問題となる。それはできるだけ低くおさえる方がいいと思っている。実際にそれを入れようとする、少なくとも各大学を一巡したものがなければ出てこないはずであるが、一斉にやるとは思えない。主務省は機構の評価を参考にはするが、それが資源配分に直接的には影響しないと思う。
- 機構の評価委員会で教育研究に関する目標について詰めた議論をした。ここでは入口の問題と出口の問題があるが、出口を念頭に置いて評価という言葉を用いた。当然、この入口と出口は矛盾をきたさないような形でやる必要があるということで、差し当たり、こういうイメージを書いた。
- 先行の、独立行政法人と大学が違うのは、中期目標についても文部科学省と話し合う余地があることだと、自分では理解している。中期計画は機関の長が自分でやれることであるので、あまり自分を縛ることは書かない方がいい。
- このイメージで、はっきりしないことの一つに運営費交付金のことがある。これは外形基準なりでなるべく平等に配ろうというものと、それ以外に、競争的に配分しようとするもの、全く別のカテゴリーとしての新規事業

の3つぐらいの部分から成り立っている。今までは全部概算要求という形でかなり隠れていたのが今度は表面に出てくることになるが、その仕分けがはっきりしていない。そういうものを書き分けていくのが計画だと思う。計画を立てたときに予算を付けるか付けないかは査定の問題であり、5年後に、予算を付けたがこれしかできなかった、というのは評価の問題である。その辺を区別して考えなければいけない。もしそうになると、あまり細かく教育・研究の目標を書くことが望ましいかどうか、非常に疑問がある。また、機構が行う評価は学部・研究科単位、あるいはテーマ別で行うが、それと中期計画なり中期目標とは、直接の関係はない。その辺の分けをした上で計画のイメージを出した方がいいのではないかと。

- 専門委員会B（目標評価委員会）では、機構の評価を予算に結びつける議論は一切しておらず、予算に関しても不明確で、政策的経費の補正予算的なもの、新規事業的なものがそれに当たるのではないかと思う。
- 専門委員会Dのところで、運営費交付金などのところがもう少し詰まってくれば、それを踏まえてイメージ例をもう少しステップアップする必要がある。必ずしも国立大学の中だけでイメージ例を考えるのではなく、国立大学以外の方々も国立大学の改革等の問題について、どのように理解していただけるかというところも非常に重要なファクターである。
- 評価と査定は区別して考えていくべきだと思う。
- 社会に対して国立大学の目標をリストするという点ではこういったやり方がいいと思う

が、このイメージの位置付けについては大学の中で相当混乱が生じてしまうのではないかと思う。中期目標を独立行政法人の通則法に基づいて厳しく考えると、一種の契約と考えるべきものである。従って、位置付けはどういう形のものがあり得て、そのうちの何を想定したものか書いていただければ混乱は避けられる。

- 目標や評価の申請行為が可能として、このテリトリーだけ書いてみたらこうなるという形になっており全体としての位置付けがはっきりしていないことは確かである。整合性が取れるようにしなければいけない。これの位置付けに対する注釈が必要ではないか。
- 目的、目標から計画の方へ移行すると、計画であるからには、数値的なものにならなければいけない、財政や経営の裏付けがなければいけないという問題が出てくる。そこにはなるべく踏み込まないように作られたということはあるが、そのために、逆に教育研究のところの計画の設定が細かく具体的になっている。しかし、重要なことはお金をもらうことであるので、経営部分のウェートを高くしないといけないのではないかと。教育研究の方は評価機構が評価をし、自主努力でやるのだから、あまり細かいことを書き込まない方が望ましいのではないかと。
- 専門Bの委員の間ではできるだけ大綱的、基本的ということで理解されているが、文部科学省の目標評価委員会では非常に細かい意見が出てくる。
- 民間会社の人と評価について話すと、目標を立て、目標に対応して指標を立てると必ず言う。ところが、ここではまだ目標と計画しか出ていない。指標という概念を中に入れて

おかなければ、指標が計画の中に入ってしまうという危なさがあるので、そこを注意してもらいたい。

- イメージ例についてはここに載せてあるものは確かにメニュー的なもので参考になるが、本当は各大学が自分達で探して別のものを加え、ここにはないようなものを作っていくことが個性あふれる大学づくりになるのだと思う。主務大臣による目標の指示、大学の計画、認可資源配分というサイクルの中で、どれくらい大学の自主性が保たれるかによってイメージ例の意義付けが違ってくると思うので、次のステップが大事ではないか。
- 財政的なことが切り離されている中で目標、計画を議論することは非常に歯痒く思う。中期目標を立てる、中期計画を出せというからには、その間のことをきちんとサポートするという意図が国の方になければならないと思う。国大協としては、そういう制度をきちんとしてほしいという要求、あるいは計画案を出すという姿勢が必要なのではないか。
- 過日のシンポジウムで、評価に関する作業についてのイメージが稀薄で、マニュアルも

よく理解されていないと思われ大学が少なくないように感じた。また、各大学間の意見交換の必要性を指摘する意見があったので、開設している第8常置委員会のホームページに各大学の評価担当者が書き込める欄を作って各大学が利用できるようにしてはどうか。

以上のような意見交換があった後、委員長から、本日いただいた「中期目標・中期計画のイメージ例」も含め、お気づきの点があればお寄せいただき、それらを専門委員会Bの作業チーム等で検討し、文部科学省の目標評価委員会に臨みたいと思っている旨述べられた。

また、併せて委員長から第8常置委員会のホームページに書きこみが可能な「掲示板」を設置する旨の発言があった。

### 3. その他

次回を5月21日（月）に、次々回を6月22日（金）に開催することを確認し、その次の開催日時を平成13年8月9日（木）13時にすることを決定した。

以上をもって本日の議事を終了した。

## (第9回) 設置形態検討特別委員会

日時 平成13年1月24日(水) 10:00~12:00

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 長尾委員長

中嶋副委員長

海妻, 阿部, 北原, 鈴木, 梶井, 内藤(代理: 斎藤徳島大学長), 佐藤, 松尾,

杉岡, 江口, 田中委員

宮脇, 馬渡, 若杉, 奥野, 丸山, 浦部各専門委員

長尾委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

### 1. 報告事項

委員長より、概ね次のような報告があった。

#### (1) オブザーバー派遣の変更

大学共同利用機関所長懇談会座長の渡邊国立極地研究所長より、設置形態検討特別委員会「専門委員会A」のオブザーバー派遣の変更の依頼があったので報告する。

(新任) 宇宙科学研究所長 松尾 弘毅

〔前任: 石井 紫郎〕

#### (2) 第3常置委員会委員長の選出に伴う委員交代

佐藤 保(お茶の水女子大学長)委員は、学長任期満了により、本年2月15日付をもって退任されるため、次回からは新しく委員長に就任される、鮎川恭三愛媛大学長が本特別委員会の委員として加わることとなった。

#### (3) 会長指名の委員の補充について

会長指名の委員である、西塚泰美(神戸大学長)委員は、学長任期満了により、2月15日付をもって退任されることとなった。会長指名委員であるため、これの補充については、会長と相談して決めることとしたい。

### 2. 調査検討会議(文部科学省)の委員会及び本特別委員会(国大協)の専門委員会の報告

第8回特別委員会開催以降の、専門委員会及び文部科学省調査検討会議の委員会の検討状況について、阿部・松尾・梶井・鈴木の各座長より、概ね次のような報告があった。

#### (1) 「第1常置委員会拡大小委員会」の報告

阿部座長より、「第7回第1常置委員会拡大小委員会」(1月10日)の検討状況に関して、概ね次のような報告があった。

専門委員会Aは、第1常置委員会拡大小委員会という形で、1月10日に開催した。そこでは委員長から意見を求められた「国立大学法人の枠組試案」(以下「長尾試案」と略す)について意見交換し、当日の意見をまとめて、長尾委員長に提出した。

また「組織業務委員会」では、馬渡・小早川・浦部の各委員に作業委員をお願いし、論点整理に入っており、作業班が作成した「論点整理案」について意見を伺った。

来る1月30日に第7回組織業務委員会が開催されるので、後刻、馬渡専門委員より説明するので、本特別委員会の意見を頂戴したい。

(2) 調査検討会議「目標評価委員会」及び「専門委員会B」の報告

松尾座長より、1月5日に開催された「第6回目目標評価委員会」及び1月12日に開催された「第6回専門委員会B」(目標・計画・評価)の検討状況に関して、概ね次のような報告があった。

1) 「目標評価委員会」の報告

第6回目目標評価委員会では、主査が指名することになっていた作業チームの委員について、内田、小野田、奥野の3委員が指名され、了承された。そして、作業委員は目標評価についての論点整理、資料収集、大枠のデザインの検討等の作業を行うこととなった。

また、委員会では文部科学省からの資料説明の後、主に“評価のあり方”に関して、意見交換を行った。その模様は以下の通りである。

〔評価の方法〕

- 中期目標の書き方によって評価の方法が異なる。中期目標は改革・改善に関する事項を主とし、評価はそれらの達成度で行い、通常業務については大学の自己点検評価を尊重すべきである。
  - 中期目標は改善すべき事項を中心とし、評価は目標の達成度で行うと同時に、全般的な水準の維持も評価対象とすべきであり、水準が落ちればマイナスの評価をすることも考えるべきである。
  - 中期計画期間中、数ヶ月ごとに目標の達成状況について監視する大学の中間監視体制が大事である。
  - 改めて評価する機関を大学に作るようなやり方では評価疲れするし、厳しい評価は出来ない。評価が大学の通常業務システムの中に入っているような制度とすべきである。
  - 評価をするには、まず目標をしっかりと立てることが大事である。これまで国立大学には明確な目標がなかった。
  - 評価については、方法、目的、主体の三点から詰める必要がある。
- 〔文部科学省評価委員会等の委員構成・役割〕
- 「国立大学を評価できる評価委員会についての体制等についてイメージが湧きにくい」との発言に対して、文部科学省は「既存の独立行政法人についても評価が必要となるのは早くて3年後であり、まだはっきりしたものはない。必要となる時期までに体制を作り上げることになる。体制等については本委員会での検討も可能である」との回答であった。
  - 「文部科学省評価委員会の責務は重く、委員会の構成が大事である。また委員会の評価に対する大学の反論の機会が必要である」との発言に対して、文部科学省は「委員は分野を特定しない有識者と専門性を持つ委員から構成される。反論の機会は設けられていないが、主務省評価委員会が文部科学大臣とは別に設置され、それに加えて総務省評価委員会があるなど、評価が重層的になっている」との回答であった。
  - 文部科学省評価委員会の委員については、外部有識者だけでなく少数でも国立大学の関係者など事情のわかる人物を加えておくべきである。
  - 文部科学省・独立行政法人評価委員会には、現在、5分科会が置かれているが、国立大学の評価を同じレベルの分科会でやれるかどうか疑問である。
  - 大学は企画立案機能を持っているので、他の独立行政法人とは違った扱いを受けるべきである。

○「アカデミック分野を所管しない総務省が大学の改廃を勧告できることは問題である」との発言に対して、文部科学省は「現在の総務庁は既にそうした権限を持っている。総務省評価委員会の改廃についての勧告の権限は現在の総務庁が持っている権限の縮小であると考えている。むしろ「法人化」のメリットと捉えている」との回答があった。

#### 2) 「専門委員会B」の報告

1月5日の設置形態検討特別委員会「専門委員会座長連絡会議」において、委員長より「長尾試案」が示され、各専門委員会が「長尾試案」を検討し、専門委員会の意見を委員長に提出することとなり、かつ「長尾試案」の取扱いは座長に一任されたので、各委員に「長尾試案」を送付し、その取扱いに関して配慮方を願うと同時に、1月12日の専門委員会に各委員の意見を持ち寄ることとした。

第6回専門委員会Bで、意見の突合せを行い、専門委員会Bとしての意見を取りまとめ、委員長宛に提出した。なお、専門委員会Bの所管事項以外にも重要な意見が出たので、付帯意見として提出した。

その他、専門委員会Bでは、現在、長期目標と中期計画との関係について取りまとめ中である。なお、前回の本特別委員会でも申し上げたが、中期計画の書き方等は法人の作り方、人事・財務制度と密接な関係を持つので、国立大学にとって最善のものを仮定として設定し、取りまとめるという方法で検討を進めている。

#### (3) 調査検討会議「人事制度委員会」及び「専門委員会C」の報告

梶井座長より、1月12日に開催した「第6回専門委員会C」(人事システム)及び1月15日に

開催した「第5回人事制度委員会」の検討状況に関して、次のような報告があった。

#### 1) 「専門委員会C」の報告

1月12日開催した第5回専門委員会では、他省庁関連の独立行政法人における人事システムに関して検討を行った。特に、フレックスタイムや業績給制度の導入、職務手当の大幅見直し等、現行の公務員給与制度と大きく異なる勤務制度について意見交換を行った。

なお、「長尾試案」の検討については、後日、ペーパーで意見の提出方を依頼し、これを座長が取りまとめて、委員長に提出することとした。

#### 2) 「人事制度委員会」の報告

1月15日に第5回人事制度委員会を開催した。委員会では、現行の国家公務員の給与制度・服務制度、国立大学教官の兼業規則・勤務時間・休暇制度や定員制度等の資料が提出され、担当官の資料説明の後、意見交換を行った。当日の主な意見は、次の通りである。

○教官の裁量勤務制の問題は、労働協約の中味に関わることであるとともに、これは人事院を離れ、労働省の所管となる。しかし、労働省の態度は非常に固いという状況は変化していない。

○運営費交付金の中の人件費はどういう形になるのか、あるいは中期計画5年という枠組みの中ではどういう扱いになるのか、ということが疑問として提出された。

○今後の大きな問題として、国立大学教官の兼業問題が議論された。

○その他、私立大学の教官給与と教官評価の関連等が議論された。

なお、本日、人事院「大学教官の勤務の在り方に関する研究会」の裁量勤務制に関わる検討状況を取りまとめた「報告書要旨」を参考まで

に配付した。これについては、人事院の研究会が結論を出して実施するというだけでなく、その実施の如何は、法人化の問題と関わるので、文部科学省に下駄を預けることになる、とのことである。

#### (4) 調査検討会議「財務会計制度委員会」及び「専門委員会D」の報告

鈴木座長より、1月16日に開催された「第6回専門委員会D」(財務会計)及び1月19日に開催された「第3回財務会計制度委員会」の検討状況に関して、概ね次のような報告があった。

##### 1) 「専門委員会D」の報告

第6回専門委員会Dでは、配付の資料2「評価に基づく交付金等の配分方式について」及び資料3「第6回専門委員会Dの議事概要」にある通り、大きく分けると、以下の二つのことを中心に議論を進めた。

①前回の専門委員会Dにおいて、地方交付税制度を参考として、作業委員会を設けるとともに文部省から資料を提出願ひ、運営費交付金の算定を試みることとなったが、委員の海外出張や準備の関係もあり、実際の作業に入っていない。今後、宮脇委員を中心に、まず現状の整理・分析を行い、それから浮き上がってくる問題点を検討するという形で議論を進めたいと考えている。

②高エネルギー加速器研究機構の菅原機構長より、資料2のような、ポートフォリオ理論に準拠する交付金等の配分方式が提案され、菅原機構長より説明いただき、質疑応答を行った。

##### 2) 「財務会計制度委員会」の報告

第3回財務会計制度委員会では、前回以降の経過説明があった後、国立学校財務センターの

大崎所長より、配付資料「主要国大学ファンディング・システム(未定稿)」に基づき説明があり、意見交換を行った。当日は、運営費交付金についても議論する予定であったが、これの質疑応答に時間をとられ、次回委員会で行うこととした。

なお、委員会では次回以降、①財務会計制度の基本的な考え方(財源措置、中期計画と予算、運営費交付金の水準と積算校費、施設整備のあり方と長期借入金の活用、外部資金と寄附金の取扱い、授業料の設定方法、積立金の取扱い、受託研究費・共同研究費の取扱い、科学研究費補助金と競争的資金と学術経費のあり方、土地・建物の取扱い、その他)、②会計基準(企業会計原則の適用範囲、独立行政法人会計基準の取扱い、その他)、③会計制度(国立学校特別会計制度のあり方、長期借入金残高の取扱い、その他)、④その他の課題(寄附金の税制上の取扱い、その他)、⑤大学共同利用機関の特色を踏まえた取扱いについて議論して、5月連休後に中間的な取りまとめを行いたいというのが、文部科学省側の意向であった。

各専門委員会座長からの報告が終了した後、馬渡専門委員より、次のような報告があった。

第6回組織業務委員会において3名の作業委員が選出されたことは既に報告したが、その後、論点整理等の作業に入った。そして昨年末、第7回「組織業務委員会」における討議課題を議論するための作業委員会(1月12日)開催の召集があった。そもそも作業委員は文部省が作成した資料に基づき議論し、それに加筆・修正を加えて論点整理という形に纏めるか、あるいは作業委員が予め「論点整理案」を作成して文部省の意見も聞いた上で、組織業務委員会に案を

提出するのか決まっていなかった。これは非常に重要なことなので、3名の作業委員は相談の上、後者の方法を取ることにし、冬休みを利用して「論点整理案」を作成した。

その「論点整理案」を1月10日の第1常置委員会拡大小委員会に提出し、検討いただいた上、1月12日の作業委員会に臨んだ。しかし、当日、私どもも非常に驚かされたが、文部科学省は未定稿のペーパーを別に用意しており、その内容は論点整理の範囲を超えるものであり、かつ本特別委員会で考えているものと相違すると思われるので、これの委員会提出は受け入れられない旨申し上げ、文部科学省として提出する必要がある、文部科学省の案として提出願いたいと申し上げた。結局、文部科学省のペーパーは提出しないということになったので、私どもの案を、まず阿部座長に提出し、1月30日の組織業務委員会ではこれを中心に議論を進めることとなった。その「論点整理案」が、本日お手元に配付した資料である。なお、「論点整理案」は組織業務委員会等で出た意見全てを簡潔に項目毎に整理するという形で取りまとめた。

引き続き、馬渡専門委員より、資料1「文部省・国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議『組織業務委員会』作業委員論点整理案(1月9日)」に基づき、組織業務委員会の事項を中心として詳細な説明があった。

次に、阿部座長及び浦部専門委員より、概ね次のような補足説明があった。

(阿部座長) 1頁上段の「項目」の横にある「組織業務委員会等での見解」は、組織業務委員会における意見の他に、国大協・文部省・自民党の見解も併せて整理して取りまとめた。今後、組織業務委員会では、組織業務及び法人の基本に関する事項に焦点をおいて議論を進めること

になるが、他の三つの専門委員会からもご意見があれば伺いたい。

(浦部専門委員) 作業委員会では、国が学術研究の発展や高等教育の充実にどういう責務を持つべきか、また、それを引き受ける国立大学はどのような条件を具備すべきか、法人化の前提のところで相当議論があり、これを最初に(「1. 法人の名称、単位」の前に)位置づけることとなった。

以上の説明に関して、概ね次のような意見交換があった。

○ 作業委員会で提出された文部科学省の案は、文部科学省の考え方が分かるようなものか。また、作業委員会の文部科学省側の出席者及び作業委員会の運営の仕方をお教えいただきたい。

○ 文部科学省の案は部内でも十分に検討されたものではないという説明であった。今後、提案される可能性もあるので、論点整理案の提出を打診されることを想定し、作業委員が予め準備しておくことが適当と思う。なお、文部科学省側は、清水審議官、杉野室長が出席した。

○ 内容的には本日配付のような具体的なものでなく、文部科学省側が組織業務委員会等で出た意見を取捨選択して取りまとめたというものであった。

○ 昨年の「検討の方向」と比較してどうか。

○ もっと抽象的で、項目も少なかった。

以上のような意見交換があった後、阿部座長より次のように述べられた。

私も話を聞いて気になり、文部科学省に聞いた。その印象を述べると、文部科学省は2、3カ月前と比べ検討を急いでいるような感じを受けた。また、組織業務委員会において、主査が

作業委員を指名する際に、作業委員に対して、ある一つの結論を出すことは依頼しておらず、この件は文部科学省も承知しているわけであるが、急いでいるのは主査の依頼よりも上からの指示の方がより強い影響力がある、ということかもしれない。組織業務委員会としてはステップを踏んで進めていきたい。

阿部座長の話を受けて、松尾座長より、次のように述べられた。

以前報告した通り、目標評価委員会でも5月連休前に一応のまとめを提出してほしい旨の依頼がある。只今の発言に関連して申し上げますと、文部省より提案についての打診があったが、不要ですとお断りした。また、作業委員についても主査の指名であったので、文部省は別の人を考えていたようだが、その機先を制して私どもが考えていた人をお願いした。また前回委員会では、作業委員に対して論点整理から大枠のデザインづくりまで、取りまとめをお願いした。今後は文部科学省の意見も聞きつつ議論を深めていきたい。

### 3. 国立大学の法人化の枠組みについて

委員長より、次のように述べられた。

昨年11月30日に開催された設置形態検討特別委員会「第1回専門委員会座長連絡会議」において、1月末頃には文部省の検討も相当進むと思われるので、設置形態検討特別委員会としても、それに対応すべく相当な作業をしなければいけないという話がでて、試案を作成したらどうかという意見も提出された。そこで、正月休みを利用して議論の叩き台になるような「国立大学法人の枠組試案」(長尾試案)を書いた。そして、1月5日開催の「第2回専門委員会座長

連絡会議」に提出し、協議いただいた結果、「長尾試案」は不完全で加筆・修正すべき事項など多々あり、専門委員会の意見を、各座長を通して提出いただくこととなった。お寄せいただいた意見を踏まえて、整理したものが、本日配付している「国立大学の法人化の枠組についての試案」(以下「枠組試案」と略す)である。

については、1月末頃までには、今までの協議を踏まえ、本特別委員会として、合意できる範囲で、国立大学法人の枠組みを取りまとめられればと考えるので、本日は、これについてご審議いただきたい。

委員長より、以上のように述べられた後、「枠組試案」の取扱い方について意見交換があった後、引き続き、委員長より「枠組試案」の説明があり、主として、以下の問題に関して種々意見交換が行われた。

- 学長補佐体制を中心とする管理運営の問題
- 運営諮問会議、役員組織等の問題
- 学長選考の問題
- 評価の問題
- 運営経費の問題
- 教職員の身分等に関する問題

最後に、委員長より次のように述べられた。

時間的な制約もあり、本日の議論をここまでとさせていただきたい。まだ、ご意見があることと思うので、今週中に、改めて意見を委員長宛ご提出いただき、それを整理して、再度、各委員・専門委員にお送りして意見を伺い、出来れば1月中に、本特別委員会としての取りまとめを行い、各国立大学におけるディスカッションの参考に供したい。

以上をもって本日の議事を終了した。

## (第10回) 設置形態検討特別委員会

日 時 平成13年 2月22日 (木) 9:30~12:00

場 所 学士会分館 (本郷) 6号室

出席者 長尾委員長

中嶋副委員長

海妻, 阿部, 北原, 鈴木, 梶井, 内藤, 石, 松尾, 鮎川, 杉岡, 江口, 田中  
各委員

馬渡, 小早川, 森田, 若杉, 奥野, 浦部, 内田各専門委員

(大学共同利用機関) 堀田凱樹国立遺伝学研究所長

長尾委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、委員長より、第3常置委員会委員長として今回初めて設置形態検討特別委員会に出席された、鮎川愛媛大学長の紹介があった。

### 〔議 事〕

#### 1. 調査検討会議 (文部科学省) の委員会及び本特別委員会 (国大協) の専門委員会の報告

「第9回設置形態検討特別委員会」(1月24日)以降の、本特別委員会の専門委員会及び文部科学省の調査検討会議の委員会の検討状況について、阿部・松尾・梶井・鈴木の各座長より、報告があった。

##### (1) 調査検討会議「組織業務委員会」及び「第1常置委員会拡大委員会」の報告

阿部座長より、1月30日に開催された第7回組織業務委員会の検討状況に関して、次のような報告があった。

第7回組織業務委員会では、前回の本特別委員会でも議論願った作業委員作成による「論点整理」を提出し、議論した。委員会では、「論点整理」はまだ各論併記の形であるので、更に絞り込んで、次回委員会(2月28日)で審議することとなった。現在、作業委員に努力いただき、絞込み作業をしているところである。

本日、その内容について馬渡専門委員より説明してもらい、本特別委員会の意見をいただき、来る2月28日の第8回組織業務委員会に臨みたい。

引き続き、馬渡専門委員より、資料2「文部科学省・国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議『組織業務委員会』作業委員論点整理(1月30日)」, 配付資料「組織業務委員会の今後の審議スケジュールの目途(事務局案)」, 資料1-2「専門委員A(組織業務委員会作業委員)で検討中の管理運営組織についての基本的考え方(2月12日)」, 資料1「専門委員A(組織業務委員会作業委員)で検討中の運営組織案」に基づき、詳細な説明があった。

上記資料の内、資料1、及び資料1-2の項目は、以下の通りである。

〔資料1「専門委員A(組織業務委員会作業委員)で検討中の運営組織案〕

- I. 国立大学法人の運営組織原理
- II. 法人化に伴う点
- III. 法人化の有無にかかわらず、改善が必要とされてきた点
- IV. 法人化に伴う運営組織改革の主要点

〔資料1-2「専門委員A「組織業務委員会作業委員」で検討中の運営組織案〕

- 17項(管理運営組織), 18項(役員組織),  
19項(法人の長と学長), 20項(学長の役割),

21項(学長(役員組織)と評議会), 22項(役員の選考対象), 23項(学長の選考), 24項(副学長等役員の選考), 25項(役員の任命), 26項(専門性・専任性), 27項(運営諮問会議), 28項(教授会), 29項(役員以外の職員), 30項(部局長=研究科長・学部長・研究所長等)

引き続き, 意見交換に移り, 以下の項目について質疑応答があった。

- 資料5「国立大学法人の枠組についての試案」との相違点について
- 監事の権限について
- 資源配分の際の透明性・公正性の確保について
- 評議会の位置づけについて
- 事務の長の大学経営参加について
- 学長の選考と運営諮問会議との関係について

## (2) 調査検討会議「目標評価委員会」及び「専門委員会B」の報告

松尾座長より, 「第7回目標評価委員会」(2月21日), 「第7回専門委員会B」(2月7日)の検討状況に関して, 配付資料「目標評価の論点整理(作業委員 H.13.2.21)」, 「第7回目標評価委員会(報告メモ)」, 「中期目標・中期計画の構成例」に基づき, 説明があった。

### 1) 「専門委員会B」の報告

「専門委員会B」では, 現在, 次の4つの事項について議論している。その要旨は次の通りである。

- ①長期目標についての国の責任について: 長期目標についての国の責任の問題については, 長期目標は国が作成するのか, 大学が作成するのかという議論があるが, 専門委員会Bと

しては, 国はグランドデザイン, あるいは大綱的な国立大学のあるべき姿(人類平和や地域社会に貢献, 高度専門職業人の養成など)を示し, 各大学はそれを睨んだ上で, 独自に長期目標を作成する, ということを考えている。

- ②長期目標についての造り及びその内容について: 上述のとおり, 国は大綱的なものを示し, それに基づき長期目標を作る。大学の自主性を保ちつつ, かつ国にも一定の責任を負わす。
  - ③中期目標の名称の問題について: 中期目標の名称については, 意見が分かれている。中期目標・中期計画という名称を使用すると通則法に準拠している印象を与えるし, 大学の教育研究に中期目標・中期計画を立てることは原理的に馴染まないという意見がある。一方, 普通の教育研究でも, 中期目標・中期計画という言葉を使用するし, もしも通則法の一部を使うことになれば, これは通則法の柱の一つなので, この言葉を抜かすことは賢明でない, むしろ中味を工夫した方がよい, という意見もある。
  - ④予算配分の問題について: 予算配分を評価にどう結びつけるかは大きな問題であるが, 専門委員会Bでは第8常置委員会の意見も参考にして議論を進めているが, 第三者評価機関, 例えば大学評価機構の評価は純粋にピアレビューであり, このようなアカデミックな評価は原則的に予算配分に繋がらないということで議論している。しかし, 主務省の評価委員会の役割が見えてこないため, 今後, 問題になってくると考える。
- ### 2) 「目標評価委員会」の報告
- 目標評価委員会では, 3名の作業委員の先生方にご努力いただき, 今まで自由討論で出され

た膨大な意見を整理して、配付資料「目標評価の論点整理（作業委員－H.13.2.21）」の通り、取りまとめていただいた。昨日の目標評価委員会では、これについてかなりの時間をかけて議論した。

また、5月連休前に、中間まとめの原案提出を求められているので、専門委員会Aと同様なフォームで、配付資料「中期目標・中期計画の構成例」のように少しずつ詰めているところである。本日配付の資料は、骨組みだけであるが、作業チームの方ではもう一步踏み込んだ、詳しいものを検討しているが、昨日の目標評価委員会では瑣末な議論に入ることを避けるため、この資料を提出し、これの検討に後の半分の時間を費やした。

引き続き、松尾座長より、上記配付資料についての要点の説明があった。

以上の説明に関して、次のような意見交換があった。

- 現在、1大学1法人を前提として、各国立大学の共通する問題について議論しているが、大学は、例えば附属病院を有する大学と有しない大学では全く異なるので、目標を立てるに際して、大学の多様性を考慮した議論をしているか。
- 議論している。また大学の規模、大学の中の部局でも違いがあるので、それも議論している。しかし、目標・計画は大学全体、下がっても部局までの単位であって、個人は対象としない、という原則をとっている。また、国に対して、大学として望ましい姿を、国の責任として示して欲しい、と言っている。そうすれば、例えばA大学は国の示した望ましい姿、例えば高度職業人の養成に向けて、長期目標・中期目標・中期計画を立てることに

なるし、またB大学は別の望ましい姿に向けて、目標・計画を立てることが出来る。そうすれば、国に一定の責任を持たせるとともに、各大学も多様性を持ったものを立てることが出来ると考える。

### (3) 調査検討会議「人事制度委員会」及び「専門委員会C」の報告

梶井座長より、2月2日に開催した「第7回専門委員会C」（人事システム）、及び2月7日に開催された「第6回人事制度委員会」の検討状況に関して、次のような報告があった。

第6回人事制度委員会では、最後に積み残しになっていた学長選考に関して、各方面で出ている議論の紹介、及び2～3の大学を例にとって、その仕組み・問題になった事柄等が資料として提出され、文部科学省より説明があり、この問題について意見交換の後、問題点の整理を行った。

また、大学共同利用機関が、独法化に関連して、何を問題視しているか等、大学共同利用機関としての問題認識の報告があり、これを巡って議論した。

他の委員会と同様、人事制度委員会でも、本日同席の森田・若杉専門委員、北村東北大学事務局長に作業委員をお願いして、作業委員会を構成し、論点を詰めてもらうこととした。次回の本特別委員会にはある程度の論点整理案が示せると思う。

なお、現在、各大学に「学長選考についての調査」を依頼しているが、まだ回答は全部出揃っていないが、次回の本特別委員会には少し整理したものを提出したい。

#### (4) 調査検討会議「財務会計制度委員会」及び「専門委員会D」の報告

鈴木座長より、2月6日に開催した「第7回専門委員会D」（財務会計）、2月16日開催された「第4回財務会計制度委員会」の検討状況に関して、次のような報告があった。

##### 1) 「専門委員会D」の報告

専門委員会Dでは、引き続き、運営費交付金の配分方法について検討している。本日配付の資料4「第7回設置形態検討特別委員会専門委員会D（議事概要）」の通り、文部科学省と東京医科歯科大学で、これの検討に必要な資料を収集し、議論を進めている。結論としては、附属病院を有する大学と、有しない大学を一律に論じることは、予算面からみても無理があると思われる。特に附属病院には病院固有の問題もあり、その意味では、本日の資料には附属病院経費も含まれた形で計上しているの、本日午後行う専門委員会の議論を踏まえ、大学経費と病院経費を分割した形で資料を作成し直した上、改めて次回の専門委員会で協議することとなった。

##### 2) 「財務会計制度委員会」の報告

財務会計制度委員会では、企業会計制度が国立大学の法人化にどう影響を及ぼすかなどについて、榎谷委員（日本公認会計士協会常務理事）より、また清水至先生から、学校法人について、説明があった。その説明の要点は、以下の通りである。

企業は利益を追求し、株主に利益を分配しなければならないので、投資家側から透明性が要求される。大学を法人化する場合、大学は独立採算制でないの、必ずしも企業会計原則が馴染むものでない。企業と反対の軸にあるものが、既に独立行政法人化した機関であるが、その中

間に位置するものとして学校法人（私立大学）がある。

学校法人は基本金制度があり、基本金への利益の繰入れ等、制度的にかなりの庇護を受けていて、昨今の私立大学の経営難にかかわらず、大学が倒産しないのはこの学校法人会計基準が大学を守っているためである、とのことであった。

国立大学の法人化の場合の会計制度は実際にまだ作られていないので、もし国立大学が法人化する場合、国立大学にとってよりよい形の会計基準を作る必要があるの、これらの仕組みも参考として検討する必要があるのではないかと考えている。

大学の教育研究事業は、今後の日本の将来を背負っていくものであり、かつ各国立大学はその運営方法や業務内容にも多様性があるので、その特殊性も踏まえて、適切かつ柔軟・弾力的な取扱いが可能となるようにしたいと考えている。

以上のような説明に関して、概ね次のような意見交換があった。

- 私学経営の状況はよく分からないが、恐らく授業料（経常収支）赤字の表記でも、一般企業にない固有の基本金制度があり、基本金から補填できる仕組みになっているためと思う。私学は膨大な基本金を持っているのだと思う。
- 文部省の連絡調整委員会で私学の方が、学校法人の会計制度の特徴として、積立金制度があると説明されていた。国立大学の独立行政法人化問題に際して、国が積立金制度を認めるか否か、私学は最大の関心を持っていると言っていた。
- 私学は基金があって始まっている。国立大

学も積立金制度なしには競争ができない。外部資金を導入した時にその積み立てが出来るとか、効率的な運営により運営経費に余剰が生じた時は積み立てられるとか、そういう基盤づくりをする必要がある。

- 仮に法人化する場合、理想論としては、スタート時点で各国立大学が公平であることが望ましいが、これは大学により利害が異なり難しい問題である。また、これの実現には膨大な政治力等がないと困難である。しかし、問題提起はしておいた方がよいと思う。
- 仮に国立大学が使用している土地を国が出資して大学の財産にするとしても、管理する上で種々の問題（例えば、崖崩れによる民家倒壊に伴う保証問題）が生ずることも考えられる。やはり土地・建物は国から借りる、また新しい建物は国が面倒をみる、ということでないとなり立たない。
- 現在有力なのは各国立大学が持っている資産は現物で大学に渡すという考え方である。また、新規に起こってくる建物の新增築を現物出資とするか、補助金という形をとるかは、別の文教整備関係の研究会で検討中である。しかし、その売却は国の財産というイメージが伴うので、難しいと思う。なお、現物出資の際の、只今指摘のあった管理運営に絡む問題は議論しておく必要があるだろう。
- 運営費交付金の中で、人件費がどのような扱いになるか、専門委員会Cでも関心を持っている。先行している独立行政法人の話を知ると、総定員法の適用がなくなるとしても、人件費の増加は困難なので、実質的に人員不足の状況は続く可能性があり、特に公務員型を選んだ場合、人件費の見積りが運営費交付金の算定の中に入るの、そこをどう考える

かが重要である。更に、競争的研究資金の人件費の充当は、資金が獲得できなくなった場合に人だけが残るといった問題もあり、どの程度可能なのか、この問題は任期制とも関連し大変重要な問題と考える。ご検討いただければと思う。

- 法人化した場合、法人が人を雇用できるという話であるが、人件費は一定の割合でくるので、全体の給与を考えると、雇えるとしても若干名程度であろう。やはり、大学が特徴を出し、競争できるようにするためには、ある程度は人を雇用できるようにしておく必要があるだろう。

## 2. 国立大学法人の枠組についての試案について

委員長より、前回の本特別委員会開催以降の、標記のことに関する経過について、次のような報告があった。

1月24日開催の第9回設置形態検討特別委員会において「国立大学法人の枠組についての試案」（枠組試案）を審議いただいたが、時間的な制限もあり取りまとめるに至らなかったため、更に意見のある場合は1月26日（金）までに意見を提出することとした。そして翌週の火曜日まで待ち、提出された意見を整理して修正案を作成し、特に意見がある場合は2月2日（金）まで提出願いたい旨を記し、1月30日（火）に設置形態検討特別委員会の全メンバーに送付した。

その後、種々ご意見が寄せられたので、急遽、第3回専門委員会座長連絡会議を開催し、寄せられた意見について検討し、資料5の通りの試案を修正した上、再度、各座長に送付し確認を得て、2月13日（火）、全国立大学長に送付した

(1個所修正漏れがあったため14日に修正文を送付)。

このような形で、現時点における本特別委員会の議論を整理し、各国立大学における議論の参考として送付した次第である。

以上の説明に関して、次のような要望・意見があった。

- 「枠組試案」のような重要な部分の取りまとめに際しては、本特別委員会の審議を経る等、手続き的に慎重な配慮をお願いしたい。
- 今回初めて本特別委員会に参加したが、「枠組試案」を受け取った時の印象を申し上げたい。第一に、3項に「独立行政法人の基本的枠組を参考にして作る」とあるが、この“基本的枠組”というのは、例えば企画部門と実施部門の切り離し等と理解するが、その点の理解をどのように考えたらよいかお教え願いたい。また、9項に「大学の中期的な活動の目標とその目的達成のための具体的な計画は、数年の期間について、主務省と協議して大学が決定する」とあるが、主務省と協議した結果、大学の考えが入れられなかった場合、どうしたらよいか、という議論が大学であったので、その辺の考え方も整理していただきたい。

以上の発言に関して、委員長より次のように述べられた。

只今指摘のことに限っては、各専門委員会で議論していただくようお願いしたい。また、重要な問題の取扱いに関しても、時間の許す限り、努力させていただく。

次に、委員長より、「独立法人反対首都圏ネットワーク」からの反対意見の紹介があった後、本日席上配付の「東京大学が法人格をもつとし

た場合に満たされるべき基本的な条件」について、森田専門委員より説明願いたい旨の依頼があった。

引き続き、森田専門委員より、次のような前置きがあった後、その内容の詳細な説明があった。

このペーパーは「東京大学21世紀学術経営戦略会議」(UT21会議)の下に設置された「法人化小委員会」が作成したもので、親委員会及び評議会の承認を経て、2月20日に記者発表されたものである。

### 3. 今後の議論の進め方について

このことについて委員長より、次のように述べられた。

今後の検討の進め方について、まず「枠組試案」を参考にしていただき、各専門委員会で具体的に詳細を議論いただき、早急に詰めていただき、各専門委員会から詳しいものを提出いただきたい。文部科学省は5月連休前後に、取りまとめの原案的なものを出したい意向であるということ、色々なところから聞いている。出来れば、それまでに国大協側の考え方を共通的に合意できる範囲で、文部科学省側に示すことが必要と思う。これを含めて、今後の進め方について、委員各位のお考えを伺いたい。

委員長の発言を受けて、次のような提案があった。

委員長の提案に賛成である。各専門委員会で早急に議論を煮詰めて、国大協の意見をまとめる必要がある。また同時に、各国立大学でも枠組みを作り、学内で議論が進んでいると思うので、大学の意見を吸い上げることも必要と思う。大学では賛成派・反対派がいるが、それら意見を反映させる正式ルートは現在のところ学長ル

ートしかないので、学長を通じて、各大学の意向を聞いてはどうか。

この提案について協議の結果、各国立大学で検討が進んでいて、ある程度、意見の取りまとめ等も出来ていて、本特別委員会に出せると判断される大学があれば、例えば国立大学の法人

化に際しての問題点を数項目挙げてもらう等も併せてお願いして、各国立大学の意見を積極的に提出していただくことをお願いすることとなった。

以上をもって本日の議事を終了した。

## (第11回) 設置形態検討特別委員会

日 時 平成13年3月7日(水) 10:00~12:10

場 所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 長尾委員長

丹保, 海妻, 阿部, 北原, 鈴木, 梶井, 内藤, 松尾, 杉岡(委員代理:板垣横浜国立大学長), 江口, 田中各委員

宮脇, 馬渡, 森田各専門委員

(大学共同利用機関)堀田凱樹国立遺伝学研究所長

長尾委員長が列車遅延のため、阿部委員の司会もとに開会。

はじめに板垣委員代理の紹介があった。

〔議 事〕

### 1. 調査検討会議(文部科学省)の委員会及び本特別委員会(国大協)の専門委員会の報告

「第10回設置形態検討特別委員会」(2月22日)以降の、専門委員会及び調査検討会議の委員会の検討状況について、阿部・松尾・梶井・鈴木の各座長より報告があった。

#### (1) 「組織業務委員会」の報告

阿部座長より、2月28日に開催された「第8回組織業務委員会」の検討状況に関して、次のような報告があった。

組織業務委員会の作業委員が作成した「論点整理(1月30日)」について、第10回設置形態検討特別委員会、更に第8回第1常置委員会拡大小委員会で審議いただき、意見を頂戴した上、

第8回組織業務委員会に作業委員より提出いただいた。

組織業務委員会の模様は、馬渡専門委員より詳しく説明いただくが、当日は様々な批判、例えば、経済界、マスコミや一部の私学関係者から、○学長を中心とする経営力をもっと強化すべき、○作業委員の案は評議会・教授会に大きな権限を与え過ぎている、○評議会・教授会の権限は教学に限るべきである、○少なくとも現状以上の評議会の権限強化は反対である、等の意見が多く出された。しかし、別の私学関係者からは、学長を中心とした経営力の強化は、学校法人との比較においてアンフェアであるという意見も出ており、この批判をそのまま受け取ってよいかどうかは非常に難しいところである。

引き続き、馬渡専門委員より、資料1「文部科学省・国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議 組織業務委員会 作業委員・運営組織『基本的な考え方』案(2月28日)」, 資料

2「文部科学省・国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議 組織業務委員会 作業委員運営組織案（2月28日）」に基づき、次のような説明があった。

資料1は、前回特別委員会に素案を示し、その意見を踏まえて改善し、かつ文末に現行の運営組織の記述を加えて、第8回組織業務委員会に提出したものである。資料2も、同様に前回特別委員会に示し、頂戴した意見を反映する形で作成し直したものであるが、前回と大きく異なる点は、作業委員の案の他に、「別案」（別案1：評議会の上に評議会と同様の権限を持った学外者と学内者よりなる「運営評議会」をつくる。別案2：現在の評議会は教学関係に限定し、もう一つ別個に「経営評議会」をつくる）を入れて整理した点である。これは文部科学省で作業委員会を行った際に文部科学省より提出されたもので、作業委員の見解とは異なるが、論理的に可能と考えられる案であったので記載した。

このようにして2月28日の第8回組織業務委員会に臨んだが、この案に対して委員から厳しい意見が出された。各界の意見と私どもの回答を、次に簡単に紹介する。

〔マスコミ関係者〕○評議会の権限が大き過ぎるのではないか、○評議会が人事・予算まで扱うのはどうか、○運営諮問会議は外部者の経営参画を進めるべきである、との意見があった。

〔産業界〕○資料1の基本的な考え方は賛成するが、具体案に結びつくか否か問題であり、ガバナンスの観点が必要であるし、監督が必要になる、○納税者の観点が必要で、学外者を含めた役員会を設置したらどうか、○学部長の任命は任命委員会を設置したらどうか。また監査も公認会計士を招いてはどうか。政府任命は古いのではないか、○教授会が大きな権限を持つこと

は問題で評議会との関係も整理する必要がある、○役員組織の執行体制が弱い、○万能の間はない。教学と経営の分離も必要ではないか、等の意見があった。

これに対して、○学外役員は学長の判断で任用可能としている。問題はそれを義務化するかどうかである、○企業は組織が多重化しかつ内部監査制で、その独立・自律性が問題になっている。この案は執行機関の一元性、審議機関との分離、監査の外部性が考慮されている、等の回答をした。

〔私立大学関係者〕○私立学校法人と国立大学法人のガバナンスの違いが問題である、○1法人複数大学の方が発展性はあるのではないかと、国立大学法人は民法法人なのか独立行政法人なのか不明確である。現在、私立大学は非常に困難な状況にあり、かつ圧倒的に有利な条件を有する国立大学と競争させられている、○運営体制の審議は今回で終わりにせず、責任体制が明確に分かるようチャート形式で示して欲しい、○事務担当を役員とする意味はどこにあるか、等の意見があった。

これに対して、○作業委員は私立大学との違いを勉強しており、要請があれば示したい旨を回答したが、これに対して、この委員会は独法を前提に検討し、駄目なら戻るということであって、作業委員の案も独立行政法人を前提としているのではないかと。作業委員に私立大学との相違まで示せというのは、委員会の範囲を超えるものである、という意見があった。○7回の委員会が出た意見を踏まえて取りまとめたもので、今まで1法人複数大学の意見はなかった。○執行上の事務組織の総括及び指揮系統の円滑な流れを役員会に担保すること、学長直属で命令を執行すること、事務職員の運営参加を促す

ことにある、等の回答をした。

[文部省OB]○評議会の位置づけが意思決定機関から議決機関に変更した理由を知りたい、○大学審議会答申から見て評議会の権限拡大は時計の針を逆に戻すものではないか、との意見があった。

これに対して、○大学は種々の意思決定を行うので、意思決定機関とすると、上下関係を再構成しないといけないので議決機関という言葉を採用した、○大学審議会答申との関係では執行機関と審議機関を一層明確に区分しており時代に逆行するとは考えてない。法人化に際してかなりの権限が大学に移行するので、その一部は評議会に移らざるを得ない等、回答した。

[文部科学省]○評議会は審議機関と位置づけ、学長はそれを自らの意思で執行する。議決機関という表現は未成熟ではないか、○国が決定・実施してきたことを部局代表の評議会で実施できるか問題である、等の意見があった。

これに対して、審議機関と議決機関の関係(比較)は文部省の国会答弁等を検討し慎重に取り扱った。審議機関では曖昧である。また、財務担当役員等に外部の者の参加は可能としており、それは大学の判断で、競争原理に委ねる考えである、等の回答をした。

概ね以上のような質疑応答があったが、次回委員会までに、作業委員は作業委員案を図にして分かり易くするとともに、私立大学との相違をまとめる、また文部科学省も私立大学との違いを説明できる資料を用意することとなった。

次に阿部座長より、次のような補足があった。先程報告したように、資料2に強い批判を示した委員でも、資料1の「基本的な考え方」は賛成という委員もいたが、まだ全員が賛成というところまでには至っていない。繰り返しにな

るが、全体的にみて、国立大学の自主性や経営力を拡大することについて、強く賛成する意見がある一方、それを評議会に委ねるのは適切でないという議論であったが、一部の私学関係者は、国立大学の自主性や経営力が強化されると大学存亡の危機になるという意見も述べられて、非常に厳しい判断を迫られているように思う。

このような状況であり、私としては、直ちに一案に絞るのが適当かどうか、躊躇しているところである。何れにしても、作業委員の方々は今、非常に厳しい議論と作業をしているので、是非、ご支援をお願いしたい。

引き続き、馬渡専門委員より、第8回組織業務委員会での意見を踏まえて作成した、資料3「専門委員A(組織業務委員会作業委員)で検討中の運営組織・機構図案(3月4日)」の説明があった。

続いて、これに関して、次のような意見交換があった。

- 国が実施してきたことを部局代表者でやっていけるかとの意見があったとのことであるが、それは教授会の権限が強すぎて、評議会がうまく機能しないことを危惧する発言と解釈してよいのか。
- 部局代表者の集合体である評議会の場合、利害関係が働くので、その調整に多くの労力を傾けることになるので、全体の法人としての動きに対して制約になる、というニュアンスがあるのだと思う。
- 従来の評議会はそのような面があったことは否定できないが、評議会構成メンバー等、従来の評議会に捕われず、如何に立ち上げるかという問題だと思う。何か具体的な案が出せるとよい。

- 私どもの案は、基本的には現在の国立学校設置法に則り、評議会委員は学長、学部長、部局選出の教授、学長指名の教員とし、変更の必要がないという立場で臨んでいる。なお、学長指名の教員に副学長等を含め、現行法でも可能なところは工夫している。
- 経済界の委員から見ると、経営問題は教育研究者以外の人を入れるという方向が当然かも知れないが、大学側から見るとやはり拙いと思う。私は現在の運営の仕方の良し悪しを言っているのではなく、運営の仕方あるいは教官意識が変われば、我々の主張の方がむしろ正論ではないかと思う。
- 政界・経済界は教授会批判が強くなり、そのような意見が文部科学省に入ってくるので、非常に困っている。現在の状況は政治主導の傾向が強いので、作業委員を応援していただけると有難い。
- 評議会の構成員の並べ方だが、今後、副学長は役員となり、その数も増えかつ重要なポストであるので、もっと上位に位置づけた方がよい。
- 役員組織の構成例では事務の長をトップに位置づけているが、事務は教育研究の支援組織であるので、もっと下位に位置づける等、工夫願いたい。もう一つは、ユニバーシティ・カウンスルのような大学連合体として意思を議論する場を、文部科学省としてオフィシャルに設置してもらいたい。そうでないと、各大学は自分の求めやすい分野や、外部の応援の得やすい分野が肥大化し、採算ベースに乗らない分野が衰退してしまう。そういう議論も何処かでしていただきたい。
- 構成例として、事務の長を役員組織に含めて図案化している。役員組織に入らないとなれば外さなければならない。事務の長の運営参加を進めれば、事務職員の士気が高揚するであろうという面を考えたものである。
- 事務の長の役割として、現在とは異なるということを想定して書いたと思うが、現行と同様ということもあり得るので、事務の長は下位に位置づけた方が安全かもしれない。その点も含めて、少し工夫をお願いしたい。
- 運営組織・機構の議論から半ば外れる問題かも知れないが、今の通則法では100億円以上の出資金がある場合は会計監査があるが、今度の監査基準の改正で、会計監査は会計簿記のチェックの他、内部調整や執行事項の監査も含まれることになる。すると、会計監査という観点から、外部的なチェックもある程度可能となるので、監事と会計監査との関係を少し整理する必要があるかと思う。
- 只今指摘の点は、監事の横に点線で、その人を法人が任用するなり、会計法人に依頼する等の仕組みを考えたい。
- 財界・産業界の人は、日本の高等教育・大学政策は、戦後、進学率が急速に上昇し、その需要に対して、如何に供給体制を整備していくかが重要な課題で、国立大学がカバーできない部分は私立大学の新設及び規模の拡大等で対応してきた。最近では18歳人口の減少等で、今後は教育面に関しては需要減少となり、供給力が需要を上回ることとなるので、どう体制を再編するかが、今後の重要な課題となる。また、私立大学関係者は不利な条件で高等教育の一翼を担ってきたが、国立大学が現状のままだと、その皺寄せは私立大学に廻ってくる。そのツケを私立大学だけが負うのは納得ができない、国立大学も応分の負担をすべきではないか、という考え方だと思う。私

立大学は存亡の問題に直面し、競争をするにしても、国立大学が有利な条件で競争するというものではたまらないと考えていると思う。

- 比較的小規模の私立大学は法人化により国立大学が競争力を持つことに対して相当の危機感を持っている。日本の教育研究面の総体的体制として、それでよいのかということになると、やはり国立と私立が役割分担するという道筋になれば、私立大学の受け取り方も違ってこよう。

以上のような意見交換があった後、委員長より次のように述べられた。

運営組織・機構図案に関しては、本日の意見を参考として改善いただき、調査検討会議に積極的に提案していただきたい。

## (2) 「専門委員会B」の報告

松尾座長より、次のような報告があった。

前回特別委員会以降、開催されていないが、作業チーム3名（主査も参加）で論点整理を行い、基本的かつ重要な事項について「中期目標・中期計画のイメージ例」というか、スケルトンを取りまとめ、去る2月21日の第7回目標評価委員会に提出した。委員会では堀田遺伝学研究所長の時宜を得た発言もあり、目標評価委員会として、スケルトンは全て了承された。

なお、スケルトンは国立大学を中心に書いているが、大学共同利用機関に関しても特に注意すべき点は書き込んでいく方針である。また現在、作業チームは大枠のデザインを書き、目標評価委員会に提出するタイミングを考えつつ作業を進めている。

なお、第8回目標評価委員会は3月28日に開催されるので、3月15日に専門委員会Bを開き、

意見を伺った上で、目標評価委員会に臨む予定である。

## (3) 「専門委員会C」の報告

梶井座長より、次のような報告があった。

来る3月9日に「第8回専門委員会C」（人事システム）を開催するが、この間、作業委員会を2回開催し、論点整理を行い、本日、資料4として提出した。これは各委員より提出された意見を書き込んだもので、現在のところ意見の重複・相違があるが、作業委員会で整理して、望ましい「検討方向（案）」を作成したい。

また、組織業務委員会における審議の結果、運営組織面など、かなり姿が見えてきたが、専門委員会Cの議論の過程で、例えばもう少し姿が見えてこないと人事制度の検討は難しいとか、専門委員会A～Dの作業委員会相互の意見調整をした方がよい、等の意見が出ている。

次に、森田専門委員より、次のように述べられた。

只今、梶井座長から説明のあった通り「検討の方向」は、作業委員の提出した意見をそのまま羅列したもので、矛盾も重複もあるので、この取扱いは慎重にお願いしたい。現在、3月9日開催の第8回人事制度委員会に提出するため、これを収斂する方向で議論を進めている。

引き続き、森田専門委員より、資料4「人事制度の在り方に関する意見と論点（例）」に基づき、説明があった。その項目は下記の通りである。

### 0. 基本的な考え方

1. 職員の身分に関する考え方
2. 大学教員に係る特例の考え方
3. 学長の選任方法、任免手続
4. 役員の選考方法、任免手続

5. 教員の任免等
6. 教員以外の職員人事の在り方
7. 給与の在り方
8. 服務・勤務時間の在り方
9. 定員（人員）管理
10. 大学共同利用機関

以上の説明に関して、概ね次のような意見交換があった。

- 組織業務委員会における教授会批判の中には、教授会から教員人事権を外すべきだという考え方がかなりある。現在のような形で教授会が教員人事を行うことが適切か否かについて議論しているか。
- 現行方式を考えているが、種々の批判があるので、維持できるかどうか。先程も話があったが、部局人事が大学の方針から逸脱している場合は何らかの形でチェックの仕組みを組み込む必要があるということを含めて議論している。
- 大学組織の場合、一つには学長・学部長の執行機関の系列と評議会・教授会の系列の問題、もう一つは全学と学部レベルの関係の問題がある。個人的には、評議会・教授会の権限はある程度限定して、学長に権限を集中させるのが良いと考えるが、実際問題として部局が行っていることを、学長レベルで全て把握してコントロールするのは不可能である。その意味では、各部局に自律性を持たせ、かつ部局が全体方針に沿うような仕組みを考える必要があると思う。
- 現在の議論の流れは、大学審議会答申を含めて、学長に権限を集中すべきという傾向にある。したがって、それに対抗する論理も考える必要がある。
- 批判のある評議会・教授会については、現

状維持でよいと主張するのは難しいという気がする。望ましい形を、どう提案できるが課題だと思う。ただし、この点に関しては、専門委員会AとCが意見に齟齬が生じないよう連携を取り対応する必要があると思う。

- 米国の大学に比べると、日本の学部長の役割は非常に小さい。学長に権限を集中させた場合、只今の話の主旨からみて、学部長がきちんとした運営プランを作らないと、その学部は機能しなくなる恐れがある。教授会批判が制度問題として出てきているところが問題である。

以上のような意見交換があった後、委員長より、次のような提案があった。

先程、梶井座長より、作業委員相互の意見調整の必要性があり、専門委員会A～D委員による連絡調整会議の設置の提案があった。本日、この件に関して審議いただきたい。

これについて協議の結果、設置形態検討特別委員会の下に、専門委員会連絡会議を設置することとなり、各専門委員会の座長が委員候補者を推薦することとなった。

#### (4) 「財務会計制度委員会」及び「専門委員会D」の報告

鈴木座長より、2月22日に開催した「第8回専門委員会D」（財務会計）、3月1日に開催された「第5回財務会計制度委員会」の検討状況に関して、次のような報告があった。

##### 1) 「専門委員会D」の報告

第8回専門委員会Dは、2月22日の本特別委員会終了後、同じ部屋で開催した。

専門委員会Dは、前回の本委員会で報告した通り、宮脇委員を中心に地方交付税制度を参考

として運営費交付金の配分方法について、国立大学の子算表・決算表を入手して検討してきたが、その補正係数の問題は非常に難しく、よい案が出なかったため、大学経費と病院経費に分けて資料を作成し直して、改めて議論することとした。専門委員会Dは運営費交付金の他に、種々検討すべき検討課題があるので、当日はそれら諸課題についても審議したので、それについては宮協専門委員より説明願いたい。

引き続き、宮協専門委員より、資料5「設置形態検討特別委員会第8回専門委員会D（議事概要）」に基づき、当日の検討状況に関して、次のような報告があった。

○行政改革推進本部は、行革の流れの一環として、今後、特殊法人を独立行政法人化するという方向にあり、その受け皿としての独立行政法人は、現在の通則法ベースでは十分でない部分が出てくるため、機能的に違いを有する第二独立行政法人制度（通称）を検討している。来年を目途に制度設計するというところで、ここでの議論によっては、通則法ベースか、第二独立行政法人か、あるいはその中間形態か、行政改革推進本部はある程度、国立大学等について、視野を広げることは出来るのではないかと思う。第1回目の会議で以上のような議論があった。

○財務会計を議論するにあたって、国立学校特別会計制度をどうするかは根本的問題の一つであるが、実際に把握するため、現在の国立学校特別会計を独法的な会計処理をした場合どういう実態になるかを整理している。いずれ整理が終了した段階で報告するが、貸借対照表ベースでいうと、財投からの借入金1兆円の他、建設国債で作った建物・船等の経費が累積で4兆円になる。現在の国立学校特別

会計の貸借対照表は左右均衡だが、法人化された場合には、今の会計基準でいくと、累積ベースで合計8兆円程度の累積赤字が新しく出てくることになる。

○運営費交付金については、鈴木座長より説明のあった通り、極めて大きなバラツキがある。地方交付税制度と基本的に違う点は特定財源を持ってないことで、その中で一定の基準で割り振るということに現実性があるか、この点も議論しなければならない。

○現物出資等による資産移行の問題は、当然、国立学校特別会計借入金の問題がリンクしてくる。大学が移行時に、現有資産が現物出資の形で移行されるのか否かの問題である。現在、大学間格差が非常に大きく、格差を埋める形で移行するのか、現状のままスタートするのか、これは借入金の問題とも関連するが、一つの方向性としては特別会計にかかる資産管理は共通機関を設置するかどうか、ということも議論になると思う。また、各大学毎に法人化した場合も、財投対象機関としての単位を別に設けないと資金繰りができないので、そのような機関をどう設置するかという問題もある。

○剰余金の問題だが、剰余金は会計処理上、概念として出てくるもので、剰余金が生じても使える現金的なものがあるということではないので、剰余金の性格づけを確定させないと、基金を形成するといっても数字上だけの問題になる恐れがあるので、その点も検討課題の一つである。

○いずれにしても、財務会計の問題に関しては、先年、第1常置委員会が取りまとめた資料があるので、そこから体系づけを行い、次回専門委員会で審議し、全体の方向性的なものを

整理し、それを提示する方向で作業を進めたい。

以上の報告に関して、次のような意見交換があった。

- 運営費交付金の検討状況を少し詳しく説明願いたい。
- 単純に申し上げると、各大学の組織機構等を全く考慮せず整理している。自己収入75%（新設医科大学等）の大学から、2～3%の大学まで非常に多様である。これは科学研究費補助金等を含めたもので、これを外して計算すると、自己収入は平均値50%であるが、競争的資金を除くと平均値は大きく下がる（20%程度）。このように大学単位でも非常に多様性があるので、画一的に整理することは難しいという共通認識が出来たので、次の段階では少し絞り込みをしたいと考えている。
- 合計すると8兆円の借入金があるとの説明だが、実際問題として、仮に法人化したとしても返済できる金額でない。これは国立大学に投資されたものであるが、国家施策として実施されたもので、仮に法人化した場合に借金として負うべきものか疑問である。国鉄清算事業団のような形で処理していただければ最良である。
- そのような形で棚上げするというのが、私どもの第一順位であり、このことは機会あるごとに主張しているが、一方では借りたものは、ある程度、返済するのが当然であるという意見もある。また、棚上げの仕方について

も、全体として棚上げするのか、大学に割り振った上で棚上げするのか、これによって大分性格が違ってくるので、この点も議論している。

## 2) 「財務会計制度委員会」の報告

鈴木座長から、次のような報告があった。

第5回財務会計制度委員会は3月1日に開催され、土地・建物、運営費交付金、授業料、外部資金（競争的資金を含む）等について、幅広く議論したが、意見を集約するには至らなかった。そのため、ある委員から、現在の財務会計制度の長所・短所を整理し、文部科学省より素案を提示してもらったらという意見も出た。国立大学法人の会計基準はこれから作成されるので、その作成に携わる榎谷先生も財務会計制度委員会の委員に加わっているので、私どもの意見を反映してもらえるよう努力したい。

国立大学が法人に移行する場合、どの程度の基本金が移管されるか分からないが、大学の将来発展のためには、大学の自己努力で集めた資金を積み立てておく制度が不可欠である。委員会では、榎谷委員が現在の独立行政法人にはこの制度は組み込まれていないが、今後、制度設計をしていく中で考えるべきである旨の発言があったのが印象に残った。しかし、国立大学が借入金を払わず、資金は貯めるでは余りにも身勝手であるという意見もあり、国民に対するアカウンタビリティの問題もあるかと思う。

以上をもって本日の議事を終了した。

## (第12回) 設置形態検討特別委員会

日 時 平成13年4月2日(月) 15:05~17:15

場 所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 長尾委員長

中嶋副委員長

丹保, 阿部, 北原, 鈴木, 梶井, 内藤, 石, 松尾, 鮎川, 江口, 田中各委員

宮脇, 馬渡, 小早川, 森田, 若杉, 奥野, 丸山, 内田各専門委員

(大学共同利用機関) 堀田凱樹国立遺伝学研究所長

長尾委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち、4月1日付で国立大学協会事務局長及び同次長に就任した諸橋輝雄、宮崎睦雄の紹介があった。

〔議 事〕

### 1. 国立大学附置研究所長会議からのオブザーバー出席の依頼について

委員長より、次のように諮られた。

文部科学省所管ならびに国立大学附置研究所長会議の西宗会長より、資料2の通り、本特別委員会へのオブザーバー出席の要望があったのでお諮りする。

これについて、次のような意見があった。

○ 大学共同利用機関とは異なり、国立大学附置研究所は学長権限下の組織であり、また定員等から見れば附属病院の方が規模が大きく、附置研究所だけを特別扱いするわけにはいかないのではないか。学長が設置形態検討特別委員会の情報を十分伝達するように配慮いただき、その意見を吸い上げ、本特別委員会等に反映するようにすればよい。

○ 専門委員会での議論の過程で、附属病院や附置研究所の事情を聴取する必要が生じた場合、機能代表という意味で出席を要請すればよいのではなかろうか。

このことについて委員長より、次のように述

べられ、了承された。

現時点では、国立大学附置研究所長会議からの依頼は承認しないこととしたい。今後、附属病院や附置研究所等の問題が生じた場合、改めて相談することとしたい。なお、各学長には、現場に十分情報を流すとともに、意見の吸い上げに努力いただきたい。

### 2. 調査検討会議(文部科学省)の委員会及び本特別委員会(国大協)の専門委員会の報告

「第11回設置形態検討特別委員会」(3月7日)以降の、専門委員会及び調査検討会議の委員会の検討状況について、阿部・松尾・梶井・鈴木の各座長より報告があった。

#### (1) 「組織業務委員会」の報告

阿部座長より、3月21日に開催された「第9回組織業務委員会」の検討状況に関して、次のように述べられた。

前回特別委員会において、第8回組織業務委員会で激論があったことを報告したが、第9回組織業務委員会が3月21日に開催された。当日の議論の内容について馬渡専門委員より報告いただきたい。

続いて、馬渡専門委員より、配付資料3「組織業務委員会作業委員 運営組織『基本的考え方』(一部修正)」、資料4「作業委員 運営組織・

機構図案」, 資料5「作業委員 運営組織・機能図案」, 資料6「組織業務委員会の状況と作業委員会の立場」, 資料7「別案についての作業委員の立場」の要点説明があった後, 文部科学省が作成・提出した資料8「独立行政法人化後の大学の運営組織について(参考)」に基づき, 概ね次のような説明があった。

第1は, 現行の基本的な運営組織で, 参考として当時の有馬文部大臣の答弁が記載されている。答弁の要点は, 評議会はあくまで審議機関であり決定機関でないという点である。作業委員案が評議会を議決機関と捉えていることに対して, 文部科学省はそのような考え方を取っていないということを明示したものである。

第2は, 独立行政法人化に伴う国立大学の権限拡大のイメージで, 現在, 各国立大学が有している運営上の主な権限と, 独法化により国から大学に移管される主な権限が図示されている。

第3は, 大学に移管される権限を所掌する運営組織の具体案のモデルで, 以下の具体案を提案している。

○A案は, 法人と大学を一体とし, かつ, 経営と教学の意思決定プロセスを一致させるケースである。これには〔A-1案〕と〔A-2案〕があり, 前者は現行に近く, 作業委員案もこれに似ているが, 全く同じではない。後者は評議会に学外者を入れる案で〔A-1案〕のバリエーションである。

○B案は, 法人と大学を一体としつつ, 経営と教学の意思決定プロセスをある程度分離するケースで, これも〔B-1案〕と〔B-2案〕がある。前者は「運営協議会(仮称)方式」で, 運営協議会を学外者・学内者で構成し, 主として経営に関する重要事項を審議する,

これに対して評議会は部局代表者等(教員)で構成し, 主として教学に関する方針や重要事項を審議するという案である。なお, 両案とも運営協議会・評議会をいずれも審議機関と位置づけている。〔B-2案〕が〔B-1案〕と異なる点は, 評議会の審議に先立ち, 「運営審議会(仮称)」(学内者・学外者で構成)において教学と経営双方に関する方針や重要事項を審議するという点である。

○C案は, 法人と大学を完全に分離させるケースで, いわゆる「理事会方式」である。理事会と理事が経営事項を決定し, 大学組織(学長・副学長・評議会等)が大学管理にあたるという案である。

第9回組織業務委員会では, 以上のような資料配付があり, 最初に阿部主査より, 本格的な取りまとめの作業に入りつつあるので, 作業委員の打合せの場に, 阿部・渡辺両副主査にも相談役の形で参加いただき, 支援願いたい旨の発言があり, これに対して, 阿部副主査から了承する旨の返事があるとともに, 阿部主査にも出来れば参加いただきたい旨の発言があり了承された後, 資料説明に移った。その際に文部科学省より21日の午前に開催された「賢人会議」の様子も報告された。

引き続き馬渡専門委員より, 当日の議論内容に関して, 概ね次のような報告があった。

○まず事務局案(B-1案・B-2案)に関して, ①経営と教学を分けているが分離できるのか, 教学をどういう方向に向けるかが経営であり, 両者は分離できないのではないかと, ②学内者・学外者の区別はどうなっているか, という質問があった。これに対して, 文部科学省より, ①経営とは資源配分のことであり, 教員を含む職員・役員人事, 予算の決定, 組

織の決定、借入金を受入れ、資金その他の財産の運用・処分、会計処理の方法の決定である、私立大学は経営と教学を分離しているし、両者の関係は分けて考えた方がよいのではないか、②学外者については幅のある考え方をしている、との回答があった。

○経営と教学は結合させた方がよい業績に繋がるといのは指摘の通りで、分離は出来ないと考えるが、大学内の適任者不足の場合は非常勤役員等、学外者の登用を考えるべきである旨の意見があった。

○作業委員の組織運営「基本的考え方」に関して、①大学自治との棲み分けの観点から当面は1大学1法人がよい、②理事会方式の方がよい、③設置者は国でなければならない、④評議会を議決機関と位置づけるのは疑問である、等の意見が出された。これに対して、作業委員としては、①各大学が自主性を発揮でき、自己責任で切磋琢磨できるので、1大学1法人がよいと思うが、法人化に当たって統合を妨げるものでない、②理事会方式は大きな混乱が生じる危惧があり賛成できない、③大学の設置者は国と法人の両案があり、検討中である、④評議会の位置づけについては、作業委員の使用した“審議機関”という言葉はより広い捉え方であり、その中には議決機関でもよいという解釈も可能と考える旨を回答した。

○また、現有財産は法人財産となるか、土地売却で取得した財産は分離されるのか等、国の財務会計の考え方について質問があった。これに対して、文部科学省からこれまでの独立行政法人は国の全額出資となっているが、この問題は「財務会計制度委員会」の検討課題であるが、そこまで議論されていない旨の回

答があった。

以上のような報告があった後、阿部座長より、次のように述べられた。

組織業務委員会では、他の案を除外するものでないが、作業委員の提出した「運営組織・機構図案」（資料4）とそれに比較的似ている〔A-1案〕、また〔B-1案〕を今後の議論の有力候補として検討することとなった。

また、賢人会議では元国立大学長から、「案のような評議会・教授会による直接民主主義では国立大学は何も変わらない」「評議会は審議機関と位置づけるべきである」等、国立大学批判ないしは危惧する意見が多数あった他、数人の方より学部長の権限についても言及があった。後者については、学部長は単に教授会の議長では困る、学部としての責任が取れるようきちんとした権限を持たせるべきだ、という旨答えた。

以上の報告に関して、概ね次のような意見交換があった。

○ 只今、組織業務委員会では〔A-1案〕と〔B-1案〕が有力候補となった旨の説明があったが、両者には大きく異なる点がある。前者は現行に比較的近く、学外の有識者による「運営諮問会議」を設けて大学運営の重要事項に関して助言・勧告を行うとする案であるが、後者は学外者・学内者による「運営協議会（仮称）」を設けて経営に関する重要事項を審議する、すなわち経営と教学の意思決定プロセスをある程度分離する案である。また、〔B-1案〕は運営協議会の運営の仕方如何によっては、〔B-2案〕と余り変わらないこととなる危険性を抱えおり、注意すべきである。〔B-1案〕は限りなく〔B-2案〕に近くなる可

能性があるという認識を持った方がよい。

- 第1常置委員会拡大小委員会でも同様な指摘があり、学外者の意思決定への参加は今まで経験のないことであるので、その位置付けをどうするか等、議論があった。
- [A-1案]は現状とほとんど変化なく、国立大学にとってベターであるがそれで通るのか、何処がどう改善されるのか、外から見えるよう配慮する必要がある。評議会は本来、大学全体の問題を審議する場であり、現在の評議会のあり方には疑問を持っている。個人的には、評議会は部局代表と全学的なレベルで選出した評議員で構成する等、組織運営の上でも、大学をどう変革するのか、社会に対しても示す必要があると考える。
- 法人化に伴い、給与水準の決定・借入金の受入れ・繰越金の処理等、従来大学で行っていない事柄が大量に生じる。現行に近い学長を中心とした役員組織で、それを実施できるか危惧の念を持つ。[B-1案]は学長が役員組織に加わり、かつ運営協議会・評議会の主宰者でもあり、かなりのことができると思うので、どちらかという[B-1案]がよいと思う。また、経営担当等の副学長を学外者から登用するとか、学外の専門家の意見を聞く等のことも必要で、そのような仕組みを考えないと、経営的事項は処理しきれないのではないか。
- 経営と教学は一体であるべきである。[B-1案]も[A案]ほどではないが、経営と教学はある程度は分離不可能なもの捉えているが、[B-1案]は、評議会が主として教学に関する方針や重要事項を審議し、運営協議会が主として経営に関する重要事項を審議するという案で、評議会は教学プラスその他の

重要事項を審議する形であり、[B-2案]に至らないよう配慮していると理解するが、先程も指摘のあったように、移る可能性もあり、如何にそれを防ぐかも、今後の検討課題の一つである。

- [B-1]案は、運営協議会を学外者・学内者で構成するとなっているが、学外者でも一旦、中に入ったら学内者と定義するので、ここに謂う学外者は非常勤と解釈するが、このようなメンバー構成の運営協議会で経営に関する重要事項を審議し、学外者が重要事項の決定に大きな重要な影響力を及ぼし、その決定に基づき大学経営を行い、仮にそれが失敗した場合、学長はどこに対して責任を負い、また学外者は自らの発言にどこまで責任を持つのか、この図だけでは見えてこない。特に学外者と学内者の数が均衡する場合は困難な状況に直面することも考えられるので、大変危惧する。

## (2) 「専門委員会B」及び「目標評価委員会」の報告

松尾座長より、3月15日に開催した「第8回専門委員会B」(目標・計画・評価)、3月28日に開催した「第8回目標評価委員会」の検討状況に関して、配付資料9「第8回目標評価委員会(報告)」及び「中期目標・中期計画のイメージ例」に基づき、次のような報告があった。

### 1) 「専門委員会B」の報告

第8回専門委員会Bでは、①「専門委員会連絡会議」にどういう立場で臨むか、②文部科学省の調査検討会議「目標評価委員会」への対応について議論した。

①については、専門委員会Bは「国立大学の法人化の枠組についての試案[B]」に関して、

他の専門委員会の所掌事項と深い関連性を持つので、目標評価に関するもの以外でも、修正・加筆すべき個所があれば意見を提出するとともに、必要な資料も連絡会議に提出することとした。

②については、目標評価委員会の作業委員が作成した「中期目標・中期計画のイメージ例」に基づき、専門委員会Bとしてどの点を目標評価委員会に出すかを改めて議論した。当日の意見を踏まえて修正したものが、席上に配付した資料「中期目標・中期計画のイメージ例」である。これは各委員から寄せられた意見を参考に作成したもので、その基本的な方針は、次の通りである。

- (1) 目標は原則として全学的な内容を記載し、各部署毎の内容は中期計画の中に記載する。
- (2) 目標は大きな方向性を書く。計画の方は予算の根拠として必要な事項等を書く。
- (3) 目標はあくまで教育研究の高度化・活性化に資するとともに、社会からの要請にも適切に対応した内容とする。
- (4) 目標は全大学に共通する内容を基本とし、各大学の特色を踏まえて、個性化を促進するよう工夫する。

これはイメージ例であるため、特に具体的な内容を記載する中期計画では、重複したり相矛盾する措置であっても、出来るだけ幅広く記載した。また、これは現時点におけるイメージ例であり、今後、本委員会における議論はもとより、他の3委員会における議論や先行する独立行政法人の中期目標・中期計画の公表により判明する政府全体の方針なども踏まえて、さらに十分な検討が必要である。

## 2) 「目標評価委員会」の報告

第8回目標評価委員会では、作業委員会作成による「中期目標・中期計画のイメージ例」の説明があり、これを中心に審議した。

当日の主な論点は、以下の通りである。

- 「質の高い授業担当能力を持つと評価された教員にのみ授業開講権を認める」という表現は、問題が多く改めるべきである。この点については、専門委員会Bにおいても、授業開講権と講義能力の高低は区別して考えるべきで、学生に教官の授業能力の情報を与えることが重要である、という意見が出され、修正を加えている。
- 国際的サイテーションの頻度を研究成果とすることには、弊害も大きいことを認識すべきである。これは絶対的な基準ではないが考慮に入れた方がよい。外国の大学での使われ方を研究した方がよい。
- 中期目標・中期計画のイメージ例にある項目は、あくまでメニューであり、取捨選択は大学の主体性に委ねられる。  
なお、次回（4月27日）は評価の問題を中心に審議し、4月中に評価問題を含めて、一つのストーリーとする方向で議論を進めることとなった。  
以上の説明に関して、次のような意見交換があった。
- イメージ例に掲げている以外にも各大学で実施していることもある。それらについて各大学から意見の吸い上げは行うのであろうか。
- これはあくまで例示である。余り精緻にすると標準化する危険性がある。只今の説明にあったように、その取捨選択は各大学の自主性に委ねられている。

(3) 「専門委員会C」及び「人事制度委員会」の報告

梶井座長より、3月9日に開催された「第8回専門委員会C」(人事システム)、3月14日に開催された「第7回人事制度委員会」の検討状況に関して、次のような報告があった。

前回の本特別委員会において、人事制度のあり方について、作業委員会を2回開催し、論点整理を行い、「人事制度の在り方に関する主な意見と論点(例)」を取りまとめた旨を報告したが、本日配付の資料11「人事制度の在り方に関する主な意見・論点(例)・検討の方向(案)」として取りまとめ、3月14日の人事制度委員会に作業委員案として提出した。委員会では、まず余り意見を聞いていないマスコミ関係者から意見を聞く形で進めたが、全員から意見を聞き終わってないので、次回も引き続き委員の意見を聴取するとともに、大学共同利用機関の諸問題についても説明いただき、それを踏まえて審議することになっている。

次回人事制度委員会は4月19日に開催されるが、委員会では予め各委員から資料11に関する意見をペーパーで提出いただき、それを整理したものを作成し、審議を進めることとした。そのため専門委員会Cを4月12日に開催し、各委員から提出いただいた意見を整理して、出来れば「検討の方向」を修文する必要があるれば修正を施して、取りまとめに持っていく方向で審議を進めたいと考えている。

なお、本日、資料12として、人事制度委員会に所属する田中健蔵委員のメモを配付したが、これは第7回人事制度委員会で開陳されたもので、人事制度委員会の担当範囲を超えるものもあるので、本日、参考資料として配付した。

(4) 「専門委員会D」及び「財務会計制度委員会」の報告

鈴木座長の依頼により、宮脇専門委員より3月14日に開催の「専門委員会D」、3月30日に開催の「第6回財務会計制度委員会」の検討状況に関して、次のような報告があった。

第6回財務会計制度委員会は、3月30日に開催され、そこでは大きな争点が二つあった。一つは、国立学校特別会計が抱えている債務の取扱いの問題であり、もう一つは、財務的な側面から、共同機関設置の是非の問題である。

前者の国立学校特別会計が抱えている債務の処理方法については、文部科学省から幾つかの考え方が示されており、大きく分けると、①現行の国立学校特別会計にその債務を抱えてもらい、新しく出来る法人とは切り離すという考え方であり、②現在の債務を各国立大学法人に割り振り、運営費交付金等の措置を行う中で債務返還を行っていく、という考え方である。

後者の共同機関の設置については、債務返済に構造にも係わる問題であるが、共同機関を設置して、過去の債務返済、あるいは今後の長期債務の借入れ、施設整備等について共同機関を通して行うことが考えられないか、というものである。

なお、この問題については、専門委員会Dとしても議論を進めているところである。

続いて、石委員より、次のような補足説明があった。

第7回財務会計制度委員会で一つ話題になったのは、土地・建物の現物出資である。各国立大学が所有する全てが現物出資されるのか、それとも教育研究に直接使用しているだけで、それ以外は何らかの形で調整財源とするかという議論があった。その際、各大学が個別に財務省

と交渉するのは大変なことなので、互助的な目的で種々の機能を有する共同機関を設置したらどうかという話も出た。

以上のような説明の後、概ね次のような意見交換があった。

○ 国立大学は規模も異なり、特に地方国立大学は外部資金の導入は非常に困難である。個別大学の事情を配慮してもらえると有り難い。

○ 財政投融資からの借入れ返済の話であるが、各大学に割り振るのは問題があると思うし、特別会計制度として受けてほしい。大学は収益事業でなく、基本的に運営費交付金をもって運営するので、借入金を背負い込むことは不適切である。

○ 財務会計制度委員会では、一般会計での全額返済は世間ではとても受け入れられない話であり、その意味では個々に割り振った上で返済するか、何処かでまとめて返済するかは別問題として、運営費交付金等から返済して身の証をたてるべきであるという議論があった。

○ それぞれ経営努力をしている大学が返済するというのは余りよい方法ではない。一般会計から一括償還してもらうのは無理というのは理解できるが、大学の収益を返済に向けるという仕組みが残ると、大学経営上、後々種々の問題が生じるのではないか。出来る限り切り離す形で議論していただきたい。

### 3. 専門委員会連絡会議の設置とまとめの作業に向けて

これについて、委員長より、次のような報告があった。

第11回設置形態検討特別委員会において、本

特別委員会の下に専門委員による専門委員会連絡会議を設置して、各専門委員会の議論の内容を調整する必要があるとの提案があり、これについて審議の結果、了承され、設置形態検討特別委員会「専門委員会連絡会議」を設置することとなり、各専門委員会の座長が、委員を推薦することとなった。

その結果、各座長より、次の方々の推薦があったので、連絡会議の委員をお願いした。

#### 〔専門委員会A〕

馬渡 尚憲 東北大学副学長  
小早川光郎 東京大学教授  
浦部 法穂 神戸大学副学長

#### 〔専門委員会B〕

奥野 信宏 名古屋大学副学長  
丸山 正樹 京都大学教授  
内田 博文 九州大学教授

#### 〔専門委員会C〕

森田 朗 東京大学教授  
若杉 隆平 横浜国立大学副学長

#### 〔専門委員会D〕

宮脇 淳 北海道大学教授

また、専門委員会連絡会議を直ちに機能させたく、設置形態検討特別委員会構成員の方々に、国大協総第19号（平成13年3月13日）をもって連絡会議の発足を報告するとともに、第1回専門委員会連絡会議を3月21日に開催した。

既に報告したが、当日は、私も会議に出席し、連絡会議の設置の趣旨を説明し、資料14に記載の通り、連絡会議に次のようなことを依頼した。

- (1) 4つの専門委員会での検討内容について矛盾がないよう連絡調整をしていただく。
- (2) 可能な限り、4月中に詳細検討内容をまとめ、5月連休明けに設置形態検討特別委員会に提出いただく。

(3) 上記のまとめの作業と各専門委員会の検討の進み具合とにずれの出る可能性があるが、これは出来る限り、各専門委員会にフィードバックしていただくと共に、出来上がったまとめを連休明けの特別委員会で一括して検討し、修正し、最後のまとめに持ってゆくこととしたい。

何故、急ぐか疑問の向きもあるかも知れないが、文部科学省の調査検討会議はかなりのスピードで一括纏めを行う可能性もあり、このような形で進めさせていただきたい。

専門委員会連絡会議の委員の方々にはご苦勞をおかけするが、第1回・第2回専門委員会連絡会議の議論内容を報告いただいた上で、今後の対処方針について、委員各位よりご意見を頂戴したい。

続いて、馬渡座長より、次のような報告があった。

第1回専門委員会連絡会議において、長尾委員長が出席の間に、座長の選出の話があり、指名により、私が座長の役を仰せつかった。第1回会議では、委員長より示された資料14に記載の依頼事項について検討すると同時に、今後の進め方についても協議し、その結果、連絡会議として、次のことを確認した。

- ①委員長からの検討依頼事項の(1)の各専門委員会の連絡調整と、(2)の詳細検討内容の取りまとめを別個に進めては4月中の取りまとめは難しいし、詳細検討内容の取りまとめの中味には、当然、連絡調整は欠かせないので、最初から詳細検討内容を取りまとめることを目標に作業を進める。
- ②各専門委員会へのフィードバックについては、各専門委員会に所属する委員を通して

行い、専門委員会の議論と連絡会議の議論の調整、あるいは摺り合わせを行う。

そして、第2回専門委員会連絡会議を本日午前に開催した。本日の連絡会議に際しては、事前(3月30日迄)に「国立大学の法人化の枠組についての試案[B]」についての各専門委員会の検討状況を踏まえ、各委員から意見提出をお願いした。本日はそれを基に、各専門委員会の担当範囲の枠組み案について説明いただき、質疑応答を行った。その結果、まず全体として調整ないしは明確な考え方を持つべきである項目として、次の4項目を選び出し、それぞれ所掌の項目に関して、担当委員が原案を作成し、来る4月13日・4月21日・4月22日に「(第3～5回)専門委員会連絡会議」を開催して、集中的に審議し、詳細検討内容を詰めることになった。

- ①いわゆる経営と教学の分離可能性について、運営諮問会議か運営協議会かという問題や、また評議会の構成等を含めて、検討する。
  - ②学長選挙のあり方について、選考基準・方法の作成過程だけでなく、選考過程に外部者を入れることの可否・方法等について、検討する。
  - ③目標評価について、資源配分との関係、学長選との関係、国の政策との関係等について、検討する。
  - ④運営費交付金の算定方法や扱う機関との関係を含めて、国立大学法人の共同組織について検討する。
- 以上のような説明があった後、概ね次のような意見交換があった。
- 調査検討会議等で、大学外部の財界等の委員の意見を伺うと、先程説明のあった、元国立大学長と同様、大変厳しいものがある。そ

の意味では、専門委員会連絡会議としては、選択の幅を持った形で議論させていただきたい。もう一つは、外部の厳しい意見というのは、間接的に聞こえてくるものが多い。この問題は国大協と文部科学省間の話に止まるものではないと危惧するので、本当の敵はどこにいるのか、ご検討いただければ有り難い。

- 本日の委員会終了後、申し出を受けて、委員長・副委員長・各座長が文部科学省関係官と会う予定である。そこでは、本特別委員会で議論してきた内容を踏まえて率直な考え方を述べるとともに、只今指摘の件も探ることが必要であるし、また文部科学省に対しても外部に発言するよう働きかけたいとも思う。また、賢人会議における元国立大学長の発言については、外部から相当な圧力があることも事実のようで、そのような背景があつての発言と推測するので、その強い態度に対しては慎重に考えるべきだと思う。

以上のような意見交換の後、委員長より、次のように諮られ、了承された。

専門委員会連絡会議の委員の方々に、出来うれば4月中に原案の取りまとめをお願いし、それを各委員に送った上、次回特別委員会で審議することとしたい。

なお、次回特別委員会までに、文部科学省が、ある種のア案を早めに持ち出してくるような事態

が生じた場合は、緊急に対処したいと考えるので、その点もご了承いただきたい。

#### 4. その他

委員長より、次のように述べられた。

前回特別委員会以後、資料15の通りの要望書等が各方面より提出されているので配付した。本日、これの取扱いに関して、ご意見をお聞きしたい。

これについて協議の結果、専門委員会連絡会議で原案の取りまとめ作業に入るので、それが回答の役割を果たすことになるので、特に個別に対応しないこととなった。

続いて、堀田国立遺伝学研究所長より、次のような依頼があつた。

本年4月から、大学共同利用機関の検討体制に若干の変更があり、私が所長懇談会座長を、海部天文台長がタスクフォース座長を務めることとなった。これに伴い、若干のオブザーバー出席の変更等をお願いしたい。要望の詳細は、事務局に手渡してあるので、宜しくご配慮いただきたい。

最後に、本年4月30日付をもって学長任期満了により退任される、梶井東京農工大学長、及び丹保北海道大学長より挨拶があり、以上をもって本日の議事を終了した。

## 諸 会 合

平成13年1月～4月

- 1月5日(金) 10:30 設置形態検討特別委員会「座長連絡会議」
- 10日(水) 13:30 第1常置委員会拡大小委員会
- 12日(金) 10:00 設置形態検討特別委員会「専門委員会C」(人事システム)
- 13:30 第8常置委員会
- 16:15 設置形態検討特別委員会「専門委員会B」(目標・計画・評価)
- 16日(火) 14:00 設置形態検討特別委員会「専門委員会D」(財務会計制度)
- 24日(水) 10:00 設置形態検討特別委員会
- 2月2日(金) 9:30 設置形態検討特別委員会「専門委員会C」(人事システム)
- 6日(火) 13:30 第8常置委員会
- 13:30 教員養成特別委員会作業委員会
- 14:00 設置形態検討特別委員会「専門委員会D」(財務会計制度)
- 7日(水) 9:30 設置形態検討特別委員会「専門委員会B」(目標・計画・評価)
- 13:30 設置形態検討特別委員会「座長連絡会議」
- 9日(金) ~~16:30~~ 第3常置委員会 / 15:00 ~
- 15:00 第4常置委員会作業委員会
- 22日(木) 9:30 設置形態検討特別委員会
- 13:00 設置形態検討特別委員会「専門委員会D」(財務会計)
- 15:30 第1常置委員会拡大小委員会
- 3月2日(金) 10:00 第2常置委員会
- 13:30 理事会
- 6日(火) 13:30 教員養成特別委員会作業委員会

- 7日(水) 10:00 設置形態検討特別委員会
- 9日(金) 10:00 設置形態検討特別委員会「専門委員会C」(人事システム)
- 14日(水) 15:30 設置形態検討特別委員会「専門委員会D」(財務会計)
- 17:00 第1常置委員会拡大小委員会
- 15日(木) 14:00 設置形態検討特別委員会「専門委員会B」(目標・計画・評価)
- 16日(金) 16:30 教員養成特別委員会作業委員会
- 21日(水) 16:30 設置形態検討特別委員会「専門委員会連絡会議」
- 30日(金) 10:30 第1常置委員会拡大小委員会
- 4月2日(月) 10:00 設置形態検討特別委員会「専門委員会連絡会議」
- 15:00 設置形態検討特別委員会
- 3日(火) 10:00 設置形態検討特別委員会「専門委員会B」(目標・計画・評価)
- 13:30 第8常置委員会
- 10:00 設置形態検討特別委員会「専門委員会D」(財務会計)
- 5日(木) 13:30 教員養成特別委員会作業委員会
- 12日(木) 10:30 設置形態検討特別委員会「専門委員会C」(人事システム)
- 13日(金) 10:30 設置形態検討特別委員会「専門委員会連絡会議」
- 17日(火) 14:00 設置形態検討特別委員会「専門委員会D」(財務会計)
- 20日(金) 10:00 設置形態検討特別委員会「専門委員会B」(目標・計画・評価)
- 14:00 第4常置委員会
- 21日(土) 18:00 設置形態検討特別委員会「専門委員会連絡会議」
- 22日(日) 9:00 設置形態検討特別委員会「専門委員会連絡会議」
- 23日(月) 10:30 第1常置委員会拡大小委員会
- 25日(水) 10:00 設置形態検討特別委員会「専門委員会C」(人事システム)
- 14:00 第7常置委員会

# 資 料

## 「自己評価実施要項（案）」及び「評価実施手引書（案）」 に対する意見について（回答）

平成13年 1月12日  
国立大学協会会長  
進 實 重 彦

平成12年12月18日付文書をもってご照会がありました標記の件について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、よろしく願いいたします。

なお、今回の回答につきましては、下記の点にご留意の上、諸要項等への反映並びに今後の貴評価事業の実施に当たられるよう誠にお願いいたします。

### 記

1. このたびのご照会は、検討に当て得る日数がその内容に比しきわめて短く、本協会（99大学）の総意を持って回答するには不十分であったこと
2. 従って、今回の回答は、本協会内の関係組織である第8常置委員会等の一部の委員の意見を中心に取りまとめざるを得なかったこと
3. 平成12年9月20日付貴殿宛の「大学評価の進め方に関する要望」の趣旨に則り「必要十分な情報及び意見交換がなし得るよう」再度配慮されたいこと

（別紙）

### 「自己評価実施要項（案）」及び「評価実施手引書（案）」に対する意見

以下の意見は第7回第8常置委員会で審議されたものです。これらの意見は、委員会開催前に予め上記資料を読んで提出してもらった7委員のものと、当日の委員会で出されたその他各委員のものからなっています。

ご参考までに、各委員の意見の分布を、基本的な軸で整理すれば、(1)大学評価・学位授与機構が設置目的に定められた評価を行う際の方法の適切性に対する意見、(2)「実施要項」や「手引書」の説明内容に関する訂正等の要望に関する意見の他、(3)大学評価・学位授与機構の「第三者評価」のあり方に関する疑問など基本的枠組みに係わる意見、の3つの軸のなかに配置されますので、ご判断の上ご検討ください。

## 1. A 委員

- (1) 「原則として過去5年間の状況の分析を通じて行います。なお、この分析の対象とする期間は、評価の区分、実施するテーマ及び分野、あるいは評価項目の特性によっては変更されることがあります。」とあるが、本来の対象領域ごとに専門委員が検討をして「分析の対象とする期間」を決めるべきである。期間の基準が5年であるのはよいが、5年を「原則」として例外もあり得るとするのでは、領域ごとの特性を尊重することにならない。領域によっては本来あるべきではない、「出来ることをして、取り敢えず説明できる成果を挙げる」といった方向を助長することになる。
- (2) 理学系研究評価の対象領域に「その他理学系に関連する領域」を設けて、境界領域、分野横断的な領域に配慮すべきである。また、各領域を細分する必要はないと考える。
- (3) 各評価区分とも「機関、組織が設定する目的及び目標に即して」評価するとあるが、目的及び目標の設定と自己評価、機構による評価が時間的に接近している場合、目的及び目標の設定、自己評価を都合の良い物語として作り上げることになるであろう。分野別教育、研究評価については、今回は初回であることでやむを得ないことと考えられる。評価を受ける組織で目的及び目標の設定をしていないものは、早急に設定すると共に、必要があれば設定されているものを改善していき、評価を受ければよい。しかし、全学テーマ別評価は評価テーマが年ごとに変わるのだから、評価委員会が評価を受けようとする大学に対して、あり得る評価テーマを包括するような目的及び目標の設定（大学の基本理念の設定）を求めることが必要である。

## 2. B 委員

- (1) 大学評価・学位授与機構による「第三者評価」においては「明確かつ具体的な目的及び目標」概念が重要な役割を営むこととされているが、例えば、数学等の分野に、この概念を当てはめるためには、その内容を豊富化する必要があるといえよう。この豊富化は『評価実施手引書（仮称）（案）』及び『自己評価実施要項（仮称）（案）』などにおいて期待される場所であるが、理学系についてのそれにおいては、この点についての記載は特に見受けられない。一考を要するに思われる。
- (2) 『評価実施手引書（仮称）（案）』及び『自己評価実施要項（仮称）（案）』においては、「評価の観点」は、「目的及び目標」と並んで、被評価機関が設定するものであると明記される一方、「評価の観点例」が評価項目ごとに列挙されている。この観点例の意味が誤解して受け取られると、

大学評価・学位授与機構による「第三者評価」が大学の個性化を逆に阻害するということにもなりかねない。観点例の意味については、誤解を避けるために詳しい説明が望まれるといえよう。

- (3) 個々の教員の教育研究活動の評価については、被評価機関の行う自己評価と、大学評価・学位授与機構の行う「第三者評価」とがどのような関係ないし役割分担にあるのかについてより詳しい説明があった方が理解が深まるのではないかと思われる。

### 3. C 委員

- (1) 極めて短期間に、このような詳細精微な「実施要項」及び「手引書」を作成されたことに、心より敬意を表したい。また、これがあくまでも適切な評価システムの構築への第一歩に過ぎないという姿勢を明示していることを評価したい。
- (2) しかし同時に、それが①「試行」としてはあまりに「詳細精微」にすぎingのではないか、②強制的・統制的な性格が強すぎるのでないか、という疑念を免れることができない。それは、この「第三者評価」が、それぞれの大学・学部・研究所に、事前に「自己評価」を、しかも「実施要項」に示されたフォーマットに従って実施する事を求めていることと深くかかわっている。
- (3) 「第三者評価」が「自己評価」を前提とすることなしに成り立ちえないことは、あらためて言うまでもない。そしてその「自己評価」は1991年の設置基準改正以来、「自己点検評価」の形で、事実上すべての国立大学で実施されている。
- (4) しかし、その「自己点検評価」（以下「自己点検」と略す）と今回の「実施要項」に求められた「自己評価」との間に大きな性格の違いと落差がある。すなわち「自己点検」はあくまでも各大学が独自に実施するものであり、フォーマットや評価の方法も各大学の自由となっている。ところが「自己評価」は、評価機構が自ら行う評価事業の一部として、各大学に一定のフォーマットによる実施を「要求」するものである。
- (5) しかも「実施要項」を読むとその「詳細精微」な内容は、これまでの大学独自の「自己点検」の現状や水準をはるかにこえている。各大学はそうした現状とかわりなく、この「実施要項」のフォーマットに従って資料を集め、評価を実施し、文書を作成しなければならない。強い「強制感・統制感」をおそれるのは、このためである。
- (6) こうした現状で「詳細精微」なマニュアルにしたがって「自己評価」が行われるなら、各大学の主体的な「自己点検」の努力の積み重ねはたちまち失われ、「外部」「上から?」の指示に従った形式的な画一的、迎合的な「自己評価」へと墮落してしまう危険性が極めて大きい。
- (7) 「自己点検」の現状が、その出発から10年近くを経たいまも、期待された水準にないことは確かだが、そのレベルアップを「自己評価」の強制によってはかるべきかどうか、初めから高水準をめざすのではなく、段階的に、また自主的な努力を喚起するよう配慮が望まれる。
- (8) この問題は「実施要項」の項目設定・例示ともかかわっている。各大学の実態の把握や認識が不十分な段階で、基本的な例示を、しかも網羅的に行えば、日本の現状では、その例示にそった活動を行う必要があるのだと受けとめる大学が多数をしめることが予想される。ましてやそれが

予算配分の「参考」にされるというのであれば、すべての項目・例示に落ちなく対応しようとするだろう。

- (9) その結果、個性化、多様性の期待に反して画一性をもたらす危険性が極めて強い。評価の基準となる「目的・目標」自体、国立大学がどこまで独自にそれを設定しうるのか、大学としての自主性・自律性が法的に制約されている現状では、極めて疑わしい。ここでも「詳細精微」を初めからめざすより、まずは国立大学の現状、その多様性の把握をはかる「ゆとり」が必要だろう。
- (10) その意味では教養教育についての「実施要項」が「実状調査」からはじめられようとしている点を評価したい。「とらえ方の内容が幅広く、多様である」のは、「教養教育」に留まらず「教育サービス」についても「教育」「研究」についても同様である。「進化」の余地を十分に残した評価システムこそが、今の段階では望まれるのだということを、あらためて強調しておきたい。
- (11) 「実施要項」も「手引書」も、「評価の目的」として大学の「教育研究水準の向上に資するため、設置者の要請に基づいて、教育研究活動等の状況について評価を行い」、その「評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てる」ことを明記している。その重要性はどれほど強調してもしすぎることはない。
- (12) 国立大学の場合、「設置者」は国家ないし政府であり、したがってすべての国立大学が評価の対象になる。つまり自らの「要請」で評価のいかんを選択することは、それぞれの大学にはできないのである。ここにも評価がまさに「外部」化し、内的な必要性や実体的な改善努力との結びつきが難しくなる危険性がひそんでいる。
- (13) したがって、「評価結果」については、なによりもそれを各大学にフィードバックし、改善努力に資することに第一の目的があることを、とくに評価者に対して「手引書」のなかで、また予定された「研修」の過程でくり返し強調する必要がある。他者による評価の伝統が極めて乏しいわが国の大学に、世界的にみてもおそらくはもっとも「詳細精微」な「外部評価」のシステムを構築することの困難とそれがはらむ危険性について、評価者が十分な認識をもって評価にあたるよう努力を期待したい。
- (14) 「第三者評価」を「評価機構」が開始するにあたって、評価の技術や方法以上に重要なのは、評価の「哲学」であり、「倫理」であることをあらためて強調しておきたい。

#### 4. D 委員

「平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等について（案）」改正案についての意見

- (1) 評価の対象時期については、原則として過去5年間の状況の分析を通じて行うことが述べられている（P2. L12）が、平成12年度の評価では問題が起こる。何故なら初回の平成12年度評価では、5年間の時点での目標が明確にされていなければならない、必要な調査が過去5年間にそろっていなければならない。しかも例えば組織改革後5年経過していない場合には目標等との関連で困難な問題が発生する。したがって、大学にとっての資料等の提示や機構にとっての評価方法等が難しくなり、多大な努力や時間を要し、しかも明確な評価は得がたく、本来の評価を円滑に

実施することは困難である。初年度は、各大学に目的・目標を設定する時間的余裕を与え、かつ、資料の収集等を行って、まず機構が各大学の現状を知ることから始めるべきである。99国立大学全体と共同利用機関を対象にするという世界でも初めての試みであり、しかも大学評価法等も今から試行錯誤を繰り返しつつ進化していかねばならないことから拙速は避けるべきである。

- (2) 実施時期は、全学テーマ別評価、分野別教育評価、分野別研究評価のいずれにおいても、実施要項等の通知から自己評価書・根拠資料等の提出期限までにわずか4ヶ月しかない。今回が最初であるのでその評価に十分な時間が必要であること、この時期が入試・卒業・入学・卒論・就職・転勤等教職員の作業が多い期間であることなどから、あるべき大学評価が得られるにはこの時期と期間は見直すべきである。少なくとも実状調査書・根拠資料等の提出期限は8月中とすることを願いたい。

また、ヒヤリングの開始から評価結果の公表までの間に、6ヶ月しかないが、この間にヒヤリング等を経て評価報告書原案の作成(各専門委員会)、次いで評価結果の取りまとめ、当該大学等に通知(評価委員会)、意見の申立て(大学)、意見の申立てに対する再審議(評価委員会)、確定、公表というステップを踏むことになる。この中での大学側からの反論や意見の申立ては極めて重要であるので、十分な時間的余裕の確保が必要である。また、この際、評価の理論的根拠が充分用意されていなければならない。

- (3) 分野別研究評価 (4)評価の内容 ①項目別評価 3)研究内容及び水準の中の記述「該当なし」の意味する内容についても括弧の中に記載すべきである。
- (4) 分野別研究評価の「研究内容及び水準」では、教員の構成や評価対象組織の置かれている諸条件(既に存在している大学間格差を充分に考慮して)に照らして記述することは極めて重要であるので、記述の方法(P29. L1)においてもそのことを明確にしておくべきである。

## 『実状調査実施要項(仮称)(案)「教養教育」(平成12年度着手)』についての意見

### 1. 実施要項(案)について

- (1) 実状調査票の提出期限が平成13年5月とされているが、2月から4月上旬までは期末試験、入学試験、卒業式、入学式、新入生オリエンテーション、受講指導等大学の重要な行事日程が重なる時期であることを考慮すると、調査項目に関して内容を検討し総括する時間は実質的には2ヶ月もないことになり、あまりにも余裕がない。提出期限以降の過密なスケジュールを3ヶ月程度遅らせるべきである(P7)。

### (2) 説明会について

- ①説明会の実施は、P7では13年1月となっているが、参考資料2によれば2月に計画されている。多忙な時期でもあるので、正確な日程と説明事項の内容を早めに通知していただきたい。
- ②説明会の参加者については、1大学あたり複数名を希望する。

### 2. 別紙「全学テーマ別評価(教養教育)実施調査表(案)」について

- (1) 表紙記載の「提出期限について」は、上記1-(1)で述べたように、平成13年8月とすべきであ

る。

(2) 質問内容について

- ①「調査内容」の説明は、3-(1), 3-(4)-2), 3-(4)-3), 3-(5)では不十分である。後で出てくる多肢選択式の質問を見てから設問の意味を理解する形になってはいるが、実施要項である以上、もう少し詳しく内容を説明して欲しい。
- ②「4 教養教育に関する取組 (3)教育方法 4-3-1」にある「教育方法について、授業形態、学習指導方法、学習環境等を含め具体的に記述せよ」との質問は、曖昧である。とりわけ、「学習指導法」とは、設問4-3-3の「シラバス」に関する質問内容からうかがわれるような制度面において組織的に実施している「方法」のことを指すのか、科目区分や授業科目の相違に基づいて採用している「指導法」も含むのか、あるいはそれぞれの授業科目において個々の学生に対して行う学習指導法のあり方も含むのか、明確でない。また、考えられるすべてを含むのであれば、いくつかの例示を挙げてその旨を述べるべきである。

(3) 記述の用語および形式について

- ①記述内容は、「ほぼ原文のまま転載し」「広く社会に公表する」(P12)とされている以上、利用者にとって読みやすい形にする工夫が必要となる。そのためには、例えば、「」の使い方、丁寧表現の使用等記述形式について何らかの統一基準が必要と思われる。記述形式のマニュアルを作成して欲しい。
- ②例えば、アドミッション・ポリシー（学生受入方針）等はまだ一般化していないと思われるカタカナ用語が散見される。一般への公開を予定する以上、日本語に統一するか、和訳を付けて併記すべきであろう。いずれ用語解説集も必要となろう。

自己評価実施要項（仮称）全学テーマ別評価「教育サービス面における社会貢献（平成12年度分着手）」についての意見

- (1) 「大学等の設定した教育サービスに関する目的・目標」(P 7. L12)については、生涯学習センター等が設置されている場合には明確に決められていない場合も多いと思われる。  
そのような場合には、各学部等の設置した教育サービスに関する目的及び目標の内容を評価対象とすべきである。このような理由から「全学的（全機関的）な方針の下に行っている活動」(P 7. L24)は削除すべきである。
- (2) 要項の記述の具体的なイメージがわからないものがあるので、具体例を示すべきである。例えば、「目的は教育サービスを提供する上での基本的な方針、提供する内容及び方法の基本的な性格、活動を通じて達成しようとしている基本的な成果などについて示されている必要がある。」(P 9. 下からL 6)のそれぞれについての例を示して欲しい。
- (3) 「自己評価は、各項目において評価の観点を適切に設置し」とあるが、具体的にどのように観点を設定するのか (P10. L 8), 例示が望まれる。
- (4) 「(2)評価項目ごとの自己評価の内容」とはどれを指すのか? (P10. L 8)

- (5) 自己評価は原則として過去5年間の状況の分析を通じて行うことになっているが(P10. L9), 目的・目標が5年前に明確になっているとは限らない。各学部毎に、漠然としたものが多いと思われる。そのような場合、評価は不十分となる。この問題に対する見解を記述すべきである。
- (6) 目的及び目標の達成状況の中で、例えば「サービス享受者側からの達成度」(P11. L1)の資料が存在しない場合もあり得る。そのような場合、どう評価するのか? このような欠測値が稀ならず存在するものと思われるがどのような対応を行うのか?
- (7) 実施時期については、通知から自己評価書・根拠資料等の提出期限までは4ヶ月しかなく、しかもこの時期は、入試・卒業・入学・卒論・就職・転勤などと教職員の作業が多い時期であることなどから、期限を8月中とするべきである。また、ヒヤリング開始から評価結果の公表までの期間も短すぎるように思われる。
- (8) サービス提供者やサービス享受者という表現を大学教育において使用すること(P11. L1)には違和感がある。学生が消費者として教育サービスを享受するといったイメージは、教育の本質から見て望ましくないと思われる。

上記のごとく、いくつかの解決すべき課題があり、また、初めての壮大な試みであり、試行錯誤を試みる期間でもある。教育サービス面での社会貢献は最近ようやく大学の役割の1つとして認められるようになった領域で、自己評価についても十分とは言えず、第三者評価の方法も検討が必要である。したがって、初年度で完了するのではなく、「教養教育」のように2年間かけて行うべきである。初年度は、機構は状況の把握を行い、十分な準備をする必要があろう。また、大学側には、捉え方、目的及び目標の設定を始め、評価を受ける体制を固める時間的余裕が必要である。そして、2年目の実績(1年間)について評価すべきである。

## 5. E 委員

### 1. 「教養教育」実状調査実施要項(仮称)について

本テーマのみ、2年間で実施し、12年度は評価ではなく、実情調査という位置付けで要項が記述されている。教養教育の多様のためであるとしている。

13年度の評価は機関が設定する「目的」及び「目標」に即して行われ、「目的」及び「目標」が明確かつ具体的であるかどうかは重要であり、評価の前提条件であるとされている。しかし、「目的」及び「目標」が明確かつ具体的であるかどうかの基準や事例が現在、不明瞭である。従って、平成13年度の評価を前に、実情調査の結果をただ、公表するだけでなく、各機関の「目的」及び「目標」が明確かつ具体的であるかについての判定をして頂くことを希望する。

### 2. 評価実施手引書(仮称)「教育サービス面における社会貢献」

#### ・(1)書面調査と書面調査段階での評価案の整理(P. 3)

下から3行目:—再提出を求める。また、対象期間(組織)の自己評価において設定された観点に不足がある場合には、不足分の観点に対する資料・データの提出を求め、評価チームによ

## り評価を行う。

下線の部分が不明確：どのような場合に資料・データの提出を求めるのか不明瞭です。

下記のように、多様に解釈できますので、明確にお示し下さい。

- a. 設定された観点に対する自己評価の根拠となる資料・データに不足がある場合には？
- b. 設定された観点に機関が設定した目的・目標に即した観点として不足がある場合には？
- c. 設定された観点に対する大学審議会答申等が求めている方向性に不足がある場合には？

※この記述は全ての評価実施手引書に共通の部分です。

### ・ヒヤリング (P.20)

各評価チームの構成(5名)やヒヤリング3時間程度など、評価側の詳細について記述があるが、評価対象機関が評価に対応するチームの編成に対する記述が欠けている。例えば、評価対象機関に評価機構との連絡や調整を行う代表者1名の選出を求めたり、ヒヤリングは何名の出席まで認められるか等の評価対象機関に立った記述を強く希望する。

### 3. 評価実施手引書(仮称)「分野別教育評価:理学系」

#### ・評価のプロセス (P. 10)

教育目的・目標が明解かつ具体的でない場合には評価対象機関に再提出を求めることになっている。この実施に対するスケジュールに問題があると予測されるので、改善を希望する。提案では5月に自己評価書が提出され、書面調査が6月～9月に行われることになっている。しかし、もし、実際に再提出を求められるとすると、評価6項目は目的と目標に即して記述されており、自己評価書の全面修正となり、学内での目的・目標に対する再検討、引き続いての合意、各項目の再記述など、どんなに早くても2～3ヶ月の期間を要すると推察される。引き続きの評価実施スケジュールには大幅な遅れが予想される。従って、このような混乱を避ける為にも、学部の教育目的・目標だけ、3月上旬までに提出してもらい、明確かつ具体的であるかを3月の下旬までに判定したら如何でしょうか。もちろん、これでも評価のスケジュールは遅れますが、現在の日程よりは混乱を避けられると判断されます。

#### ・訪問調査日程例 (P. 30)

2日目の日程で2時間まで現地調査を行い、それらの結果を基に、1時間で最終評価結果を決議するには無理があると考えられます。やはり、2日目の夜には、じっくりとデータを整理し、慎重に審議を行い、3日目の朝に、審議での疑問点等を再確認し、最終評価結果の概要を説明すべきです。この日程では、評価する側も評価される側も十分審議されていない不安があり、評価結果の信頼性が問われることになりかねないと考えます。

### 4. 自己評価実施要項(仮称)「分野別研究評価:理学系」

・研究内容及び水準において、提出すべき業績の数として、個人別研究活動判定票②には5点を記述するように表が作成されているが、自己評価書作成には説明が欠けており、記載するよう希望する。

・P. 17の上部に医学部対象のような文章が誤って記載されている。

## 5. 評価実施手引書（仮称）「分野別研究評価：理学系」

- ・評価プロセス（P. 13）部会における評価のプロセス

各部会が「研究内容及び水準」、「社会的貢献」の2項目を判定し、専門委員会に提出するとしている。この評価2項目は機関が設定した研究目的・目標に沿った内容になっていると予想される為、この部会の評価委員にも評価対象機関の研究目的・目標を念頭において評価するように留意することが望まれる。

- ・研究目的・目標が明確かつ具体的でない場合には評価対象機関に再提出を求めることになっているのは教育評価と同様である。従って、前述したように、この実施に対するスケジュールも教育評価と同様に、改善を希望する。

- ## 6. 分野別医学系（医学）における教育評価及び研究評価に関する自己評価実施要項，評価実施手引書については，3，4，5で記述した事項を再検討することを希望する。

## 6. F 委員

### 検討の方針について

「自己評価実施要項」については、大学が実際に提出をもとめられる報告書の内容を中心として検討する。今回は、時間的な制約もあり、基本的に重要と考える部分のみについて、意見を述べる。

### 検討結果について

#### I. 「全学テーマ別評価自己評価書：教育サービス面における社会貢献」について

- (1) 「とらえ方」や「目的・目標」に関する調査項目は、「目標」一本に変更する。

機構が向かう方向は、目標評価である。各大学の目標は、全学の合意形成があって設定できるのであるし、それだけの手続を踏まないと全学で受容されることにはならない。機構が求めてすぐに模範解答ができるような内容のものではない。そのためには、数年をかけて各大学が機能する「目標」を立てる余裕を与える必要がある。

目標評価を目指す機構にとってまず大事なことは、各大学が「目標」→「具体的な目標＝重点目標」→「行動計画・取組」→「成果の指標化」の連鎖メカニズムを自己点検評価システムとして創り上げることである。その態勢が整ってから初めて、機構の目標評価が有効に機能することになる。

目標評価の有効性に関する基本認識と大学の経営目標の現実認識が、機構のスタッフに備わっているのであれば、まずやるべきことは、各大学における目標のプランニングに関する実情調査を行うことである。これは機構の評価の基本に係わることである。

- (2) 「6. 項目別自己評価結果」の項目で、各大学に自己（評定）採点を求めることはやめる。

上記の調査項目は「自己評価書」のコアになっている部分である。なぜ「自己評価書」と名付けたのかは、この項目が根拠になっている。例えばここでは、目標の達成状況を各大学に自己評定（自己採点）させることを求めている。各大学の経営目標がまだ整っていない段階で、達成度

を判定させて、どのような有用な情報を得ようと考えているのだろうか。

- (3) 以上、一言で意見を述べさせてもらうなら、「自己評価書」は、教養教育のテーマと同じように「実情調査表」として実施すべきである。

## II. 「実情調査実施要項【教養教育】について」

- (1) 「2 教養教育に関する考え方」, 「3 目的及び目標」を新たに設定させることはやめる。

先にも述べたように、機構の評価に合わせて教養教育の理念や目標を各大学に設定させる考え方はおかしい。むしろ、これまでにどのような理念や目標を立てて改革を進めてきたかを情報あるいはデータとして報告を求めるべきである。

- (2) 「4 教養教育に関する取組」の「取組」という言葉を大事にしてほしい。調査票では、「取組」は「(1)実施体制とFD」「(2)教養課程の編成及び履修状況」「(3)教育方法, クラス規模, シラバス実施状況」から構成されている。通常は、「取組」は「重点目標」にそったさまざまな活動計画や実行プログラムを指すと考える。「取組」という言葉はこれからも大事になるので、こうした内容であれば、例えば「教養科目カリキュラムの特徴と実際」などのようにカテゴリーを変更したほうがよい。

## 7. G 委員

1. これは評価ではなく、審査である。

とくに研究評価については、一人一人の個別教員（あるいはそのグループ）の研究業績について、しかも詳細な項目について評価をおこない、それを基盤に学部（研究科）全体の研究能力を評価しようという構想になっている。それを端的には、「構成員の〇割が卓越」といった形での表現であらわすという。ここで構想されているのは、固定化された一種の枠組みにおいて、個別教員の業績を含めた「評価」を行おうというのであって、むしろ学部の設置審査と呼ぶべきものである。それを全大学について5年に1回行うというのは、そもそも大学評価の構想の域を大きく逸脱していると考える。

2. 「自己評価」の意味を取り違えている

研究についての「自己評価」は、上述のように、基本的には一人一人の教員（あるいはグループ）の研究業績の「自己評価」に基づくものとしている。しかしこれは自己評価の意味を二重に取り違えている。第一に、自己評価とは、組織としての大学が、自らの設定した目標について自ら評価を行うのであって、その方法は（個々の教員の業績の扱い方を含めて）大学自体が判断すべきものである。第二に、業績について自ら判断するのは、自己採点であって、自己評価ではない。それをするなら、むしろ客観的な評価が必要であろう。

3. 実効性が疑問

研究評価については自己申告・採点をもとにすることになっているが、それをそのまま、評価者の側が受け入れるのか。もしそうでないとしたら、どのような基準によるのか、この点について全く不透明である。もし客観的な判断をしようとするのであれば、膨大な作業が必要となる。

いってみれば、科研費の審査のようなことを全教員に行わなければならないことになる。本当にできるのか。中途半端な「評価」では誰も納得しない。

#### 4. 教育評価

教育評価については、全く抽象的であって、ほとんどの分野でも通用するような枠組みだけがあって、なにが判断の基準になるのか検討がつかない。そもそも、評価する側が、それぞれの分野の教育で、具体的に何が問題であるのか、という点について了解がないのではないか。訪問審査でそれを補うというかもしれないが、その場合でもどのような点に着目するかが問題である。この手引書・実施要綱では、イメージができない。

#### 8. その他、委員会での各委員の意見

- (1) 各国立大学等の設置の経緯や歴史はそれぞれ全く異なるので、設定される目標も内容も様々になる。それを一律の方向や形式でもって目標設定させるやり方は、要件審査の設置審の評価に近づくので、機構の評価のあり方とは違ったものになる。
- (2) 今回の機構の評価の実施は大学の自己点検評価の実状に合っていないもので、大変社撰であると感ずる。
- (3) 大学設置基準の大綱化以降に各大学が積み上げてきた自己点検評価の実績や実際をふまえて、機構の評価は行うべきである。
- (4) 機構は各大学からの意見を聴取した後は、どのように検討を行いどう対応したか、その経過や結果をホームページなどに掲載するなどして、透明性を高めるべきである。それこそ評価する主体の基本的なマナーである。

# 委員交代等

(平成13年2月24日～平成13年6月1日)

## ■会長の交代

	(新任)	(前任)	[交代日]
会長	尾 真 (京都大学長)	蓮 實 重 彦 (東京大学長)	平成13年4月1日

## ■学長等の異動

### ○ 学長の交代

(大学)	(新任)	(前任)	[交代日]
北海道大学	中 村 陸 男	丹 保 憲 仁	平成13年5月1日
東京大学	佐々木 毅	蓮 實 重 彦	平成13年4月1日
東京農工大学	宮 田 清 蔵	梶 井 功	平成13年5月1日
総合研究大学院大学	小 平 桂 一	廣 田 榮 治	平成13年4月1日
岐阜大学	黒 木 登志夫	金 城 俊 夫	平成13年6月1日
滋賀医科大学	吉 川 隆 一	小 澤 和 恵	平成13年4月1日
京都教育大学	村 田 隆 紀	井 本 伸 廣	平成13年4月1日
奈良先端科学技術大学院大学	鳥 居 宏 次	山 田 康 之	平成13年4月1日
鳥 取 大 学	道 上 正 規	高 橋 和 郎	平成13年4月1日
広 島 大 学	牟 田 泰 三	原 田 康 夫	平成13年5月21日

### ○ 委員長の交代

(委員会)	(新任)	(前任)	[発令日]
第4常置委員会委員長	隆 島 史 夫 (東京水産大学長)	梶 井 功 (東京農工大学長)	平成13年5月1日
第7常置委員会委員長	磯 野 可 一 (千葉大学長)	丹 保 憲 仁 (北海道大学長)	平成13年5月1日

○ 委員の委嘱

(委員会)	(新 任)	[発令日]
特別会計制度協議会	佐々木 毅 (東京大学長)	平成13年4月10日

○ 委員の交代

(委員会)	(新 任)	(前 任)	[発令日]
設置形態検討特別委員会	隆 島 史 夫 (東京水産大学長)	梶 井 功 (東京農工大学長)	平成13年5月1日
同	磯 野 可 一 (千葉大学長)	丹 保 憲 仁 (北海道大学長)	平成13年5月1日
第5常置委員会	佐 藤 滋 (東北大学留学生セン ター長)	田 口 喜 雄 (東北大学留学生セン ター長)	平成13年5月15日
JANUSSEP 小委員会			
〃	廣 橋 光 治 (千葉大学留学生セン ター長)	中 野 實 (千葉大学留学生セン ター長)	平成13年5月15日
〃	宮 原 秀 夫 (大阪大学留学生セン ター長)	中 村 収 三 (大阪大学留学生セン ター教授)	平成13年5月15日

■ 国立大学協会事務局長の交代

(新 任)	(前 任)
諸 橋 輝 雄 (平成13年4月1日就任)	伊 藤 才 一 郎 (平成13年3月31日退任)

## 編集後記

- \* 第106回国大協総会において、全会一致でその設置が確認された「設置形態検討特別委員会」が第1回の会合を開いたのは平成12年7月3日でした。以来まだ1年もたっていないのに、5月時点で本委員会13回、専門委員会等は実に延べ57回開催され、国立大学の新しい設置形態に関して白熱した議論が行われてきました。
  - \* 独立行政法人通則法の国立大学への直接適用については強く反対する態度を堅持しながら、いかなる制度設計をすれば法人化の利点を活用した国立大学改革ができ、我が国の高等教育、学術研究の発展に結びつけることができるのか、国大協における主体的議論は、文部科学省の調査検討会議における議論に十分反映されつつ、更に深まっています。
  - \* 本号の「巻頭エッセー」には、東京工業大学の内藤学長にお願いして「日ごろ考えている2、3について」をご寄稿いただきました。ご多忙のところ快くご執筆いただいた内藤先生のご厚意に、厚く御礼を申し上げます。
  - \* 本年4月1日付けで、伊藤才一郎氏の後を受けて、事務局長に就任をいたしました。これまでの大物事務局長と異なり、岡山大学事務局長から直接の協会入りで、まだ少し生臭く小粒ですが、この大切な時期を精一杯勤めたいと思っております。格別のご指導ご鞭撻を賜りますよう、お願いを申し上げます。  
(諸橋)
- 会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

平成13年6月4日 印刷  
平成13年6月11日 発行 (非売品)

# 会 報 第172号

(第51巻第2号 通巻第172号)

編集兼  
発行者 諸橋 輝雄

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113-0033(東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03(3811)4760

03(3813)0647

FAX 03(3818)8656

E-mail janu@iris.dti.ne.jp

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社

## 国立大学協会の組織

創 立：昭和25年7月13日  
会員大学：99国立大学  
目 的：国立大学相互の緊密な連絡と協力を図り  
その振興に寄与することを目的とする。

- 総 会 （春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理 事 会 （会長・副会長を含む理事21名。各常置委員会委員長）
- 常務理事会 （会長，副会長，各常置委員会委員長）
- 監 事 （2名）
- 常置委員会
  - 第1常置委員会（理念，体制・組織，管理運営）
  - 第2常置委員会（入学者選抜）
  - 第3常置委員会（教養教育，学部専門教育，学生生活）
  - 第4常置委員会（教職員の待遇改善）
  - 第5常置委員会（学術交流，国際協力）
  - 第6常置委員会（財 政）
  - 第7常置委員会（研究，大学院，生涯学習，学術情報）
  - 第8常置委員会（評 価）
- 常置委員会小委員会
  - 第1常置委員会独立行政法人化問題に関する検討小委員会  
〔設置期間：平成11年7月29日～平成13年7月28日〕
  - 第2常置委員会大学入試情報開示に関する検討小委員会  
〔設置期間：平成12年6月1日～平成14年5月31日〕
  - 第2常置委員会入試改革に関する検討小委員会  
〔設置期間：平成12年6月15日～平成14年6月14日〕
  - 第5常置委員会短期学生交流計画（JANUSSEP）小委員会  
〔設置期間：平成11年12月15日～平成13年12月14日〕
  - 第6常置委員会学生納付金等検討小委員会  
〔設置期間：平成12年6月1日～平成14年5月31日〕
- 特別委員会
  - 医学教育特別委員会  
〔設置期間：平成12年4月1日～平成14年3月31日〕
  - 教員養成特別委員会  
〔設置期間：平成12年4月1日～平成14年3月31日〕
  - 設置形態検討特別委員会  
〔設置期間：平成12年7月1日～平成14年6月30日〕
- 特別会計制度協議会（国立大学協会と文部省との協議会）